

# 第四部 社會事業

<p>概 說 ..... 四七五</p> <p>第一篇 社會事業行政 ..... 四七五</p> <p>第一章 社會事業行政一般 ..... 四七五</p> <p>第二章 私營社會事業の統制 ..... 四八〇</p> <p>第三章 私營社會事業の經費と其の獎勵助成 ..... 四八一</p> <p>第二篇 社會事業施設 ..... 四八三</p> <p>第一章 救護事業 ..... 四八三</p> <p>第二章 失業保護事業 ..... 四九一</p> <p>第三章 經濟的保護事業 ..... 四九六</p> <p>第四章 司法保護事業 ..... 五〇三</p> <p>第五章 矯風事業 ..... 五〇五</p> <p>第三篇 兒童保護事業 ..... 五〇八</p> <p>第一章 妊産婦並に乳幼兒保護 ..... 五〇八</p> <p>第二章 貧兒保護事業 ..... 五一八</p>	<p>第三章 少年職業紹介並に指導 ..... 五二〇</p> <p>第四章 不良兒保護事業 ..... 五二三</p> <p>第五章 病弱兒保護事業 ..... 五二六</p> <p>第四篇 社會教化事業 ..... 五二七</p> <p>第一章 總 說 ..... 五二七</p> <p>第二章 社會教育 ..... 五二九</p> <p>第三章 教化事業 ..... 五三三</p> <p>第四章 融和事業 ..... 五三五</p> <p>第五篇 社會事業に關する調査 ..... 五四〇</p>
--	--

# 表計統(業事會社)部四第

## 第一表 社會事業費統計

- 其一 內務省關係社會事業費豫算調
- 其二 地方費社會事業費豫算調

## 第二表 職業紹介統計

- 其一 職業紹介所經營主體別一覽表
- 其二 職業紹介所紹介數月別表
- 其三 職業紹介所業態別紹介數
- 其四 俸給生活者職業紹介所紹介數月別表
- 其五 日傭勞働紹介月別表

## 第三表 住宅統計

- 其一 住宅組合調
- 其二 共同宿泊所調
- 其三 借地借家調停件數月別表

## 第四表 公益質屋調

## 第五表 公益市場統計

## 第六表 簡易食堂統計

## 第七表 少年審判所保護處分統計

## 第八表 圖書館統計

- 其一 圖書館累年表
- 其二 圖書館府縣別表

## 第九表 地方青年團一覽表

## 概 説

昭和三年度に於ける社會事業の一般的傾向は、大體に於て昨年度と大差なく、行詰まれる社會事業の局面展開に向つての努力が續けられた。

一 昨年以來社會事業調査會が先づ社會事業施設の整理に着手し、その體系確立に努力したが、主なる施設改善要綱は大體に於て本年度を以て終つた、けれどもこの施設改善要綱に依つて、現在の行詰まれる社會事業を果してどれだけ打破し得るかは、實際問題としては來年に繰越されてゐる姿である。従つて實際施設に於ても亦、昨年度のものを踏襲したものと見て差支へはないやうである。例へば救護法に於ても、兒童扶助法に於ても、或は小兒保健所の設置に於てもその實現は何れも未來に屬する。

最後に本秋の御大典に際して、皇室よりは社會事業資金として金百五十萬圓の御下賜があつた、而して此の御大典を記念するため各地方各團體に於ていろいろの記念事業が計畫されたが、それは明年度の年鑑にゆづることを附加しておく。

## 第一篇 社會事業行政

### 第一章 社會事業行政一般

#### 一 社會事業行政機關の管掌事務

社會事業行政事務は、主として中央に於ては内務省の外局たる社會局の社會部に、地方即ち道府縣に於ては學務部の社會課に、又主要都市に於ても社會課を特設して、夫々事務規定に依つて管掌されてゐる。

社會局の部課の編成、並に社會部の管掌事務は、その設置以來數次の改正を経て今日に至つたのであるが、現在の取扱事項を其の管掌されてゐる課に依つて列擧すれば次の如くである。(社會局勞働部の管掌事項に就ては第三部第二篇第一章第一節参照)

内務省社會局社會部分掌事務

保護課 一、罹災救助、窮民救助其他賑恤救済に關する事項。二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。六、震災救護殘務に關する事項。

福利課 一、住宅供給改善に關する事項。二、公設の浴場、質屋及簡易食堂宿泊所其他福利増進に關する事項。三、社會教化事業に關する事項。

職業課 一、職業紹介其の他失業の救済及防止に關する事項。二、失業保險の調査に關する事項。三、移植民の保護獎勵に關する事項。

道府縣の社會課に於て所管する事項は、地方の社會事業の監督指導を始めとして、大體右に掲げた社會局の管掌事項と同様であつて、現在では道府縣の全部に社會課が設置され、地方社會事業職員制に依る職員は、本年三月一日現在に於て社會事業主事三二人、同主事補一五八人を數へてゐる。

又都市の社會課は昭和二年七月現在に於て六大都市を始め二七市に設置され、其の所管事項は中央機關のそれと大差はないが、近年に到り直營の事業をなすものが増加した。現今市營事業の主要なるものを挙げれば窮民救助、救療、職業紹介、公設質屋、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、託兒所、兒童相談所、産院、住宅供給、隣保事業等である。

尙ほ社會事業行政事務が主として社會事業關係法規を中心に取り扱はれることは言ふまでもないことであつて、我邦社會情勢の推移と共に社會事業も亦私的社會事業から公的社會事業に轉化しつゝあり、従つて社會事業關係法規の制定も増加し、これが行政事務の範圍も次第に擴大されてゆく。かくして最近内務大臣から社會事業調査會に對し「社會事業機關並に經費」に關して諮問がなされた。而してこの諮問に對し、本年三月社會事業調査會特別委員會は次の如き體系案を決定した。

社會事業機關並經費に關する體系 公私社會事業の發達は其の機關の整備と經費の充實とに負ふ所極めて多し。然るに此等社會事業機關は未だ不備たるを免れざるのみならず、經費又不充分にして斯業の健全なる發達を企圖するを得ざるの現状に鑑み、左の要綱に依り之が完備を期するの要ありと認む。

一、中央機關 現在社會局は内務省の外局として勞働、健康保險、社會事業等に關する行政を統轄するも、社會事業發達の趨勢に鑑み、中央機關として社會局所管事務並に之と密接の關係ある事務を總轄し新に一省を設け、社會行政の完備充實を圖ること、社會事業の指導監督の爲中央に専務の職員を設くること。

二、地方機關 近時道府縣に於ては社會課の設置を見たりと雖も、其の實情に徴するに尙一層之が充實を圖るの要あり、都市に於ても社會事業主管の局課の設けなきものに付ては之が設置を促し、社會事業の完備を期すること。

道府縣並に都市は、必要に應じ社會事業に關する委員を設くること。

三、補助機關 社會事業の運用を円滑適切ならしむる爲、方面委員其の他の社會事業補助機關の發達を計り、救貧制度其の他の社會事業行政の確立と相俟ち、運用上適切なる制度を樹立すること。

四、聯絡調査研究機關 社會事業の聯絡、調査研究に關する私的機關としては、既に中央及地方に社會事業協會其の他の設置を見たるも未だ充分の實績を收むるに至らざるを以て、之が爲相當公費の補助を爲し、斯種機關の充實普及を圖り社會事業の促進を期すること。

五、職員並従事者 社會事業に關する職員に付ては、二三之が制度の設けらるゝものもあるも、未だ不備たるを免れざるを以て、社會事業



なる施設の實現を策し、民間諸團體とも協力して、同胞融和の成果を収むるに一段の努力を致されむことを待望いたします。

國民生活の向上改善の爲には、年來勤儉獎勵に關する諸計畫を實施し、各位の盡瘁に依り其の成績亦見るべきものがありますのは、國家社會の爲慶賀すべきことでありますが、今後更に進んで一般國民に對して、消費經濟に關する實際上の知識を普及せしめ、消費者としての自覺を喚起せしむると共に、國民生活の合理化を期するに、適切なる諸施設を講ずるの肝要なることを覺ゆるのであります。各位は益々周密なる計畫の下に、之が施設の徹底を期せられむことを望みます。

失業の防止は産業の振興、教育の改善に待つて其の目的を達するのであるけれども、他の一面に於て世人の教育並職業に對する正しき觀念を、養成指導することが最も有效なる方途であると考へます。各位は深く社會人心の不安動搖が、多數の失業に原由することを思料せられ、職業教育の徹底に勉むると共に、常に職業紹介所との聯絡を圖り又少年の職業指導に關しても亦十分の力を致されむことを希望致します。

**指示** ▲母性及小兒保健施設に關する件―近時時勢の要求に應じ、母性及小兒に對する各種社會施設の勃興を見るに至りたるは、喜ぶべき現象なりと雖、而も之が保健施設に關しては、未だ見るべきもの少なきは遺憾とする所なり。仍て都市其の他に於ける母性及小兒保健所の設置を勸奨し、又は之が思想啓發の爲め、講習會を開催する等一層力を竭されたし。▲衛生思想の普及啓發に關する件―衛生思想の普及は、一國文化の尺度とも稱せられ、衛生上各般の施設が能く其の實效を収むるに就き、緊要缺くべからざるの要素たり、仍て總ての機會を

捉へ、各種の方法に依り、一般國民の衛生思想の啓發を圖るは、衛生の進歩改善を期する上に於て、一大要務たるを以て、特に力を衛生思想の普及啓發に致されたし。▲罹災救助基金支出規則中改正に關する件―罹災救助基金法に依る支出法に就ては、給與概ね少額に失し現下の狀勢に適合せざるものあるを以て、此等府縣に對し、支出方法改善方通牒指示せしめたるも、尙改正せらるゝもの尠きは遺憾とする所なり。各位一層之が改善に勉め、救助の趣旨を徹底せられたし、▲行旅病人及行旅死亡人取扱に關する件―行旅病人及行旅死亡人の取扱に就ては、取扱者間相互の連絡上遺憾の點なしとせず、各位能く之が協調を圖り、以て同法の圓滑なる施行を期せられたし。▲公益質屋の普及獎勵に關する件―本年五月末現在公益質屋の數は、市町村經營六十八公益法人經營十六、合計八十四に過ぎず。現下に於ける庶民金融の狀況と小額所得者の生活の實情とに顧み、公益質屋の普及を圖るは極めて喫緊の事に屬するを以て、曩に公益質屋の實施に關し、數次指示通牒せしめたる所に依り、之が徹底を期すると共に、本施設の必要ありと認むる地方に對しては、其の實狀を査察して之が設置を勸奨し、以て公益質屋の普及獎勵に勉められたし。▲住宅事務の整備に關する件―住宅事務に關しては數次指示する所ありと雖、住宅組合の事業の經營、書類簿冊の整理、資金の管理其の他に於て、尙遺憾の點尠からず又公益住宅に關しても、當初の計畫に副はざるものなきにあらず。而かも是等の建設資金は、多く低利資金の融通を受けたるものにして、長期間に亘る資金の回收之に伴ふを以て、今後一層之が指導監督に注意し、住宅事務の整備を期せられたし。▲隣保事業に關する件―隣保事業の施設は近時漸く多きを致せるも、之が經營方法に就ては尙遺憾

の點から、本事業たる直接教化指導の任に當るべき定住者を中心として、其の近隣の風化を圖るべき精神的事業たるに拘はらず、動もすれば形式的施設經營に流れ本來の目的に副はざるものあり、自今事業個所の選定、施設及運管等に關し特に留意せられたし。▲融和團體の大禮記念施設に關する件—融和團體は今秋御舉行あらせらるゝ大禮を迎ふるに當り、中央地方特に聯繫を鞏うし、全國的協力の下に最も有效適切なる施設を講じ、國民借和の實現を圖らむとしつゝあるを以て、各位に於ても此の情勢に鑑み、地方の實狀に應じて施爲宜しきを制すると共に、一層意を團體の指導督勵に致し、其の活動に對しては可及的援助を與へ、以て所期の効果を收むるに遺憾なからしむる様勉められたし。▲少年職業紹介事業に關する件—少年職業紹介事業は大正十四年全國的に之を實施したる以來歲次其の成績見るべきものあるに至れるも、之が完きの成果を收むるは、就職後に於ける心身の進歩發達に俟つべきもの多きを以て、就職少年の保護指導に關する機關の設置を促すと共に、雇傭主に對しても必要な指導保護の施設を講ぜしむる等、之が實效を擧ぐるに勉められたし。

**協議事項** 農村に於ける社會事業の振興策に關する件—説明 近時農村に於ける社會事業は、漸く其の必要を認められ、之が計畫實施を爲す向あるに至りたるも、未だ其の普及を見ざるのみならず、事業の内容容亦甚だ不備たるを免れず、地方の狀況に應じ之が振興を期するの要ありと認む、之に關する適切の方策如何。

## 2 六大都市社會事業協議會

第二回六大都市社會事業協議會は五月十一、十二日の兩日

大阪市中心公會堂に於て開催された。協議事項は次の如くである。

**協議事項**—(一)社會事業の恒久的財源に關する件。(二)公益質屋の經營に關する件。(三)都市に庶民銀行設置の法令制定の件。(四)授産事業に對する補助の件。(五)政府は現下の失業事情に鑑み速に失業保險制度を實施せられ度、而して該制度の實施に至るに先ち、各都市に於て實施せる共濟保險制度に對しては、國庫補助金支出を建議するの件。(六)私設社會事業監督取締に關する件。(七)六大都市社會事業連絡を期したき件。(八)不良兒發生防止に關する適當なる對策如何。(九)方面委員制度のため法令制定の件。(一〇)鮮人労働者に關する件。(一一)失業救濟事業に關する件。

右協議事項中(一)の恒久的財源に關しては「(イ)大都市をして市營貯蓄銀行及動産保險事業を經營せしむること、(ロ)適當なる税源の發見に努めること。(ハ)煙草及鹽の專賣品の賣捌。(ニ)職業紹介その他各種社會事業に對して政府の補助金増額に努力すること。(ホ)社會事業資金を設置してその利子を社會事業の資源に充ること」を決議し、(七)の六大都市社會事業の連絡に關しては「各都市に、聯絡に適當なる機關を定め、主催市に通知し、主催市に於て適宜の處置をとること」とし、(八)の不良兒發生防止對策に就ては「調査の上次回の協議會に報告すること」となり。(一一)の失業救濟事業に關しては「救濟の時期方法其他の條件の更改及事業計畫の早期發表方につき、主催市より社會局の諒解を求むること」に決定した。而して次回は京都市に於て開催されることになった。

### 三 社會事業關係調查會並に委員會

社會事業調查會—内務大臣の諮問機關たる社會事業調查會は本年に於ては「社會事業機關並經費に關する體系」、「醫療保護施設に關する體系」、「社會教化事業に關する體系」を決議し答申した。こら等要綱の全文は夫々の章に掲げてある。勤儉獎勵中央委員會—勤儉獎勵の趣旨を普及徹底せしむるため、本年は三月十一日から一週間を勤儉強調週間と定め、夫々地方委員會をして全國的に舉行せしめた。

### 四 社會事業行政並に公的施設費

第四十七回帝國統計年鑑及第四十一回内務省統計報告によれば、最近五ヶ年の社會事業行政費並に公的施設費及社會事業を目的としたる道府縣市町村債は次表の如くである。尙内務省所管及道府縣市町村豫算額の細別に就ては第四部統計第一表(其一及其二)参照。

内務省所管總額	昭和		同		大正		同	
	三年度	二年度	元年度	四年度	三年度	二年度	元年度	
道府縣	七、六四	五、六三	八、三三	四、一八	三、五〇	二、七五	三、二二	
市	一、四五一	二、七五	三、一八	八、一七	三、三三	三、三三	三、三三	
町	二七、三六	三、三三	五、三八	二、三六	三、八二	三、八二	三、八二	
村	二七、三六	三、三三	五、三八	二、三六	三、八二	三、八二	三、八二	
計	四、七七一	三〇、八〇	六、八三	二四、四七	一九、六〇	一九、六〇	一九、六〇	

備考

内務省所管總額は昭和元年度及同三年度は豫算、其他は決算、道府縣及市町村は大正十四年度までは決算以降は豫算。昭和三年度の道府縣市町村の豫算額は「社會事業」第十三卷第一號による。

社會事業關係地方債 (内務省統計報告に據る)	昭和元		大正一四		同		同	
	昭和三年度末	大正一四年度末	同三年度末	同二年度末	同一年度末	同一年度末	同一年度末	
道府縣	三、三三	一、三六	二、五二	八、三九	二〇、三二	二〇、三二	二〇、三二	
市	五、三九	六、五八	五、三二	三、九一	三〇、七六	三〇、七六	三〇、七六	
町	一四、三八	三、九一	九、五七	六、〇四	四、五五	四、五五	四、五五	
計	二三、九四	二四、二二	九〇、二五	六、四二	五五、四三	五五、四三	五五、四三	

## 第二章 私营社會事業の統制

内務省所管の社會事業施設数は、第四十一回内務省統計報告に依れば、昭和元年末に於て三、八〇三となつてゐる。但しこの中には大正十三年末、或は昭和三年末現在のものも含まつてゐる。而して之を事業種別にすれば社會事業に關する機關一六三、兒童保護九六七、經濟保護一三五〇、失業保護二四七、救護二五七、醫療保護一七二、社會教化三六一、其他二八一である。

これ等の社會事業施設の經營主體別については不明であるが、社會局調査の大正十四年度末現在に於ては七〇・七%が私營事業であり、二九・三%が公營事業であつたことから見



て、約七〇%が私營事業であると考へて大差はないであらう。

この私營事業は夫々官廳の監督を受け、各事業施設相互間の連絡統一は中央並に地方社會事業協會によつてなされてゐる。地方に於ける聯絡統一機關たるこの社會事業協會は昭和元年末に於て三七、本年（昭和三年）新たに設立され若くは設立を決定された府縣は宮城、奈良、徳島、島根、山梨、兵庫（神戸市）、岩手、新潟（燕町）、長野、和歌山、群馬（足利市）等である。

中央に於ける中央社會事業協會は主として全國的社會事業協議會、社會事業講習會、圖書雜誌の刊行等を主なる事業となしてゐるが、本年四月一日から社會事業家共済組合の事業を開始した。

社會事業家共済組合は、民間社會事業家の共済を目的として、中央社會事業協會内に設立されたのであるが、事業資金としては、慶福會を通じて原田二郎氏の指定寄附金たる三萬六千圓（毎年繼續して）を宛てゝゐる。事業概要は次の如くである。

一、組合員—民間社會事業従事員にして六十歳以下の者に限る。二、掛金—甲種組合員（成年男子）は一ヶ月一圓、乙種組合員（女子及び未成年男子）は一ヶ月五十錢。而して所屬事業主體は組合員と同額の掛金を負擔すること。三、給與金—▲死亡給與金 加入後六ヶ月一ヶ年未満の甲種組合員は二百圓、乙種組合員は百圓。一ヶ年以

上を經過したるものは一ヶ年毎に甲種は五十圓、乙種は二十五圓を加ふ。加入後六ヶ月未満の者も、災害若しくは法定傳染病により死亡したる者は甲種百五十圓、乙種七十五圓以内の給與金を受ける。

▲療疾給與金—組合加入後二年以上經過の後、本人が負傷又は疾病のため、職務に堪へず退職したるものは、第一等甲種三百圓、乙種百五十圓、第二等甲種二百圓、乙種百圓を支給。加入後三年以上の者は一ヶ年毎に第一等甲種五十圓、乙種二十五圓、第二等甲種三十五圓、乙種十七圓五十錢を支給（等級は別にその標準を定む）。▲罹災給與金 加入者が水難、火災、地震等非常の災害に罹り、財産上に損害を蒙つた際は、その程度に従ひ甲種組合員二百圓以内、乙種組合員百圓以内を支給す。▲出産給與金 加入後一ヶ年以上を經過して出産した場合は金五十圓、死産または流産の場合は二十五圓を支給。▲脱退給與金 加入後一ヶ年以上を經過して組合を脱退するものには加入後一ヶ年以上十年未満のもの掛金總額の二分の一、十年以上十五年未満のもの掛金の總額、十五年以上のもの掛金總額の二倍。而して一ヶ年の成績を見るに、加入申込事業數一八八、加入申込者數男三六一人（内承諾數三〇五人）、女二四一人（内承諾數二〇三人）、計六〇二人（内承諾數五〇八人）である。

## 第三章 私營社會事業の經費と

### 其の獎勵助成

内務省所管の社會事業施設數は、昭和元年に於ては前章に述べた如く總數三、八〇三であつて、この經費は三五、七四一、

○六七圓となるこのうち私營事業に要する経費が幾何であるかは、施設の場合と同様に不明であるが、大體私營事業の多くは資産少なく、一般に篤志家の寄附に依つて維持され、その經營は常に困難とされてゐる。而してこれ等の私營事業に對する助成機關が組織されてゐるが、昭和元年末に於ける總數十八、この經費一、一二五、八五二圓であつて、規模も小さく助成の範圍も限定されてゐるので、私營事業の全般に對しての助成は到底不可能である。そこで、成績の優良なる私營事業に對しては内務省の補助金及助成金があり、更に宮内省、慶福會等の獎勵助成金がある。又各府縣に於ても僅かではあるが補助金を交附して私營事業を助成してゐる。

社會事業費調（第四十一回内務統計報告による）

昭和元年	施設數	經費
社會事業に關する機關	一六三	二、一六〇、七三一
兒童保護事業	九七二	四、一四、三九六
經濟保護事業	一、三五〇	二、〇三三、三六三
失業保護事業	二四七	三六五、八五四
救濟事業	二五七	五、〇二六、二四八
醫療保護事業	一七三	一、〇四四、八六六
社會教化事業	三六一	五九一、七七一
其他	一六一	二〇、四三三、八四八
計	三、八〇三	三、七四二、〇七六

備考 一、施設は年末現在、但し或事業は大正十三年、又は昭和

三年現在のものもある。

- 二、經費は一ヶ年の經費、施設の場合と同様、又經濟保護中宿泊・市場・食堂・質屋 失業保護中紹介所、醫療保護中治療病院・精神病院・結核療養所・癩療養所、社會教化事業中融和・矯風・教化等の諸事業費は不明に付き包含せず。

## 一 社會事業資金御下賜

御即位の大禮を行はせられるに當り、皇室よりは御即位大禮の當日養老賑恤の御沙汰を仰出され、御内帑金百五十萬圓を社會事業資金として下賜あらせられた。

之に依り朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋羣島に各道府縣の頒賜額を決定し各殖民地長官に對しては田中首相から、各道府縣に對しては望月内相から、聖旨を奉體し、夫々賜金の運用についての訓令を發した。

又皇后陛下よりは、久宮の御葬儀に際し慶福會に對して兒童保護資金として金五萬圓を御下賜になつた。（第四部第三篇第一章參照）。

## 二 宮内省及内務省の獎勵助成

宮内省及内務省の社會事業獎勵助成金の下附は、恒例により二月十日に行はれた。

▲宮内省—成績優良なる社會事業五百八十四團體に對し金二十萬圓を下附された。團體の内譯は内務省所管二六三團體、司法省所管一七八團體、文部省所管六〇團體、拓殖局所管八三團體である。

▲内務省―二百五十團體に對し五萬四千圓を下附した。  
 尙内務大臣は十一月十日全國社會事業家より百十五人を詮考し、社會事業功勞者として表彰し銀牌を授與した。

### 三 恩賜財團慶福會の獎勵助成

恩賜財團慶福會は例年の如く二月十一日私設社會事業並に關東震災善後施設團に對し助成金を交附した。私設社會事業助成金は、司法省、朝鮮、臺灣兩總督府、關東廳、樺太廳所管及び東京府外二十七府縣に亘り、四十四の私設事業團體に對し、新築、改築、擴張の經費又は醫療若くは教育器具機械の如く、重要な設備費として最低五百圓、最高四千圓、總額六萬六千圓を下附し、關東震災善後施設團體助成のためには、東京府外七府縣に於ける罹災者の救護又は福利増進を目的とする、經營確實なる團體百六十七を詮考して總額拾五萬圓を補助した。

### 四 低利資金

(イ)簡易保險積立金貸付

逕信省の發表によれば簡易保險積立金運用委員會で決定した昭和三年度の貸付資金額は七千五百萬圓であるが、本年十二月までの貸付額は四八七件、三七、四九八、七〇〇圓であつた。この中、社會事業關係貸付額は次の如く四二件、一、九二五、〇〇〇圓である。

産院	一七五 <small>千圓</small>	公設托兒所	一 <small>件</small>	三三 <small>千圓</small>
就職旅費貸付 及日傭勞働者 賃銀立替資金	一五	實費診療所	一	三〇〇
公立結核療養所	三	公益職業紹介所	一	七

### 第四部第二篇 社會事業施設

授産及職業補導	一	二	小額生業資金	七	一三四
住宅	三	一〇八	貸付資金	二	一九〇
公設市場	九	六一	共同宿泊所	二〇	二七〇
公益浴場	二	三	公設質屋	四三	一、九三五
合計					

(ロ)大藏省預金部積立金貸付

大藏省預金部の發表によれば、昭和三年度の低利資金融通總額は一〇、四〇五、〇〇〇圓で、この貸付の事業種別は次の如くである。

住宅組合	七、〇〇〇、〇〇〇 <small>圓</small>	公益住宅	一、二五三、〇〇〇 <small>圓</small>
住宅資金			
計	八、三三三、〇〇〇 <small>圓</small>		
住宅以外の組合事業資金			
公益質屋	一、四三五、〇〇〇 <small>圓</small>	公益浴場	一五、〇〇〇 <small>圓</small>
公益市場	四五、〇〇〇	托兒所	二一、五〇〇
簡易宿泊所	一〇、〇〇〇	職業紹介所	一〇、〇〇〇
救護施設	一五〇、〇〇〇	不良住宅地區改良	四六、五〇〇
其他	二六、〇〇〇	計	二、一五三、〇〇〇
以上合計	一〇、四〇五、〇〇〇		

## 第一篇 社會事業施設

### 第一章 救護事業

茲に救護事業とは官公費による救護、院内救護、院外救護、

一般窮民救護施設、特殊救護及方面委員の事業等を總稱して言ふのである。

我國の救貧は隣保相扶の情誼によることを第一義とし、その及ばざる者に對してのみ官公費によつて、即ち主として所謂救貧法によつて救護されるものであるが、この救貧法による救護は、その救濟範圍に餘りに嚴格なる制限が加へられ、ために其他の救護施設を必要とするものである。大正六年五月岡山縣に設けられた濟生顧問を最初として各府縣に設置されるに至つた方面委員の制度も實にこの救貧法の不備を補ふために案出された制度とも考へ得るのである。

斯くして最近に至つて救貧法改正の機運は漸く熟し、政府は昨年社會事業調査會の答申したる「一般救護に關する體系」を基礎として救貧法立案方針を決定したのであつたが本年に至り法文の草案成り、來議會に提出する運びとなつた。而して年末に至つて第一回全國救護事業會議が東京に開催せられ「救貧法制定實施」の建議が可決されてゐる。又社會事業調査會に於ては、醫療保護施設に關する體系要綱が可決された。

▲救貧資料蒐集調査—社會局では現行救貧法改正に關する資料蒐集に就き六月四日六大都市及その府縣並に最も貧弱府縣と見らるべき地方の社會課長を本省に招集し、協議會を開いて、要救護者の根本調査を依頼した。調査の對象は貧困のために生活すること能はざる者、即ち次の如くである。

調査の對象 (一)不具廢疾 1.常に就床を要し且複雑なる介護を要するもの。2.複雑なる介護を要せざるも常に就床を要するもの。3.心神喪失の常況に在るもの。4.心神耗弱のため監視又は介護を要するもの。5.心神障礙に因り終身自由を辨じ得るに過ぎざるもの。(二)疾病 1.生命に危険のあるもの(重病)。2.就床二週日以上に亘り引續き療養の必要あるもの(六月十日現在にて二週日以上)。3.就床を要せざるも著しく業務に支障あり二ヶ月に亘るもの。(三)傷痕 1.生命に危険あるもの。2.全治に二週間以上を要し著しく業務に支障あるもの。(四)其他心身の障礙 1.白痴。2.痴愚。3.終身著しく業務に支障あるもの。4.著しく身體虛弱なるもの。(五)妊産婦 1.四週日以内に出産することあるべきもの(六月十日標準)。2.産後六週日を経過せざるもの。(六)滿六十歳以上の老者。(七)尋常小學校の教科を修了せざる十四歳未滿の幼者。(八)前各號に該當せざるもの。

調査方法は、各市町村に於て方面委員カード其他最近調査の資料に基き、又は適當の方法に依りて調査を行ひ、六月二十日に社會局へ提出することになつてゐるが、之を基本として第一に居宅被保護者、收容被保護者の範圍を擴張する具體的法律案が作製されて、來議會に提案されることになつてゐる。

尙大阪府に於て調査したるところに依れば、調査區域の總人口一、四五一、六四七人、内要救護者二四、九三九人であるから、調査人口の一七％が救貧に當る。要救護者の種別を見れば

要救護者種別	實數	總數二〇に對し
不具、廢疾、傷痕者	五、〇四九	二〇・三
其他身心の障害に依り勞働に支障あるもの	四七二	一・九

妊婦	一五	〇六
産婦	一七	〇五
老者	二、九五	一一七
子供	七、八二〇	三〇四
其他	八、三六六	三三七
計	二四、九三九	一〇〇〇

▲救護法案 救護法(救貧法の改稱)は、政友會と實業同志會の協定に基く現政府の重要社會政策の一であつて、曩に内務省に於ては社會局原案を基礎とし、連日に亘り法令審査委員會を開き審議を急いで居たが、十月十八、十九兩日の會議に於て審議を了り、法草案の完成を見るに至り、救貧費總額一千二百七十六萬圓を追加豫算として大藏省に内示し、その諒解を求め、更に文部、司法兩省とも協議を遂げ、法制局に廻附したる上愈々來議會に提案するに決した。この法案に依れば、救護を受くる資格あるものは(一)六十五歳以上の老者、(二)十四歳以下の幼者、(三)妊産婦、(四)不具、廢疾、傷痍、其他精神又は身體の障害に依りて勞務を行ふに故障あるもの扶養義務者を缺くか、或は扶養義務者あるも扶養する能力なき場合に限るとして居つて、救助者の範圍と程度とは頗る擴張されてゐる。救護機關としては市町村にその義務を負はしめ、費用の三分の二は國庫から補助する又救護の種類は生活救助、醫藥、助産、生業扶助等で、その救護方法は救

護を受くるものゝ居宅に於てすることを原則とし、其他のことは凡て勅令に依り定めることになつてゐる。

▲第一回全國救護事業會議 中央社會事業協會主催の下に、十二月五日より四日間東京小石川隣保館に於て開催された。出席者三百餘名、窪田靜太郎博士を議長に、第一部窮民救濟事業、第二部救濟事業、第三部育兒事業、第四部特殊救護事業の四部會に別ち、左の協議題を中心に討議が行はれた。

【協議事項】 第一部窮民救濟事業の改善策如何。第二部救濟事業の普及並に其の改善策如何。第三部育兒事業の主要問題及改善策如何。第四部各特殊救濟事業の整理に關する良法如何。而して討議の結果決議された事項は次の如くである。

【決議事項】 第一部、(一)速かに救貧法を制定實施せられんことを當局に建議す。(二)右の目的を果すために建議に關する實行委員を擧げ、當局に陳情すること、委員の選定は中央社會事業協會理事者に一任す。第二部、(一)政府は細民家屋の改善等積極的豫防手段を講ずると共に、速に大都市に於ける結核療養所の擴張完備に努め、一面府縣立及び市町村合併立結核療養所設置の途を講じ、以て徹底的に結核豫防の實績を擧げられんことを建議す。(二)全國の癩患者を悉く健康者より隔離し、之が傳染を防ぐ根本的癩撲滅方法を確立すると同時に、此等各階級の患者を充分療養せしむるために、徹底的救護設備を完備せらるゝ様建議す。第三部、(一)救護法制定の促進を建議す。(二)希望條項 國及公共團體の補助金の増額。各府縣に於て社會事業の共同募金制度を實施すること。公共團體に於て組合事業資金を募集する場合に於ても、私設團體に對し均霑せられた

きこと。他の社會事業との連絡を密接ならしむること。育兒事業の聯盟を作ること。以上の實行に關しては、中央社會事業協會に一任すること。第四部、(一)軍事救護法に依る被救護者の範圍擴張。(二)不具者再教育に關係せる人々を招集し、之がために講習會を開催すること。(三)盲人救護法の制定。(四)罹災救護基金運用範圍擴張。

▲**醫療保護施設に關する體系** 社會事業調査會の可決せる要綱は下の如くである。救療施設即ち貧困者に對する施療事業及中産階級以下の者に對する輕費診療事業は世態の變遷と經濟組織の推移とに伴ひ其の必要著しく増大の傾向あるを以て之に適應する救療施設の充實は益々緊要の度を加ふるに至れり、又結核、癩、精神病の如き特殊疾病の蔓延は獨り患者個人の苦痛に止らず國家社會に及ぼす慘害測るべからざるものあり、定に社會衛生上の深憂たり、近時漸く之が豫防撲滅に關する社會的施設の見るべきものなきに非ざるも未だ完しとすべからず、是を以て此等醫療保護事業に關しては左の要綱により益々其施設の普及徹底を期するの要ありと認む。

### 第一、無料診療事業

一、病に罹りて醫療を受くること能はざるものなきを期する爲め適當の立法を爲し貧困者にして醫藥を受くるの資なきものは之を公共團體の費用を以て救療することに定むること、前項の公共團體の費用に對しては國庫より補助を爲すこと。

一、公共團體は前項救療の義務を遂行する爲め其の區域の廣狹、貧

困者の多寡等の狀況に應じ施療を主とする病院、診療等必要なる施療機關を適宜設置すること。

一、前號公共團體の救療施設の外に私設の無料診療施設は成るべく之を公費を以てする施療機關に利用し之れに其の施療患者を委託し、公私救療機關相俟つて貧困患者施療に付き遺憾なきを期すること、恩賜財團濟生會を始めとし其の他現存の救療機關は前項に依る公共團體の無料診療患者の委託に依り經常費に餘裕を出すべきに依り其の事業を擴張せしむること、特に資金を運用して都鄙に救療機關を施設し公共團體より多數の委託を受け得る様施設し以て救療機關の普及に資すべきこと。

一、救護に關する法制々定められ施療に關する公費救療の主義確立するに至る迄は公私救療機關の施設を奨励し必要ある場合には私設事業に對し國費又は公共團體の費用を以て相當補助を爲すべきこと。

一、要治療者の選定に就ては成るべく煩瑣なる手續を避け迅速に貧困者をして簡易に治療を受くるを得しむること。

### 第二、共濟救療及輕費診療事業

一、中産者の自助的醫療施設として健康保險其の他共濟的組織の發達を企畫奨励すること。

一、共濟的救療施設と相並んで輕費診療施設の普及を計ること、但し其の事業經營者としては公共團體又は基礎鞏固にして經營方法確實なる公益法人を選むこと。

一、要治療者の選定に付ては之れを中産階級に限るべきも餘り酷に失せざるを要するを以て地方の實狀に應じて適當に之が標準を定

むべきこと。

一、醫療費の低廉は往々醫療の内容を不完全ならしめ易き傾向あり又輕費診療の美名に隠れ營利を貪るの虞なきに非ざるを以て地方に於て本事業の經營に對しては監督を嚴にすべき要あること。

### 第三、特殊疾病療養施設

#### (イ) 精神病療養施設

一、社會組織の複雑を加ふるに従ひ精神病患者は益々増加するの現勢にあるも精神病院法に依る療養施設は極めて不充分なるの現勢にあるを以て全府縣に涉り其の施設の充實を實現すること。

一、特殊の處置を必要とする精神病患者を收容する爲め國立精神病院を設置すること。

一、私宅又は私立病院に監置する精神病患者に對しては醫療保護の周到を期する爲め之が監理查察を嚴にすること。

#### (ロ) 結核療養施設

一、結核蔓延の實狀に鑑み周く全國都府市に多數の結核療養所及結核相談所等の結核療養施設の設置を緊要とすること。

一、結核療養所、結核相談所等は都府市を以て其の經營主體と爲すべきは勿論なるも其の他府縣、健康保險の保險者等も亦之に適すと認めらるるを以て其の設置を勸奨すること。

一、町村に於ける結核蔓延の現勢亦輕視すべからざるを以て町村に診療所、相談所又は巡回看護婦の設置を勸奨すること。

#### (ハ) 癩療養施設

一、癩患者中療養の途なき者の收容を目的とする聯合府縣立療養所の増設及擴張並に國立療養所擴張を速に行ひ浮浪徘徊患者の跡を

絶つべきこと。

一、資力ある患者をして適當の療養を加ふるを得しむると共に隔離の目的を達する爲め適當なる地域を選定し有資患者の爲め自由療養地區を設け療養に必要な施設を爲すべきこと。

一、癩患者の病毒傳播の虞ある業務に對する從業禁止を勵行する必要あると共に從業禁止又は療養所入所に因り生活困難を來せる者に對する國費又は公費を以てする生活費の補助を爲すべきこと。

一、癩患者より生れたる小兒の養育機關及治療し傳染の虞なしと認むべき者の授産機關を設置すべきこと。

一、私設團體の經營に係る癩患者救療施設は醫療其他の設備に於て缺くる所多く資金は概ね篤志家の寄附に待ち經營困難なるの現勢にあるを以て國家は一層之が補助を徹底せしむるの要あること。

#### (ニ) 花柳病療養施設

一、業態上花柳病傳播の虞ある者の診療を容易ならしむる爲め花柳病豫防法に依る無料診療所の設置に努むること。

一、一般公衆の花柳病診療を容易ならしむる爲め公共團體又は私設團體の無料又は輕費診療所の設置を勸奨助成すること。

一、特に病毒蔓延防止に關する衛生思想の啓發に努むること。

#### (ホ) トラホーム治療施設

一、公設トラホーム治療施設を増加し少くとも一市町村に一ヶ所以上を開設すること。

二、學校、工場等に於ける本病の蔓延並に撲滅に關しては特別の施設を講ずるの要あること。

以上各特殊病豫防上府縣又は市町村の支出せる經費に對しては國庫補

助を増額し一層徹底的ならしむるの要あり、特に救護に關する法に定むる貧困患者に相當する者の救療費に對する補助率は救護に關する法に於けると同一と爲すの要ありと認む。

以下救護事業の一々に付其の状況を順次略述する。

一 官公費による救護

官公費による救護とは、恤救規則によるもの、棄兒養育米給與方によるもの、行路病人及行旅死亡人取扱法によるものを指す。

一、恤救規則による救護

最近五ヶ年の恤救規則による救護を見るに、次表の如く、平均一年の救助人員は一二、一七六八、救助金額は四三六、六六二・六であつて、救助人員に於ても救助金額に於ても、五年前よりも増加してゐる。

恤救規則に依る救護累年表(内務省統計報告に據る)

	昭和元年	大正十四年	同十三年	同十二年	同十一年	平均五ヶ年
救助人員	一三、七〇七人	一三、〇五七人	二、七九七人	二、五五五人	二、七三三人	一三、一七六・八人
死亡廢止	四、〇八〇	三、四八〇	三、六六八	三、九一一人	三、八六五	三、八二六・八
年末現在	九、六二七	八、五七七	八、二二二人	七、七五四	七、九〇六	八、三五九・四
救助金額	四〇、六二七	四二、〇四五	四四、七三三	四三、四三三	四三、五五五	四三、六六二・六

二、棄兒養育米給與方による救護

棄兒の貰受者若くは預り人に對し、棄兒が滿十三歳となるまで、その養育料として年々米七斗を給與するものであつて。

最近五ヶ年平均養育人員は八百七十三人、養育費は約十萬三千圓となつてゐる。而して最近は五年前よりも減少してゐる。

棄兒養育累年表(内務省統計報告に據る)

	昭和元年	大正十四年	同十三年	同十二年	同十一年	平均五ヶ年
養育人員	八三三人	八三九人	八三〇人	八四八人	一、〇三六人	八七三人
廢止人員	一五五	一五〇	一五九	一八三	二八二	一八二・二
年末現在人員	六七七	六八九	六七一	六六五	七五五	六九一・八
養育費	二〇、九三三	二〇、七七一	二〇、七三三	二〇、四三三	二〇、六二二	二〇、八三三・八

三、行旅病人及行旅死亡人取扱法による救護

最近五ヶ年の救護数は次表の如くであつて、平均一ヶ年の行旅病人者救護人員は六、九〇四・八人、救護費は四三八、六六一・四、最近著しく増加したやうである。

行旅死亡人に在つては平均一ヶ年の死亡者數三、七三二・八辨償金は三九、一五九・二となり、前者とは反對に減少してゐるやうである。

行旅病人救護累年表(内務省統計報告に據る)

	昭和元年	大正十四年	同十三年	同十二年	同十一年	平均五ヶ年
救護人員	七、四三三	七、二六六	六、三三二	七、三三三	六、三三三	六、九〇四・八
死亡者	三、三三四	二、二四二	二、〇八三	二、一九八	二、二二三	二、一八九・八
年末現在	二、七四九	二、七〇六	二、四三三	二、二六八	二、〇三三	二、四七〇・八
救護費	四九、九六〇	四七、二五一	四七、八三三	四九、〇三三	四九、〇三三	四八、六六一・四



行旅死亡人取扱累年表(内務省統計報告による)

	昭和元年	大正十四年	同十三年	同十二年	同十一年	平均五ヶ年
死亡者数	三、六六〇人	三、六〇〇人	三、五七〇人	四、五七〇人	三、二四七人	三、七三〇人
辨償金	三三、〇六四	三三、七四九	五二、九三三	四三、八五五	三二、二三三	三九、一五〇

## 二 院内救護

院内救護とは癡疾、疾病、老衰、幼弱等を收容救護する施設を指す。

### 一、老癡保護

主として養老院の施設であるが、昭和元年末のこの種の施設は内務省統計報告によれば四八、收容人員一、六七四人、一ヶ年の経費二五八、四六八圓である。

▲本年五月二十三日浴風會横濱分團の開園式が舉行された。收容定員三百人、場所は横濱市保土ヶ谷區下黒川町である。

▲十月二十八日御大典記念事業として建設された前橋養老院の落成式が舉行された。

### 二、貧兒保護(育兒院)

昭和元年の育兒院の施設は、山梨及沖繩の二縣を除いて總ての道府縣に普及し、其の數一二三三、收容人員五、九三八、経費七五〇、二二四圓である。(内務省統計報告)

### 三、施療院

昭和元年の施療院の施設は二三、施療を兼ねる病院、診療

所及委託診療所を含めて八九(内務省統計報告)となる。これ等の病院及診療所の入院患者の延人員は六〇八、四八六人、外来患者の延人員は三、二五七、三〇六人であつて、其の経費は四一九、三〇三圓(施療病院の経費は不明)を要した。

## 三 院外救助(一般窮民救助)

院外救助は、被救助者の居室に於て救助を行ふものを言ふのであつて、院内救助を受くる者を減少し若くは防止するたために、家族の疾病、身體的若くは精神的癡疾、失業、災害等により、貧窮して破壊に類したる家庭、子供の養育に甚だしく困難する寡婦等に對し、金品を給與して適當なる扶助を行ひ可成獨立の生活を營み得る様導くことを目的とする。

一般窮民救助施設は昭和元年に於て一五八、救助延人員八三、〇九八人、経費五〇九、八一三圓である。(内務省統計報告)

## 四 特殊救護

### 一、軍事救護

(イ)軍事救護法による救護—第四十一回の内務統計報告によれば、昭和元年の救助人員三六、〇八〇人、この経費一、二七五、四七七圓。

(ロ)軍人遺家族後援—同統計報告に依れば昭和元年の事業數は四五、この経費は六五七、四五七圓である。

二、罹災救助

罹災救助基金法による大正十四年度中の救助費は三三五、

五二二圓。これが費目別及救助費累年表は次の如くである。

罹災救助基金救助費費目別(第四十七回帝國統計年鑑に據る)

年度	食料費	被服費	就業費	小屋掛費	雑費	合計	基金年度末現在高
大正十四年度	一四〇、九六七	二六、五三五	七〇、九三三	八二、四三六	一五、六六〇	三三五、五三一	七三、七七三、七六四
同 十三年度						一、三九八、八二九	六九、四〇七、二〇一
同 十二年度						二、二六六、八〇六	六七、七二一、八四三
同 十一年度						三三四、六九九	六七、〇〇六、七二八

三、水難救助

水難救助施設たる帝國水難救濟會の昭和三年度の概況は、

五 方面委員制度

一、概況

會員一二九、三六七人、資産八八四、四三八・八九救護所一二二〇ヶ所、救助員一〇、〇八六人を有し、本年度の救助成績は次の如くである。

(一)方面委員調(昭和二年九月末現在、社會局調)

救助回数	船體 <small>隻</small>	人命 <small>人</small>	船體貨物見積價格 <small>圓</small>	救難費 <small>圓</small>	方面委員設置數	方面數	委員數	委員一人當平均世帯數	取扱件數	經費(昭和二年)年度豫算
四、五	五、九	二、六四〇	五、八二四、八八〇・五〇	六七、八七九・二五	四	二、五三〇	二、八四九	八七七 <small>世帯</small>	二九六、二三	四三三、〇六
備考									取扱件數は昭和元年中	

(二)方面委員取扱件數種類別(昭和元年中、社會局調)

實數	金品給與	保健救療	職業其他紹介周旋	兒童保護	相談指導	戶籍整理	保護救濟	其他	計
總數二〇〇に對し	八〇、三四三	八〇、五九七	七、〇三三	七、〇八八	二五、九九〇	六、七〇九	一五、五二〇	七四、八六三	二九八、二三
	二六・九	二七・〇	二・四	二・四	八・七	二・三	五・二	二五・一	一〇〇

更に本年中新に方面委員の設置若くは増置された地方は次の如く五ヶ所であつた。

▲五月香川縣 ▲五月新潟縣(増置) ▲六月宮崎縣 ▲七月福井縣 ▲九月

徳島縣 ▲九月山形縣(増置)  
二、神奈川縣社會委員設置獎勵規程

神奈川縣では一月三十日訓令第一號を以て社會委員設置獎勵規程を

公布した。その理由とするところは社會委員をして「普く縣下市町村に於ける一般社會狀態査察の任に當らしめ、……一般生活狀況の改善向上を圖り、……地方自治の發達を輔け、進むでは官民相互の連絡機關となり市町村に於ける社會事業の核心たる常設の人的機關」たらしむることによつて社會事業をして眞にその實績を収めしむるにある。而して本規程によつて社會委員を設置したる場合、その經費に對し豫算の範圍内に於て助成することになつてゐる。

三、方面委員協議會

方面委員に關する協議會若くは總會は、各地方で開催されたが、中でも近畿方面委員聯絡會は地域的に大きい會合であつた。

近畿方面委員聯絡會―滋賀縣の主催で十月二十二日縣公會堂に於て催された。出席者一一〇名、協議事項の主なるものは、▲方面委員活動資金を寄附金以外に求むる方法如何▲本聯絡會を一層有效適切ならしむる方法如何▲政府に於て救療法を設け、之が實施機關として救護委員を設くるに際しては、既設の方面委員を以て之れに充て、其の經營主體及組織系統等を現行の儘存續し適當に運用すべく規定せられむことを、其の筋に建議しては如何（實情を調査したる上發案通とすれば建議すること）。理由―現に方面委員として活動せる人々は、孰れも多年其職にありて細民生活の真相を熟知し、之れが救貧及防貧に關し常に剴切適當なる方策を講ずるに於て遺憾を見ず、委員の大多數は殆んど餘人を以て替ふ可からざる實狀なりとす。隨つて救護法の實施に伴ふ新たな機關の設置に依り、方面委員と重複せる委員の任用を見るが如きは勿論、然らざるも若し從來の慣行に反れる採用方法を取るが如きに於ては、整頓せる現在制度を擾亂するの虞なきにあらず、加

之委員の如き政治關係等の外に超然として崇高なる社會奉仕の精神を以て、毫も物質的報酬を求めず、濟世救民のことに當れる篤志人士の任免は、出來得る限り最高行政機關、少くも府縣知事に於て管掌するを最も當を得たるものと認むるに依る。

四、方面助成會

方面委員の事業を財政的に援助する方面助成會若くは後援會は、中央社會事業協會の調査に依れば、昭和三年六月現在に於て七九、會員數は分明せるもの一二、二八二人、經費（昭和二年度）七八、一一一圓（分明せるもの）である。而してこれ等の助成會にして歳出入豫算の明かなもの一八の歳出三七、四一七圓（昭和二年度豫算）の内譯を擧ぐれば、事業費最多く五一・二％、次に基金積立の二六・四％である。

事務費	事業費	會議費	基金積立	豫備費	生業資	雜費	計
四、六五	一九、一六	八二〇	九、八〇	一、四六	一、〇〇〇	四六	三、四七

又歳入は四〇、二四二圓、その主なるものは會費四四・六％、寄附金二二・七％、府縣並市町村の補助金九・七％から成立てゐる。

▲名古屋市方面委員助成聯合會設立―從來名古屋市に於ては各區に助成會があつて、何等の連絡統一がなく事業遂行上甚だ不便であつたが、この不便を除き事業の改善發達並斯業に關する知識の普及増進を目的として、名古屋市方面委員助成聯合會を組織し、四月一日から實施することになった。

第二章 失業保護事業

一 施設一般

失業に對する國家及び公共團體の施設對策としては、職業紹介事業が恒久的施設として擧げられる唯一のものであり、この他には職業補導及授産、生業資金融通、職業再教育及び失業共済、冬季の失業期に於ける六大都市の自由労働者失業救済等、僅かに應急的努力がなされてゐるに過ぎない。

職業紹介法による公益職業紹介所数は昭和三年十二月末現在に於て二二七、昨年末よりも一六を増加した。この全職業紹介所の取扱數(日傭労働者を含まず)は求人數六九〇、三二〇人、求職者數七五〇、七九一人、就職者數二一五、七一七人であつて、これを前年度と比較すれば本年は求人數は約六萬五千人を増加し、求職者數に於ては約四萬四千人を減少した。従つてその就職率は二七・一%から二八・七%に増加してゐる。

	求人數	求職者數	就職者數	雇傭率	就職率
昭和二年	六四、四九	七四、六六	三五、六六	三三・五%	二七・一%
同 三年	六九、三〇	七五、七九	三五、七七	三三・三%	二八・七%

又本年中の業態別取扱數を見れば工、鑛業に於て最も多く、而して求職者數の求人數に超過してゐるものは工、鑛業、農林業、通信運輸業及び雜業である。この詳細に就いては第四部統計第二表其三を見られたい。

日傭労働の紹介數は次表の如く、昨年に比して著しく増加し、雇傭率並に就職率も亦増加してゐる。(月別表は第四部統計第二表其五参照)

計第二表其五参照)

	求人數	求職者數	紹介件數	雇傭率	就職率
昭和二年	二、三六、三三	二、七三、六五	二、三三、四八	九九・五%	八六・三%
同 三年	二、九六、七六	三、三三、〇七	二、九三、三三	九九・八%	八六・一%

俸給生活者の専門紹介所數は昭和三年末には九ヶ所、その紹介數は求人數三、八三一人、求職者數一一、〇八〇人、就職者數は一一、〇八三人であつて、求人數に對する求職者數の割合(二一九・八%)及び求職者に對する就職者の割合(一九%)は何れも一般紹介所の取扱に比較して低い。之に依て又俸給生活者の就職が、一般労働者に比して容易でないことを思はしめる。(月別紹介數に就いては第四部統計第二表其四参照)

又職業紹介所の紹介者を以て組織する共済組合及保險組合は、前者は東京及大阪に、後者は神戸に設立されてゐるが、是等の本年中の成績は次の如くである。

東京市勞務者共済會成績(職業紹介公報六十四號に據る)

昭和三三年中	會員數	給付金總額	負傷手當	死亡手當	遺族手當
第一種會員	八、九、二一	八、八、四、〇〇	八、五、九、〇〇	八、五、〇、〇〇	一、八、〇、〇〇
第二種會員	四、九、二	六、〇、〇	—	—	—

備考 第一種會員は日傭労働者。第二種會員は 一般就職者  
尙第一種會員の取扱は本年一月一日より、第二種會員は十二月一日より開始

大阪市勞働共済會成績(大阪市社會事業概要に據る)

昭和三三年中	加入者數	掛金收入	共済金支給
--------	------	------	-------

傷害共済 二五、〇四六 五、一〇〇圓餘 二、一五二圓餘  
 健康信用共済 八、三六一 一〇、三九圓餘 五、二五圓餘

神戸労働保険組合成績(職業紹介公報六十五號に據る)

組合員數、就業日數並掛金額表

組合員數	最高數	一人平均加入日數	一人平均就業日數	一人平均掛金額
一、七九八	二四・二	二四・八	七三・四	

昭和三年中一ヶ月平均

總數	同上組合員	傷病	同上組合員	失業	同上組合員
一〇〇	に對し	給付	一〇〇	に對し	給付
二九・一	%	二八・一	%	二七・五	%

組合員一人、掛金、割戻、給付平均表

昭和三年中一ヶ月平均	掛金	割戻高	給付高	補助高
	七三・四	二七・〇	八五・四	四〇・〇

尙本年新たなる失業保護施設に關する事項は、社會局の「失業者保護施設暫定具體案」の發表及職業紹介委員會の「女工其他婦人の職業紹介施設改善要綱」の決定であつて、府縣の直接になした施設に就いては特に掲ぐべきものはなかつた。

## 二 政府の施設

一、失業者保護施設暫定具體案 社會局は失業に對する根本的對策を講ずるため、局内に失業問題研究所を設置し、學識經驗ある者に囑託して基礎資料の調査をなし、又内務大臣を

會長とする失業問題調査委員會を新設することに決定し、その經費約六萬圓を明年度豫算に計上した。社會局の方針では失業保險法の制定、失業基金制度の確立、解雇手當制度の確立なる三項目を以て失業に對する根本的對策とすることになつてゐる。

而して失業者保護施設に對しては、その暫定具體案として社會局が十月發表したところに依れば次の如くである。

職業紹介(一)職業紹介に關しては職業紹介法の制定以來、本年八月末現在の調べに依ると全國に二百二十五の紹介所が設置され、漸次普及改善の狀勢を見せてゐるが、現行の職業紹介所は建設費として二分の一、經常費として毎年六分の一の國庫補助をなしてゐるに過ぎず、依つて近く國家は全額負擔の途を拓き、直接職業紹介所は之を國の直營となし、職業紹介の改善、普及並に職員優遇の途を講ずること。(二)近く朝鮮に内地と同様職業紹介法を適用して、朝鮮内に國家經營の職業紹介所を新設し、以て鮮内に於ける失業求職者は鮮内だけで解決し、失業者の需給調節を圓滑ならしむること。失業救濟事業(一)現在では季節的又は異常的失業に際し、官公營事業の起工、繰延または繰上等は六大都市のみに限られてゐたが失業者の大都市集合を緩和するため、全國の主要都市には六大都市同様に政府の失業救濟のための土木事業を起さしむること。右に關する法規の改正並に制定は目下社會局職業課において調査立案中である。(二)政府の失業者救濟事業の徹底を期するため内務、大藏、文部、外務の各省初め逡信、鐵道等の事業官廳と相互連絡を圖り經濟

界の現状、金融關係、貿易の狀勢等を調査し、以て國內のみに止めず國際的に失業問題を解決するため、各省聯合調査會を設置せしむるやう努むること。

職業輔導—(一)生産資金、労働用具、設備等の生産資料の融通または貸與は、原則として地方公共團體をして之を行はしめ、國は低利資金の融通、國庫補助の途を講ずること。(二)青少年の職業輔導のため、政府は相當の助成方法を講ずること。

二、**女工其他婦人の職業紹介施設改善要綱** 昨年十一月二十一日内務大臣よりの諮問「女工其他婦人ノ職業紹介ニ關シ其實績ヲ舉グルニ最モ有效適切ナル具體的施設」に對し、中央並に地方職業紹介委員會は、慎重審議の上夫々答申をなした。この内中央職業紹介委員會の答申(五月)に係る施設改善要綱を左に掲げる。

#### 女工其他婦人の職業紹介施設改善要綱

現在の婦人職業紹介事業は趣意未だ徹底せず、聯絡活動敏活ならず、従つて其の利用甚だ乏しく指導保護も亦充分ならず。此現情に鑑み速に職業紹介法の適當なる改正、全國的職業紹介所網の完成、營利又は有料の職業紹介所の廢止、地方職業紹介事務局の増設並其の事務の現業化を促成し、以て需給調節の全國的統制の策を講ずるの他職業紹介事務の民衆化並に其の擴張完備に努むるは焦眉の急なりと認む。

殊に女工の職業紹介事業の改善は、當該事業主に於て事業の經營を合理化し、從來の弊風を一掃するに努むるに非れば其の實行を期し

難し、就中(一)製絲工場に於て繼續的作業を營まず、毎年事業を一時に休止し、女工を一齊に歸郷せしむるため、徒に募集競争の弊を激甚ならしむること。(二)募集競争のため多額の資金を徒費することの二點は銳意全廢に努めざるべからず。尙雇傭條件の履行其他就職後の保護に關し、最善の注意を加へ、弊害を除去すべき適當の施設を講ずるは、頗る緊切なりとす。

以上の根本的見地よりして施設改善を要すべきこと少からず、今婦人職業紹介事業全般に共通する事項、及女工職業紹介のため特に施設改善を要すべき事項の二項に分ち、大要を擧ぐれば左の如し。

#### 甲 婦人紹介に關する共通事項

一、職業紹介所婦人部の設備を改善完備し、特に主要都市には婦人専門の職業紹介所を設置すること。二、職業紹介所は婦人の職業紹介事務に従事せしむるため専任職員を置くこと。三、職業紹介所は婦人の雇傭に付事業の内容、就職適否、雇傭條件等を嚴密に調査し婦人求職者の指導保護に努むること。四、職業紹介所は女子教育機關、女子青年團、其他婦人保護に關する團體と緊密なる聯絡を圖ること。五、職業紹介事業に關する委員中には婦人を加ふること。六、中央及地方職業紹介事務局に婦人の職業紹介に關する専任職員を置き、職業紹介を指導監督すること。七、求人者又は求職者にして、職業紹介所に對し不實の申込を爲し、若くは虚偽の陳述を爲したる者に對する制裁規程を設けること。八、都市に於ける汽車、汽船の發着場其他樞要の場所には、婦人求職者保護の爲職業紹介所附屬の案内所、又は案内人を置かしむること。九、職業紹介所は看護婦、派出婦等の紹介に關する特殊施設を講ずること。

## 乙 女工職業紹介に必要な事項

一、主なる女工の供給地には勿論、需要地にも職業紹介所を設置せしむること。二、前項の職業紹介所に關しては必要に應じ簡易なる方法を以て市町村組合を組織し、之を經營主體となし得るの途を開くこと。三、前二項に依り設置したる職業紹介所には、特に女工の募集に練達せる者、或は女工の作能を鑑別し得る技倆を有する者並に醫師を置き、且其の取扱は最も親切周到にして敏速なるを期せしむること。四、主なる女工の供給地には女工保護の爲、必ず女工保護組合を設置せしむること。五、前項の組合は職業紹介所と緊密なる聯絡を圖り、殊に女工の就職に關しては必ず職業紹介所を利用すること。六、國庫及地方公共團體は、女工保護組合の經費に對し、相當補助金を交付すること。七、第一項又は第二項に依り職業紹介所を設置したる市町村の職業紹介委員中には、女工保護組合の役員を加ふること。八、女工保護組合の設置せられざる地方に於ては、職業紹介所に女工の家庭と工場との聯絡並に女工保護の事務に當らしむる爲、委員又は囑託等を置かしむること。九、女工の紹介を敏速にし、勞務の需給調節を圓滑ならしむる爲、地方職業紹介事務局を増置し、且之を現業化し勞働者の移動紹介に關する事務を掌らしめ、必要ある場合は適當なる地方に其の出張所を設くること。十、職業紹介所の設置ある市町村内に於ては、募集従事者は職業紹介所長の承認を受くるに非ざれば、女工の募集を行ふことを得ざること。十一、市町村其の他の團體をして、勞銀立替の途を講ぜしめ、女工雇傭の際に於ける前貸金を廢止せしむること。十二、國又は地方公共團體は前項の施設に對し、低利資金融通其の他助成の方途を講ず

ること。十三、製糸女工、其の他季節的出稼者に對しても、職業紹介所の紹介に依り就職の爲旅行する者には、汽車、汽船賃割引の特典を與ふること。十四、職業紹介機關と工場監督機關との聯絡を緊密にすること。

三、職業紹介事務局長會議 八月一日社會局に於て開催。諮問事項は「管内に於ける失業情況及職業紹介事業の現況如何」「地方職業紹介事務局を現業化し其の機能を充分に發揮せしむる具體的方策如何」であつた。而して各地方職業紹介事務局に於ても夫々管内職業紹介所長會議を開催し、少年職業紹介、失業狀態調査其他に就き協議をした。

### 三 公共團體其他の施設

一、備主懇談會 三月九日東京市社會局主催日傭勞働者求人懇談會、及び十二月一日大阪市立中央職業紹介所主催雇傭主懇談會が開催された。前者は日傭勞働者の失業救済に關し、後者は一般に職業紹介所の利用、並に求職者に對する調査に關しての懇談であつた。

二、名古屋市職業紹介委員會の設立 三月二十日創立委員會が開催された。この委員會は從來の單なる諮問機關ではなく、主として給料生活者の紹介助成機關であつて、同市内の各官公署、代表的會社及銀行の人事關係主任者四十三人を委員としてゐる。

三、就職者信用保險 門司市立老松町職業紹介所では、近く就職者信用保險を實施することに決定し、六月その基本調査を開始した。就職者信用保險とは職業紹介所を通じて人を採用した場合、雇傭主は採用と同時に一定の保險金を掛くれば、就職者が雇傭主の金品を窃取逃亡した場合、これに對し保險會社は賠償金を支拂ふのである。この保險

會社は横濱火災海上保險會社であつて、保險料は保險金百圓に對し内勤者は二圓五十錢、外勤者は三圓の割合であるといふ。

尙京城府人事相談所に於ても此仕組を實施することになつてゐる。

四、日備労働者賑恤 四月二十九日天長節を祝ふため、極東聯合協會は大阪市天王寺公會堂に於て、日備労働者五千人にパンを、又十一月御大典を奉祝するために、東京市は日備労働者一萬四千人に對し食券を配布した。

昭和三年度失業救済事業計畫調（社會事業）第十二卷第十號による）

事業種目	事業費豫算	勞力費豫算	勞働者使用見込人數	事業日數	一日平均使用人員	國庫補助所要額
東京市 水道、道路、河港、下水工事	一、〇八、七〇四	四六、七九	二四七、九六	一三〇	二、〇六六	二八、三五
京都市 路面修繕工事	八九、九二	四五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇	三〇〇	三、五〇〇
大阪市 道路修築水路浚渫及修築	四九三、三〇〇	一九一、七五・五	一一〇、三〇〇	一一一	九一	九五、八八三
神奈川縣 河川浚渫	一三、三五三	一一、六二二	六、八三〇	九〇	七六	五、八〇六
横濱市 道路改修、下水埋立、護岸、河川浚渫	三〇七、三三三	二七四、六二二	一五、二六〇	一一二	一、三六	一七、三〇六
神戸市 道路修繕、路側溝新設、下水改良	三六、九三三	七、五〇三	四七、三二	一〇〇	四三〇	三、三五
名古屋市 下水擴張、砂採取、市有地埋立	五〇一、二五六	一九〇、四〇二	三三、二五九	一一三	一、〇〇三	九五、二〇一
計	二、七〇、八三三	一、三六、六三三・九	七三、八四	七三	六、一〇一	六四、三三

## 第二章 經濟的保護事業

少額所得者に對する防貧的保護事業たる經濟保護施設として、住宅の供給、公益質屋、公益市場、簡易食堂を擧げることが出来るが、これ等の諸施設に對して本年特に注目すべき

五、生業資金貸與 奈良縣社會事業協會は、六月から失業救済の目的で一人に付二十圓以内の生産資金を貸與することになり、更に無料保健所をも設置することになつてゐる。

六、日備労働者失業救済事業 本年度も亦昨年同様六大都市及神奈川縣に於て實施されたが、その事業計畫は昨年度よりも多少縮少されてゐる。即次の如くである。

新事項は、殆んどなかつたやうである。而して既に施行された不良住宅地區改良法による改良事業は目下進行中であり、中央卸賣市場法による中央卸賣市場は京都市を除いては未だ開業の運びに至つてゐない。

### 一 住宅の供給



一、住宅供給の現況

(イ) 公益住宅—大正十五年三月末現在の公益住宅(社會局調)は十二府縣に亘つて一九、〇三三戸、經費四、七二〇、九五〇圓であるが、

昭和二年末	大阪市	東京市	名古屋市
戸數	一、八八七	一、三七八	二八二
敷金	家賃二ヶ月分	同二ヶ月分	同三ヶ月分
家賃	四、八〇一、四一〇〇	九、〇〇一、六五〇〇	八、三〇一、四三〇〇

尙本年の公營住宅低利資金融通決定額は一、二五二、〇〇〇圓であつた。

(ロ) 住宅組合—昭和四年三月末現在の住宅組合は組合數二、三四八、組合員數二六、八八九、住宅建設費六一、二二〇、五三八圓であつて、全

昭和二年末	大阪市	東京市	名古屋市
組合數	四	四〇	三〇
組合員數	五七	三九一	三七六
住宅數	五九三	?	二八九
出資額	一、一〇九、三三〇	九六〇、九〇〇	八六六、八〇〇

(ハ) 共同宿泊所—獨身労働者其他の宿泊施設たる共同宿泊所數は、内務省調に依れば、昭和二年末に於て八九、同年中の宿泊延人員二、二五七、一一六人、同一ヶ月平均宿泊延人員上半期は一九二、四四六人、下半期は一八三、七四〇人である(第四部統計表第三表其二参照)。

施設數	大阪市	東京市	名古屋市
宿泊定員	一、七三九	五四六	三三三

市營住宅の最も多く建設されてゐる六大都市の、最近の市營住宅建設状況を、大阪市社會部調査に依つて左に掲げる。

京都市	神戸市	横濱市
戸數	二六〇	二、六七七
同一ヶ月分	無	同一ヶ月分
八、五〇一、一八〇〇	九、〇〇一、二七、〇〇	四、五〇一、二五、〇〇

國に普及してゐる。(第四部統計第三表其一参照)六大都市に於ける住宅組合は、市營住宅の場合とは違つて、其數は餘り多くはない。大阪市社會部の調によれば次の如くである。

京都市	神戸市	横濱市
組合數	七	二四
組合員數	五二	二五
住宅數	五五九	二五九
出資額	一、七三九、一〇〇	九七五、七〇〇

この種の施設は、事業の性質上大都市に必要であつて、従つて大都市に於ける宿泊者は他に較べて多數である。左に昭和二年末の六大都市に於ける共同宿泊所的情況(大阪市社會部調)を掲げる。

京都市	神戸市	横濱市
宿泊定員	四三三	二七三

宿泊延人員	四六、〇三八	二六、二四	六九、〇六六	一九、四九九	二八、四九七	七四、一九八	八三、四三三
宿泊料	三、一七	二〇、二〇	二〇	二〇	二〇	一五	

備考 宿泊延人員は昭和二年中、大阪市及名古屋市には他に月極の宿舎がある。

一、借地借家調停

借地借家調停法に依る本年中の調停件数は、官報所載の統計を綜合すれば、一〇、六六〇件、内既済件数は九、九〇一件、未済七五九件で

あつた(第四部統計第三表其三参照)。而して昨年に較ぶれば受理件数は減少し、受理件数に對する調停成立件数の割合は増加してゐる。

昭和三年	受理件数			既済件数			未済件数	受理件数一〇〇に對する調停成立
	舊受	新受	計	不調	其他	計		
昭和三年	八六件	九、七四件	一〇、六〇〇件	八、〇六二件	五七件	一、三六二件	七五九件	七五・六%
同 二年	一、〇七五	一〇、三六一	一一、四〇六	八、四五四	五六	一、五七〇	八六	七三・八%

三、不良住宅地區改良施行地の指定

昭和二年七月十五日から施行された不良住宅地區改良法による事業施行地區の、本年度の指定は左記四ヶ所であつた。

横濱市―五月二十三日指定。地區の區域は横濱市中區南太田町字大原耕地、富士見耕地及庚耕地の各一部。事業施行者財團法人同潤會。

大阪市―二月九日指定。地區の區域は大阪市天王寺區下寺町三丁目四丁目及北日東町、南日東町、並同市浪速區東關谷町一丁目、二丁目及廣田町の各一部。事業施行者大阪市。

東京府―三月二十六日指定。地區の區域は東京府三河島町大字三河島字中道、釜ヶ坪及次郎田の各一部。事業施行者東京府。

三月二十九日指定。地區の區域は東京府西巢鴨町大字巢鴨字新田の一部。事業施行者東京府。

名古屋市―三月二十六日指定。地區の區域は名古屋市中區奧田町、下奧田町、東田町四丁目、宮前町一丁目、西塚町東陽町十一丁目塚越町の各一部。事業施行者財團法人愛知縣社會事業協會。

この不良住宅地區改良は、先づ六大都市の不良住宅密集地域の陋屋を除去し、これに代るにアパートメントを建造して從來この陋屋に居住してゐた人々を收容せんとするものである。而してアパートメントは一世帯に付三室乃至二室に區分し、その家賃は大體除去以前の不良住宅の平均家賃を以て、貸與することに決定してゐる。尙政府は總工事費の半額を補助するのであるが、本年度の補助豫算額は六十九萬圓である。

二 公益質屋

社會局の調査によれば昭和三年十月末現在に於ける公益質屋の總數は九六、内公營七九、公益法人營一七、これ等の貸付資金合計は二、七七七、七七五圓となつてゐる。

公益質屋の分布状態を見るに、同年二月十五日現在の調査によれば總數八一中、市及其の隣接町村に在るもの四六、其他の町村に在るもの三五である。府縣別に就いては第四部統計表第四表参照。

以下、昭和三年二月十五日現在の調査について、公益質屋の概況を述べる。

貸付資金は其の多きは横濱市十二ヶ所分の六十一萬圓、東京市の九ヶ所分五十萬七千圓、大阪市の四ヶ所分三十萬圓、東京府社會事業協會九ヶ所分二十五萬五千圓等で、少きは一千圓といふのもあり、全國の公益質屋貸付資金總額は二百四十八萬八千八百七十圓、一ヶ所平均三萬圓となつてゐる。

貸付制限金額は法第四條に依る一口十圓、一世帯五十圓迄とせるもの最も多く、全體の約九割以上に及ぶ。

貸付利率を貸付金額又は質物の種類に依り區別することなく一律に定むるもの七十ヶ所で、其中法律の制限たる月百分の一・二五としたもの最も多く全體の約八割を占めてゐる。

流質期限は四ヶ月とするもの最も多く七十一ヶ所を占め、五ヶ月一、六ヶ月九である。

事業成績に就て見れば昭和二年上半期（四月より九月迄）五十六ヶ所（東京福岡未報告に付き不明）の公益質屋の利用者總數は四九、九五〇人、一質屋平均利用者約百五十人であつて、利用者の職業別を見れば労働者（二八・二%）最も多く、農業者（六・七%）最も少い。

公益質屋利用者職業別表（昭和二年上半期）

職業	實數	總數一〇〇に對する割合
労働者	一四、〇七九	二八・三
小商人	一〇、三三三	二〇・五
小工業者	五、八七九	一二・七
俸給生活者	五、六〇五	一二・二
漁業者	三、四八四	七・〇
農業者	三、三三三	六・七
其他	七、三三九	一四・七
計	四九、九五〇	一〇〇

質物の種類に就て見れば、取扱つた質物は上半期中、口數八四、五四一、點數二二〇、六一三で、一質屋一月約二百五十口、六百五十點である。口數の中最も多きは衣類、次で裝身具である。點數に於て最も多きは矢張り衣類で八五・八%に及ぶ。

入質種類別表（昭和二年上半期）

種類	口數	點數	點數一〇〇に對する割合
債券	三、二七五	五、四一七	二・四
家具	一、三七〇	三、二五四	一・五
裝身具	七、五三三	九、三六六	四・三
衣類	六九、九三〇	一八九、二〇九	八五・八
其他	二、四四四	一三、三三七	六・〇
計	八四、五四一	二三〇、六二三	一〇〇

貸付金額はこの六ヶ月間に於て五一九、五八八、七三三で、期末現在額

七八〇、六一五・〇<sup>四</sup>六、一口の貸付平均金額は六・一四となる。

今期中の辨済状況は辨済人員三四、四三四人、借受人の約七割六分に當り、辨済金總額は二九四、六四二・九二、貸付金の約五割五分であつて、一口の辨済額平均は四・六四となつてゐる。而して貸付金に對する利子収入額は二三、五九五・六五、辨済金の約八分に當り、月利にすると百分の一、三三になるが、これは法施行前の分を多く含んでゐるからであらう。利用者職業別辨済人員は次の如くである。

労働者	辨済人員	借受一〇〇に對する辨済者割合
勞働者	一〇、九六七	六
俸給生活者	四、三三九	七
小工業者	四、五〇九	七
小商人	七、三三四	七
農業者	二、六八八	六
其他	四、七六七	六
計	三三、四三三	六

昭和二年末現在	大阪市	東京市
市場	四九	一五
市場當り店舗數	三六・三	一四・三
賣上高(同一ヶ年中)	三、四五六、七二 <sup>四</sup>	五、〇四九、一九三 <sup>四</sup>
人口一人當り賣上高	一六・三三	二・三六
一ヶ月一市場當り賣上高	六三、七六	二八、三〇八
賣上高百圓に付市の事業収入	一・二八四	一・二八四
同 支出	〇・五三四	一・二二九

名古屋市	京都市	神戸市	横濱市
市場	三	三	八
市場當り店舗數	三三・四	二九・七	二二・〇
賣上高(同一ヶ年中)	四、六三七、二〇 <sup>四</sup>	二、七〇三、四九九 <sup>四</sup>	二、五九八、二二七 <sup>四</sup>
人口一人當り賣上高	五・五五	三・七七	三・九四
一ヶ月一市場當り賣上高	三三、八三六	三三、九五七	一八、四三七
賣上高百圓に付市の事業収入	一・〇三三	〇・八四七	〇・九三四
同 支出	〇・九五一	〇・七〇六	〇・六六一

計 三三、四三三 六  
 流質は二、四九九口、八、七五四點、これらに對する貸付元利金は一五、六六九・五七、其中賣却したものは一、三三八口、四、四七八點、之に對する貸付元利金は七、八六八・六四で、賣却代金は七、四一一・三三、其差額四五七・三〇は公益質屋の損失である。尙所謂殘餘金の交付はなかつた。

### 三 公益市場

社會局の調査によれば、昭和二年末現在の公益市場は三六八、同一ヶ年の賣上金總額は八一、九一六、五五五・二〇であつて、この一ヶ月平均賣上高は上半期では六、三八六、一五九圓、下半期では七、二六六、六〇一圓となつてゐる。これが府縣別に就ては第四部統計表第五表参照。

六大都市に於ける最近の公益市場概況を掲ぐれば次の如くである。

中央卸賣市場の單一制實施に關する決議並に聲明書 六大都市食料品市場聯合會幹事會は一月中旬東京魚市場事務所に於て開催されたが參集者五十餘名。協議の結果收容方法は全國都市に先鞭を着けた既設京都中央卸賣市場の範に倣ひ、單一制に依ることに決し、左記決議並に聲明書を發表した。

【決議】 中央卸賣市場開設に際し、既設市場の閉鎖又は卸賣業務の廢止を爲さしむる場合は、法の定むるところに依り當然補償せらるべきものなるに拘はらず、開設者は財政の負擔加重を云爲して更に顧る所なし、依て既設市場業者の整理を圓滑ならしめ、且つ市場取引の正確公明を圖る爲め、本聯合會は曩に慎重審議の上決議したる取扱品目毎に、團體收容の實現を期し、一路この目的に向つて邁進す。

【聲明書】 食品市場の整備改善は、現時社會政策の大宗たる食糧問題に、最も密接喫緊の事項なるを以て、政府に於ても明治十四年頃より之が調査研究に着手せられ、その後大正元年に至り生産調査會に於て審議の結果、一地區一市場一營業者制を可決せらる。超えて大正七八年歐洲戰亂に際し、經濟界の好況に連れ、諸物價は騰貴の絶頂に達し、國民は生活の脅威を受くるに至れり、依て物價調節の必要上從來の研究調査したる事項を基礎として、中央卸賣市場法を制定實施するに至れり。而して現に中央卸賣市場の建設を卜し、業務を開始したるは京都市にして、其卸賣人收容組織は、業種別に依る一會社制を以て

し、その營業実績を見るに規律整然として貨物の集散を敏速にし、市場經營の統一を畫し、最も公正なる取引に依り複數制に依る從來の諸弊を一掃したるは、眞に法の精神を如實に發揮せるものと謂ふべきなり。之れ時運の然らしむる所にして、吾人は自から進んで社會公益の爲め、自己の利害を顧みず、中央卸賣市場開設の實現を促進し、卸賣人業種別毎の團體收容に依る合理的經營を爲し、以て生産消費兩者の利益を招來せんことを期す。一部生産者の希望する共同販賣所の設置は、市場の秩序と公正なる取引を阻害し、法に據り與へられたる既設業者の優先權を侵し、都市一般の商業組織を破壊するのみならず、何等市民に利益を與へざるものなるを以て、絶對に之に反對す。

#### 四 簡易食堂

社會局の調査によれば昭和二年末現在の簡易食堂數は六七、同一ヶ年の入堂延人員一三、〇二三、八六一人、一ヶ月平均入堂人員上半期は一、〇八七、五八四人、下半期は一、〇八三、〇五九人、同一ヶ年の總賣上高は一、七四八、二六五・八三圓である。これが府縣別に就いては第四部統計表第六表參照。

六大都市に於ける簡易食堂の利用狀況（大阪市社會部調）は次の如くである。

昭和二年末	大阪市	東京市
施設數	五	九
同一ヶ年來客數	一、三五七、三六九	五、六六七、八九六
同一日平均來客數	三、七一九	一八、九九四

名古屋市	京都市	神戸市	横濱市
施設數	二	二	六
同一ヶ年來客數	?	六三八、五九一	一、五〇七、二九九
同一日平均來客數	—	一、七二七	四、一三〇
			一〇八、八三〇

同一ヶ所一日平均來客數	七四	一、八九九	八六一	七九	一三四
同一ヶ所一年賣上高	三〇五、三八〇〇	六八、四三〇、八九	二四、七六〇〇	一〇一、三三〇〇	一九五、九四一〇〇
同一日平均賣上高	五二〇・三	二、三〇六・七六	六九・四	二七・六四	五三六・八三
同一ヶ所一日平均賣上高	一二三・〇	二三〇・六	三四・六	一八・八二	九三・四
食事値段(朝晝夕定食)	三・二五・二五錢	一〇・二五・二五錢	一〇・二五・二五錢	一三・二五・二五錢	一〇・二五・二五錢

備考 神戸市には外に辨當仕出をします。

### 第四章 司法保護事業

司法保護事業は司法省の所管に屬し、補成會によつて統制されたる保護會に依つて行はるゝ事業である。

昭和二年度に於ける保護會數は七四五、會員數 八二、五九六人、經費總額五三九、七五一圓であつて、保護成績は次の如くである。

越人員	新保護人員	資格異動	保護解除人員	年度末人員	本年度延人員
收容保護 一、〇八三	四、七七七	入 一〇六	出 七五	四、一七六	一、〇四三
間接保護 一六、二七	一五、〇三	七五	一六	一四、七七	一七、二〇一
計	一七、三〇	一九、八三	八二	一八、一八五	一八、二四

備考 外に一時的保護三三、九四〇人がある。

本年度の保護事業に關する主要なる事項は、御大禮に際して公布されたる減刑令及復權令の公布、前科者復權運動並に生業資金貸與の實施であらう。

#### 一、減刑令及復權令の公布

十一月十日御大禮に際し、勅令二百七十號を以て減刑令、及同二百七十一號を以て復權令が公布された後者の條文下の如し。

#### 復權令

第一條 罰金以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル爲資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ昭和三年十一月十日ノ前日迄二十年以上ヲ經過シタルモノハ復權ス但シ大正七年十一月十日以後ニ再ヒ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 十八歳未満ノ時罪ヲ犯シ死刑又ハ無期刑ニ非サル刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和三年十一月十日ノ前日迄ニ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ免除ヲ得タルモノハ其ノ刑ニ處セラレタル爲喪失シ又ハ停止セラレタル資格ニ付復權ス

#### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 二、釋放者の身分證明に關する通牒

釋放者の身分證明に關し、内務省は五月十九日各地方長官宛左記の通牒を發し、司法省も亦裁判所、檢事局、刑務所宛て同二十九日これと同意味の通牒を發した。

通牒 内務省地方局長、各地方長官宛。昭和二年二月四日恩赦令中一部改正せられ、同月七日改正恩赦令に基き復権令公布相成候處、同令の適用を受け復権の恩典に浴せる者は實に數十萬人に達し、聖恩の洪大無邊なる眞に感激に堪へざる所に有之候、而して右復権の恩典に浴したる者は、大正八年六月二十五日發地第一一五號及同年十一月十五日發地第二六五號を以て、身分證明の際效力消滅の刑事裁判省略に關する件、通牒に依り市區町村長に於て右の者の身分證明を爲すに當りては、官公署より特に前科に付證明を求める場合を除くの外、受刑者たる事實及復権を得たる事實を記載せる證明書を交付せず、又は之を告知せざることに取扱ふ筈に有之候處、今尙往々にして右通牒の趣旨に背戾する取扱を爲す向も有之、釋放者保護上甚だ遺憾の次第に有之趣、司法省より照會有之候條、爾今復権を得たる者大赦、刑の言渡の效力を消滅せしむべき特赦の恩典に浴したる者、及刑の執行猶豫の言渡を受け、取消さるゝことなくして猶豫期間の満了したる者に付ては、犯罪人名簿に其の旨欄外記入を爲したる上、字體を認識し得る程度に於て、朱線を以て名簿の記載を抹消し、之が身分證明をなす場合に於ては、官公署より特に前科に付證明を求むる場合を除くの外、一般人と同様、前科なきものとして取扱ふ様示達方御取計相成度候。

### 三、司法保護事業功勞者表彰と助成金交付

(イ) 司法保護事業功勞者表彰、十二月二十五日輔成會は保護事業功勞者八十三名に對し表彰狀並に記念品を贈呈した。

(ロ) 司法保護事業助成金交付、十二月二十五日輔成會は加盟保護團體四百四十五に對し四萬二百圓の事業助成金を交付した。

(ハ) 保護主任に對する補助—實際に收容保護を經營せる保護團體の保護主任に對し本年度の輔成會の補助金の交付は總額三千三百圓であつた。但し一人に對し年額百二十四圓のもの二十二二人、同六十圓のもの九人である。

## 四、前科者復権に關する運動

今秋の御大典を期し、改善前科者に對して特別の復権の御沙汰あり度き希望より、原胤昭氏は左記の趣旨書を政府要路、並に一般社會に配布して運動するところがあつた。

【趣旨書大要】……司法當局亦是等前科者の保護教導に意を注ぎ、特に復権の恩典に浴したる者の身分證明に當りては、總て前科に關する事項の記載を差止め、彼等の就職、婚嫁等に累を及ぼすなからんことを期し、最近十年間にして三度その勵行に關する訓令を發して居る、是に依りて永年前科者として社會の指彈迫害に苦惱せし民草は、漸く冷酷なる差別待遇の深淵より浮び出で、遂に白日の下に生くる途が開かれたのである。然るに復権に依りては、前科者は唯その法律上の權利を恢復するに止まり、刑の言渡の效力を失はざるに依り、彼等は依然前科者として犯罪人名簿上にその痕跡を止め、而已ならず昭和二年の復権恩赦に與らざりし拘留及び科料の刑に處せられたる者も、亦犯罪人名簿上に明記せられてとこしへに前科者としての迫害を受けなければならぬのは甚だしき矛盾と云はざるを得ない。加之犯罪人名簿

は幾多の不備不足を指摘し得る粗雑極まるものであつて、到底公簿として權威を保持し難きものである。斯かる公簿に登録することに依りて尙も彼等改善前科者の憂慮を醸し、死して後尙追窮し汚名をとこしへに傳へしめんとする、之を無情と云はずして又何と云はむ。………  
畏くも今秋は 今上天皇陛下御即位の式を擧げさせ給ふのである。天下の蒼生等しく皇室の萬歳を壽かざるはない。此際に當り前科大赦の御施行を被遊、以て前科の差別に泣きつゝも改過遷善の實を擧げたる民を赦免し、その苦惱を救ひ給はんこと、獨り我等釋放者保護の業に携はる者の祈願たるのみならず、また等しく天下萬民の希うて已まざる處である。昭和三年十月一日

### 五、司法保護事業協議會

本年中開催された司法保護事業に関する協議會若くは研究會は、全國的のものは第十四回司法保護事業協議會（十二月東京市）、地方的のものは第七回大阪控訴院管内保護事業研究會（四月高松市）、廣島控訴院管内保護事業聯合協議會（四月岡山市）、第二回長崎控訴院管内保護事業研究會（五月別府市）、札幌控訴院管内保護事業研究大會（六月札幌市）、東京控訴院管内保護事業研究會（七月静岡市）等である。

右諸協議會中、第十四回司法保護事業協議會に於ける決議事項にして、司法大臣に對する建議事項は下の如くである。建議事項――▲司法保護制度の實施▲刑餘者尙犯罪の危険性を有する者に對する保安處置制度制定▲刑餘者復権の法律制度制定▲保護主任の待遇▲無期刑の假釋放者にして釋放後十年以上を經過し成績優良なるものに對する恩命降下。

### 六、保護デー開催

九月十三、十四日本年度の保護デーを開催し、ラジオ放送、廣告、新聞等により釋放者保護事業の全國的宣傳を行つた。

### 七、保護事業職員養成所開設

輔成會第九回保護事業職員養成所は十月二十日より滿二ヶ月間開設された。講習生二十八名、講習科目は次の如くである。社會政策、犯罪社會學、社會事業一斑、刑事政策、少年法、矯正院法、監獄法、釋放者保護事業一斑、釋放者保護實務、各種の釋放者保護實驗談、其他科外講演。

### 八、小額資本金貸與規定

大阪毎日新聞社慈善團の委托により、昨年末釋放者の失業者に對し毎年金三千圓（五ヶ年繼續）の生業資金を貸與することに決定したが本年その第一回が東京及大阪の保護團體を通じて實施された。東京に於ては東京釋放者保護研究會に於て之を管理し、各保護會の申出により交付することになった。その貸與標準及貸與方法は次の如くである。

【貸與標準】――（一）釋放後三ヶ月以上經過したる者、但し特に必要ありと認めたる者は此の限りに非ず、（二）一定の場所に居住する者、（三）支途確實と認むる者。

【貸與方法】――（一）研究會に申出で金員の交付を受け貸與すること、（二）金額は三十圓以内無利子とす、一ヶ月据置後三ヶ月月賦にて返済せしむること、（三）保護會は貸付金の支途方法、利益の有無等を貸付二ヶ月の後報告せしむること、（四）保護會は毎年五月及び十一月末日一ヶ年間の貸付金の決算及成績を研究會に報告し、研究會は之を取纏め大毎慈善團に報告すること、（五）條件の通り返済し且支途其他成績佳良なるものには貸與金の二割以内を奨励金として交付することを得



一ヶ年間に取扱つた成績によれば、貸與したる人員六六人、その最高額三〇圓、最小額四圓、而して金額返済者二七人、一部分返済者一人、全額返済せざる者二五人であるが、この返済せざる者は逃亡又は所在不明による者最も多い。資金を借りて始めた職業は各種の行商、外交、手仕事等である。

## 第五章 矯風事業

矯風事業とは國民の風紀衛生に關する改善事業をいふのであつて、こゝでは禁酒及廢娼に關する運動の大要を述べる。

禁酒運動は主として日本國民禁酒同盟の指導によつてなされ、廢娼運動は主として廓清會及キリスト教婦人矯風會によつてなされてゐる。而して本年の主たる運動は禁酒運動としては昨年と同様に二十五歳禁酒法制定を中心として行はれたやうである。廢娼運動に於ては一昨年から娼妓の待遇問題がやかましくなり、婦人賣買が國際的に問題となつて、一般に注目の度が増はり、従つて運動家側にも熱が高まつて來た。本年の運動も昨年と同様に公娼廢止法制定を中心としたものであるが、帝國議會が解散されたため提案の運びには到らなかつた。六府縣の地方議會に於て始めて公娼廢止建議案が上程され、中四縣會が之を可決したことは特筆すべき事項である。

### 一 禁酒運動

一、全國禁酒團體 日本國民禁酒同盟の調査によれば、昭和三年六月末現在の禁酒團體數八四四、會員數六九、五三〇人である。

二、全國禁酒大會 四月東京市に第九回全國大會開催、出席者四六一名。御大典記念に全國に禁酒會を作ること、廿五歳禁酒法の貫徹その他十數項の決議をなし、優良團體の表彰をなした。

三、禁酒問題講習會 四月東京に日本學生排酒聯盟主催の講習會開催受講者二百餘名。

四、宗教大會の禁酒の決議 六月東京に開催された御大典記念日本宗教大會社會部に於て、廿五歳禁酒法必成、九月一日酒なし日運動を全教派支持協力すること、宗教家の會合は率先禁酒を實行すべきこと、の三項を決議す。

五、酒なし日運動 九月一日關東大震災記念日にあたり、内務、文部兩省後援の下に、府縣及各種の公私團體の協力により全國的に酒なし日の運動が舉行された。本部供給のビラ九十八萬、ポスター六萬、示威行進、講演、映畫、學校訓話、新聞雜誌による文書宣傳、其他の方法により、趣旨の徹底に努力した。

六、御大典記念運動 禁酒會設立を以て記念事業となすべきことを極力鼓吹し、十一月一日より七日間御大典記念禁酒週間を催し、奉祝を飲酒奨励の機會たらしむる勿れ、禁酒會を作れ、禁酒村を作れと宣傳す。

### 二 廢娼運動

一、廓清會婦人矯風會聯盟の主なる運動

帝國議會に對する運動—前年十二月帝國議會開院式後公娼廢止賛成代議士との協議の結果、本年（昭和三年）も前議會に提出したる「公娼制度制限並に廢止に關する法律案」そのままを休會明けの議會開會劈頭に提出することに決定し、各代議士宛に廢娼賛成を求むる書面を發送して署名を求めたが、議會が解散されて遂に提出する運びに至らなかつた。

縣別請願全國的運動—各縣の廢娼請願は從來統一がなく區々であつたものを、一月二十六日の協議會で左の如く方法並に請願文案を統一することになつた。

（方法）一、廢娼請願は同一文面とし全國共通の請願用紙を使用。一、道府縣にては廓清會、矯風會其他が中心となり縣下同志團體及有志の援助により請願に關する手續をなすこと。一、請願は一通とし道府縣會議長宛にすること。一、知事にはその府縣請願同志の代表の連名を以て議長の手許に提出したる廢娼請願の趣意、署名數を通申し同時に願意の徹底を期し陳情請願を差出すこと。

（請願書の文案）は從來廓清會矯風會聯合の使用したものと同一である（本年鑑昭和三年版四八三頁參照）。

## 二、全會廢娼同志大會

六月十二日廓清會婦人矯風會廢娼聯盟主催で東京市日本青年會館に於て全國廢娼同志大會が開催された。昨年度に於ける聯盟の事業報告並に本年度の運動方針に就いての説明、懇談會、協議會等が行はれ、大會の名に於て左の決議宣言を可決した。

【決議】 一、公娼制度は 陛下の忠良なる臣民を醜奴隷の境遇に泣

かしむる制度なれば、御大典記念に之を廢止し、以て日本の人道史政治史上に光彩燦爛たる昭和の新政を謳歌せしむ可し。一、我等は御大典記念に國家が公娼制度の廢止をなすべきを主張すと雖も、貸座敷業者自ら反省して廢業する者あらば是れ最も喜ぶべき事なるを以て、全國貸座敷業者に對し、御大典記念に廢業せんことを勸告す。右決議す。

【宣言】 今上天皇陛下御即位の大典は愈本年秋季爽涼の候を以て舉げさせ給はんとす。此秋に方り登極を奉祝し萬歳を謹禱する臣民の赤誠は、それ〴〵種々の記念事業となりて現れんとして居るが、國家の政務に携はる者は今奈何なる成案があるであらうか。惟ふに明治天皇は嘗て、一人にても其の所を得ざる者あらば朕が罪なりと宣はせられた。何たる有難い言葉であるか。頃日高松宮殿下には一水兵の妹が醜業奴隷に落ちんとするを救助遊ばされた。眞に畏れ多い次第である。而して我等は悲惨なる幾萬の同胞姉妹が醜業奴隷として存在し、しかも之を是認する公娼制度あるを思ふ時、慄然として懼れ慨然として悲まざるを得ないのである。されば至仁至徳なる今上陛下の御大典奉祝記念に、此の非人道にして風紀衛生に有害なる醜業公認制度の廢止を斷行する事は最も有意義であつて、實に皇室に對し奉る臣民の責務でなくてはならぬ。殊に此惡制度の廢止は日本の人道史政治上に光彩燦爛なる頁を染めなす事となるのであるから絶好至極の記念事業と申さねばならぬ。況んや今次の特別議會に在りては、今日の帝國は經濟國難思想國難政治國難の三大國難に立つ旨を議決した。然らば國民の淫蕩機關たる公娼制度の如きは眞先に排斥せなければならぬ筈であり、國難打開と淫蕩公認とは決

して兩立すべきでない。加ふるに公娼廢止の一斷は正に人心覺醒の一大轉機をなすものであつて、實質剛健の氣尙始めて興り、經濟國難も思想國難も政治國難も刃を迎へずして解くるであらう。即ち公娼制度の廢止は、上は以て叡慮を安んずる無二の忠誠なる國民的一大記念の事業であり、下は以て現下國難の時局に處する唯一の功實なる方策であり、外に對しては婦人賣買禁止の國際條約に適應する所以の道であるから、此の機會に於て此の制度の廢止すべきことを茲に宣言する。昭和三年六月十二日 於日本青年館 全國廢娼同志大會

尙緊急動議として「現に貸座敷等に從事し又は關係あるものを各種の公職に就任せしむべからざるものと認む」との議出で、直ちに可決、決議として總理大臣、内務大臣、民政黨、政友會、東京府知事を訪問手交された。

### 三、廢娼日

十月二十八日例年の通り全國的に「廢娼日」が舉行され帝國議會に請願するために廢娼賛成者の署名を求めた。當日街頭に於て宣傳された廢娼に對する主張は下の如くである。(主張)一、我等は人道上より事實上の人身賣買制度たり奴隸制度たる公娼制度の廢止を期す。二、我等は風教上より公然婦人の貞操蹂躪を認許する淫蕩宣揚機關の廢止を期す。三、我等は衛生上より國民の體質を壞敗せしむる最も恐るべき病毒傳播制度の廢止を期す。

### 四、廢娼建議案の縣會提案

從來各地の公娼廢止期成會から各府縣會に提案されてゐた廢娼建議

案は未だ一度も府縣會に上程されたものはなかつたが、本年始めて京都、岡山、秋田、福井、福島、埼玉の府縣會に上程され、然も秋田、福井、福島、埼玉の四縣會に於ては何れも「公娼は人道に存置すべきにあらず」として可決された。福井縣で可決された意見書は「公娼制度は人格の尊嚴を知らざりし封建時代の遺風で人道に悖り衛生上有害無益なるのみならず國際條約を無視し帝國の體面を傷つける惡制度である」といふのである。

### 五、公娼制度並に藝妓居住地指定に對する反對運動

(イ)大阪市—大阪府が昨年十二月二十七日新たに市内二ヶ所を藝妓居住地に指定したに對し、大阪矯風會其他に依つて猛烈なる反對運動が起された。▲一月六日中之島中央公會堂に於て新藝妓指定地反對講演會開催(決議)藝妓制度は舊來の陋習にして剛健なる國民精神を破壊し教育を紊り家庭を破ること最も甚し、されば明治大帝御誓文の御趣旨を奉じ漸次これが廢滅を期しをる際大阪府多年の方針をも一變し突如として藝妓住居指定地二ヶ所を増設する如きは忠良なる國民の期待に反す、宜しく速かにこれを撤回し以て天地の公道に本づかれんとを要望す。▲一月八日大阪全市の各基督教會は、教壇よりこれが反對をなし、内務大臣、知事に取消の請願をなした。

▲新たに大阪府下濱寺、淡輪に藝妓住居區域指定許可運動が起されたに對し、一月十三日大阪婦人矯風會主催の指定許可反對府民大會が開かれ、反對の決議並に藝妓指定地許可反對期成同盟會の組織が可決された。

▲三月二十七日から三日間、公娼全廢デーに際し大阪婦人矯風會主催の公娼制度全廢講演會並に松島遊廓移轉反對大阪府民大會が開催さ

れた。當時の決議及び内務大臣、大阪府知事に對する反對抗議書は次の如くである。(決議)一、我等は飽迄松島遊廓の移轉に反對す。一、我等は遊廓を現在の地に於て枯死せしむる事を要望す。一、我等は公娼制度の全廢を要求す。(反對抗議書)公娼制度全廢の立場より松島遊廓移轉に反對す。(理由)一、外は世界の趨勢より内は國民の思想横田大審院長によりて男子も貞操を守る義務ありとの新判決例を下された時代となつた。一、時代錯誤の甚だしき封建時代の遺物たる公娼制度(貞操賣買公認業)を保存すべき理なし。一、遊廓並に藝妓指定地は現状の儘にして、自然消滅さすべき運命にあり。然るに舊臘突如として藝妓の指定地二ヶ所を許可され今また新聞紙の噂によれば松島遊廓移轉の名にて新に遊廓指定地を許可せんとすとこれ明かに遊廓の擴張なり、また松島跡は決して遽かに純潔なる商業地とはならず藝妓指定地待合の如き場所となつて淫蕩の巷の増設となるは火を見るより明かなり、我等は立ちて爰に反對聲明を揚ぐ。▲六月大阪府知事の名を以て指定地許可の取消命令が發表された。

(ロ)東京府一 ▲宮田警視總監の東京府下六ヶ所に二業地若くは三業地を許可したに對し廓清會及矯風會は直ちに反對運動を開始した、即ち各地元の有志團體と計り八月十六日反對演說會を開催し反對決議及び宣言を發表し陳情書を宮田總監に手交した。

▲東京府下二業地許可反對運動は之を統一することとなり、十月二十九日二業地許可撤廢同盟が組織された。

## 第三篇 兒童保護事業

兒童保護事業に關する本年の主なる事項は、乳幼兒に對しては内務省衛生局の小兒保健所設置案が具體化し、又兒童研究所が設立されて醫學上から乳幼兒保護の根本的研究が進められるやうになり、農村の社會施設としては農繁期託兒所の設置が益々獎勵されるやうになつたこと、學齡兒童並小學校卒業生に對して、前者には文部省に學齡兒童就學獎勵規程が制定され、後者には個性尊重及職業指導が益々努力されて來たことを擧ぐる事が出来る。

### 第一章 妊産婦並に乳幼兒保護

#### 一 妊産婦並乳幼兒保護施設現況

一、妊産婦保護施設(昭和元年、第四十一回内務省統計報告による)

施設數	取扱延人員	經費
産院	二七	一五、三三
産婆	二四	一〇四、五三

▲三月名古屋市無料助産所は廢止され、それに代つて助産金給與規定が公布された。即ち本市住民貧困にして自活する能はず、且つ他に扶助を受くるの途なきもの、出産に當り救助を要するときは、本規定により一件につき金五圓以内の助産金を給與するのである。

二、児童相談施設(前掲書)

施設数	取扱数			経費
	一日平均	訪問	紹介	
七	一、〇四六	二四二	四、四七三	一三、八二五
				七、五〇三

▲本年新たに開設されたのは、一月奈良市(赤十字社支部)、四月西宮市(市立)、四月兵庫縣柏原町(町立)、四月堺市(社會事業協會)、四月千葉市(縣立)、六月佐世保市(市立)。尙日本赤十字社佐賀支部は縣下五ヶ町村に設置することを決定し、兵庫縣及山口縣では縣下の市町村に對し児童相談所の設置を奨励し、兵庫縣は児童相談所設置奨励規程を設け、創設の場合設備費の二分の一以内を交付する旨六月九日の縣報で告示した。山口縣は六月廿一日各町村に設置奨励の通牒を發した。

三、乳幼児保護施設(前掲書)

施設数	取扱人員	備考	経費	
			施設費	取扱費
三七	三〇、〇六一		五四、六九七	

▲本年保育所の新設されたものは、二月奈良市(市立)、三月長野縣丸子(私立)、四月京都市(私立)、七月東京市(市立)、八月大阪市(私立)等であつた。

尙晝間保育所の現況並に農繁期託兒所に就ては別項に記述する。

二 児童保護資金

三月十三日執行された久宮の御葬儀に際し、皇后陛下は兒

童保護資金として金五萬圓を財團法人慶福會に御下賜あらせらるゝ旨御沙汰があつた。同會では同十九日社會局に理事並評議員會を開催した結果、永遠に故殿下を御記念申上るため「故久宮祐子内親王記念児童保護資金」を設定し、その利子を以て昭和三年度から児童保護に關する私設社會事業團體を補助することに決定した。

三 母子扶助法制定に關する請願

第五十五議會に對し、東京府福島四郎氏外五百七十五名より、守屋榮夫氏を紹介議員として、四月二十三日母子扶助法制定の請願書提出されたが、日程には上りたるも議題とはならなかつた。請願の要旨は次の如くである。

本請願の要旨は、寡婦にして其の幼兒の扶養に苦しむ者、又は寡婦ならずとも夫病氣の爲、児童扶養の資を稼ぐに堪へざるもの、及孤兒にして之を扶養すべき兩親の無き者は、其の境遇甚だ憐むべきものなり、而して児童の幸福は其の生母に依りて扶養せらるゝか、若くは母に代るべき婦人に依りて扶養せらるゝに在りと雖、前記の如き者は何等其の愛に浴するを得ざるの實情に有り、依て母子扶助法を制定し、以て是等の不幸なる者を救済せられたし。

四 妊産婦及乳幼児保護の標準並に妊産

婦心得及乳幼児保育の一般標準

乳幼児愛護デー舉行の際、妊産婦並に乳幼児保護に就ての

一般知識の向上を圖るために前者は生江孝之、倉橋惣三、小澤一、原泰一氏により作成され後者は廣瀬博士、南崎内務技師の作成に係るもので、昨年發表された「妊産婦乳幼児保護の社會施設の最低標準」及「乳幼児保育の最低標準」とは全然異なるものであつて、その全文は次の如くである。

### 一、妊産婦及乳幼児保護の標準

第一、妊産婦の保護—(一)醫師及産婆の有料診察を受け得ざる妊産婦を保護する爲め市部並郡部に必要に應じて左の機關を設けること。  
イ、妊産婦相談所(妊産婦相談所は内務省保健調査會答申に依り小兒保健所に於て兼て行ふ)。ロ、巡回産婆。ハ、産院。(右各機關の取扱へる妊産婦にして治療を要する者に對しては各種醫療保護機關と連絡を圖り適當の處置を講ずること)。(二)妊娠中及分娩前後に於ける衛生知識の普及向上を圖る爲め政府、公共團體及民間施設に於て左の方法を講ずること。イ、文書の發行頒布。ロ、講演會、展覽會、活動寫眞其他諸集會の開催。ハ、新聞雜誌に關係記事の掲載。ニ、女子教育機關に關係科目の設定。ホ、其他必要な事項。

第二、乳兒及幼兒の保護—(一)乳幼兒を保護する爲め市部並に郡部に必要に應じ左の機關を設けること。イ、小兒保健所(小兒保健所の構成並に事業の内容は内務省保健調査會答申に係る小兒保健所案に依る)。(二)小兒科病院又は一般病院内の小兒科。ハ、巡回診察及巡回看護の機關。ニ、保育所、乳兒院、母子ホーム等の施設。(三)將來完全なる出産登録を行ふべき法律の制定を見る迄は産兒及産婦の保護の徹底を期する爲め小兒保健所、方面委員、産婆會其他の機關に依り出

産ありたる家庭を速かに認知するやう努むること。(三)初生兒の失明防止に關する法規の完備を計ること。(四)乳幼児保育知識の向上普及を圖る爲め政府、公共團體及民間施設に於て左の方法を講ずること。  
イ、文書の發行頒布。ロ、講演會、展覽會、活動寫眞其他諸集會の開催。ハ、新聞雜誌に關係記事の掲載。ニ、女子教育機關に關係科目の設定。ホ、其他必要な事項。

第三、特殊兒童の保護—(一)貧困兒、私生兒、遺棄兒等の自宅扶助、家庭委託又は收容保護を行ふため法規の完備並に公私施設の擴充を圖ること。(二)被虐待兒保護に關する法規の完備並に公私施設の發達を圖ること。(三)療養並に教育を受け得ざる虚弱兒童を保護する爲め保養所の完備を圖ること。(四)精神異常兒を保護する爲め精神鑑別所を設け收容所の擴充を圖ること。(五)身體異常兒を保護する爲め教養機關の發達完備を圖ること。

### 二、妊産婦心得及乳幼児保育の一般標準

第一、妊婦心得—(イ)可成早く専門醫師及産婆の健康診断を受くること。其の指示に従ひ引續き適度の檢診を受くること。骨盤測定、心臓、肺臓、腹部の診察(尿及便の検査を含む)、初産の場合は妊娠三ヶ月目に内診、月一、二回の検尿をなすこと、必要あらば特に「ワツセルマン」氏徴毒検査。(ロ)勉めて妊娠中及び分娩前後に於ける正しき衛生知識を求め置くこと。良文書、講話、母の會、小兒保健所其他の利用。(ハ)勉めて家庭の和樂をはかり、精神の安靜を保つこと。(ニ)勉めて新鮮なる空氣に觸れ麗かなる日光に浴すること。(ホ)適度の運動をなすこと。(ヘ)榮養ある食物をとること。母體の榮養は胎兒の榮養。(ト)衣服、住居、其他に合理的なる注意をなすこと。簡單、

清潔を第一に。岩田帯は廣く、緩く。(チ)常に便通を整へること。(リ)分娩並に嬰兒の用品を可成早く用意すること。(ヌ)分娩豫定日前約二十日間はつとめて過激の運動をせざることにせよ。

第二、産婦心得—(イ)消毒せる産褥用品を使用すること。産褥熱の豫防。(ロ)分娩時は必ず熟練せる産婆を選び之に一任すること。(ハ)産後約十日間の臥床と一ヶ月の安静をなすこと。(ニ)産褥中は特に滋養ある食物をとること。(ホ)乳の分泌に努めること。精神の安静、滋養食、勉めて乳兒に哺乳せしむること。

第三、乳兒保育—(イ)出生届を可成早くせよ。(ロ)初生兒の眼は大切にせよ。(ハ)常に専門醫師の健康診察を受け保育の指示を受けよ。

(ニ)栄養に注意せよ。母乳第一に、乳房は清潔に、人工栄養は必ず専門醫師の指示に従へ。良き牛乳を選べ。ビタミンの補給に注意。授乳は時間を正しく。(ホ)體重の増減に注意せよ。時々體重を量り常に發育標準表と比較。(ヘ)常に便の回数、色、性状、臭氣に注意せよ。

(ト)不機嫌の時は必ず原因を確めよ。検温も忘れるな。(チ)生後一ヶ月間は毎日入浴せしめよ。(リ)睡眠は靜かに可成長くせしめよ。生後一、二ヶ月は約二十時間、漸次減少して滿一ケ年までは約十三時間。

(ヌ)衣服、襁褓の取扱は正しく簡単に清潔にせよ。(ル)七八ヶ月頃より離乳の準備せよ。其の方法、時期を誤るな。(チ)勉めて新鮮なる空氣と麗かなる日光に浴せしめよ。(ワ)運動は可成自由にせしめよ。

(カ)種痘は進んで受けしめよ。(ヨ)家庭看護の一般を心得よ。但し素人療治をするな。(タ)發育の記録を備へよ。

第四、幼兒保育—(イ)心身の發育に必要な良き習慣を作らしめよ。早起早寢、適當の午睡、日光浴、戸外の運動、入浴、薄着、鼻呼吸、

齒ミガキ(更齒期に注意)、食前の洗手食後の含嗽等。(ロ)戸外の動作に注意せよ。車馬其他の危険。(ハ)栄養に注意せよ。好き嫌ひなきやう、常に平均の適量に。(ニ)適當なる間食を與へよ。時刻と消化と栄養價値に留意。(ホ)常に便通を監視せよ。(ヘ)玩具を選択せよ、品質、色彩等に注意。(ト)趣味性の教養に注意せよ、良き音楽、童話、繪畫等。(チ)身體又は精神異常に注意せよ、其の兆候ある場合は可成早く専門家に相談。

## 五 小兒保健所

### 一、内務省衛生局の小兒保健所設置案

内務省衛生局は我國の乳兒死亡率の高きに鑑み、小兒保護の目的を以て豫て全國に小兒保健所の設置を計畫してゐたが愈々具體案の作製を終り來議會に提出することに決し、初年度經費六萬八千圓を大藏省に要求することになつた。この計畫の概要は次の如くである。

設置案 (一)小兒保健所設置地域は都市に限定すること。(二)經營の主體は都市團體とすること。(三)經費は創設費の二分の一、維持費の六分の一を國庫において補助すること。(四)昭和四年度から十ヶ年間に總額五十萬圓の補助を以て五百ヶ所を設置、但し明年度は十萬圓を以て五十ヶ所を設けること。(五)保健所の組織及職能 一、組織、イ、小兒保健所は出産四百に對して一ヶ所の割合とすること。ロ、その設立位置はその地域の中心となるやうな場所を選ぶこと。ハ、小兒保健所は醫師一名と看護婦一名を以て組織すること。ニ、職能、醫師





備考 大賀保健所は一月十九日開所、聖バルナバ保健所は三月二日開所

## 六 母性及小兒保健講習會

一、内務省衛生局主催(第二回)―三月五日内務省衛生局長より廳府縣長官宛通牒「……貴廳及貴管下各都市及公益團體に於て主として母性及小兒の保健衛生上指導獎勵の事務に従事する職員並叙上公共團體及公益團體等に於て小兒保健所、兒童健康相談所、産院、巡回産婆等之に關する保健衛生施設の實務に従事し又は從事せしめむとする職員及家事科擔任の學校教員等にして貴官に於て適當と認めらるゝ者二名乃至十名御推薦の上來る四月二日迄に御回報相成候様致度……」。一、會期 四月十一日より同二十日まで十日間。一、會場日本赤十字社参考館講堂(東京市芝公園内)。一、會費 徴收せず。講習科目。母性及小兒保健事務講習會開催の趣旨、母性及小兒保健に關する各國の立法關係、各國の母性及小兒保健施設の趨勢、妊娠分娩及乳幼兒死亡に關する統計的觀察、妊産婦及婦人の衛生、小兒の發育と育て方、離乳期の食物、小兒の傳染病、小兒の疾病と虛弱兒童の保育、精神異常兒の保護、遺傳、小兒の精神検査法、小兒の心理的發達、婦人及小兒榮養の原理、小兒とトラホーム、小兒と結核、東京市に於ける小兒保健施設、歐米に於ける保健婦教育、婦人及小兒と運動遊戲。

二、愛知縣主催―六月二十三日より三日間名古屋市に於て開催。講習科目―各國の母性及小兒保健施設の趨勢、妊娠分娩及乳兒死亡に關する統計的觀察、保健婦の職責、小兒の發育と育て方、小兒の疾病と虛弱兒童の保育、妊産婦人の衛生、小兒期傳染病、精神異常兒の保護、

遺傳、榮養、小兒とトラホーム、小兒の結核と寄生蟲。

三、静岡縣―七月二十四日より三日間沼津市、同二十五日より三日間静岡市、同二十六日より三日間濱松市に於て夫々開催されたが、講習科目は各國の母性及小兒保健施設の趨勢、妊娠分娩及乳兒死亡に關する統計的觀察。社會事業と母性及小兒保健。小兒の發育と育て方。遺傳。小兒期傳染病。兒童と結核及トラホーム。

四、香川縣主催(妊産婦小兒衛生講習會)―八月二十四日より五日間高松市に於て開催。演題左の如し。皮膚の衛生、小兒の病氣と其豫防、婦人として最も注意すべき二、三の疾患に就て、耳鼻咽喉疾患と教育との關係、眼の型を良くする話、小兒の傳染病と其豫防、妊娠及び不妊に關する概念、小兒の病氣と其豫防、小兒の皮膚疾患に就て、熱病と食餌、恐るべき面疔に就いて、小兒の傳染病と其豫防、學齡兒童の保健、性病に就て、産兒制限問題に就て、小兒の神經病。

五、鳥取縣主催―十月二日より二日間鳥取縣師範學校に於て開催。

## 七 保育所

一、書簡保育所の現況

(一)保育所の經營主體別、經費、收容兒童數―社會局調査に依れば昭和元年末現在に於て保育所の總數二九三、收容兒童數二〇、七六八人、これに要する經費九三六、六六〇圓であつて、これが經營主體別は次の如くである。

施設数	官營					私營		合計
	官營	府縣	市	町	村	團體	個人	
收容兒童現在數	六	三	三	九	八	一七六	五〇	二九三
經費	二四 (六)	一四〇 (三)	二、九六 (九)	二五 (八)	二四 (八)	三、八六 (六三)	四、五七 (五〇)	二〇、六六 (二七)
備考	六、一〇〇 (三)	三、七〇七 (一)	一六、七六 (三)	六、七五 (九)	三、八三 (八)	一八七、一七九 (四)	一三〇、四一三 (四七)	七四九、四八一 (一八七)

備考 一、帝大セツルメント兒童部及信和會、豊國鑛業所支部の託兒所の如き資産、經費が他の附設事業と合しあるもの數ヶ所あるも便宜上其儘之を計上せり  
 二、經營主體の欄中官營とあるは陸軍兵器支廠、陸軍糧秣本廠、東京地方專賣局、千住製絨所等に於ける官營保育所なり  
 三、表中括弧内の數字は當該事項分明せる施設數なり

即ち總數の約八割弱は私設事業にして就中私設團體によるもの最も多數を占む。  
 (一)地方的分布—地方的分布状態を郡部及市部に分ちて見れば、市部に在るもの一八四、郡部に存するもの一〇九を數ふ。郡部に屬するものの中二八ヶ所は東京市の接續地域に存するもの、福岡縣に於ける一ヶ所は悉く炭坑若くは鑛業所内に附設せらるゝものにして、其他は概ね地方の町にあり。農村又は漁村のものは其數極めて僅少なり。但し農繁期に於ける季節的保育所は近時漸く各地に其設置を見るに至りたるも本調査には之を省きたり。更に保育所の分布を府縣別に見れば左の如し。

府縣名	市部	郡部	計	府縣名	市部	郡部	計
北海道	四	—	四	東京	四	—	四
京都	三	—	三	大阪	三	—	三
神奈川	二	九	一一	兵庫	二〇	—	二〇
長崎	—	—	—	新潟	六	三	九
奈良	—	—	—	埼玉	—	五	五
群馬	—	—	—	千葉	—	二	二
栃木	—	—	—	茨城	—	—	—
愛知	三	—	三	三重	—	—	—
滋賀	—	—	—	静岡	—	—	—
長野	—	—	—	岐阜	—	—	—
福島	—	—	—	岩手	—	—	—
青森	—	—	—				

秋田	1	1	山形	1	1
石川	2	4	福井	1	3
岡山	1	7	富山	1	1
山口	3	1	廣島	5	1
徳島	1	2	和歌山	4	2
福岡	9	2	愛媛	2	1
熊本	1	1	佐賀	1	3
鹿兒島	1	1	計	1	1
				109	293

(三) 現在收容人員—現在收容人員並定員に付きては不詳のもの十七ヶ所あれども、今其分明せるものゝみに付きて見るに、大正十五年五月末乃至六月末現在收容児童數の一ヶ所平均は八十人にして、收容人員の多少に依て施設數を分てば

二百人以上 六、百五十人以上二百人以下 一七、百人以上百五十人以下 四〇、五十人以上百人以下 一四一、三十人以上五十人以下 四四、十人以上三十人以下 二三、十人以下 五。即ち五十人以上百人以下を收容するもの五割強を占めて最多數である。次に定員數によつて見るも、其最も多數を占むるは五十人乃至百人のものにして、概して實際收容數は定員以内にあれ共、之を超過するものも亦尠くない。

(四) 保育兒年齢—保育所に於ける児童の年齢構成を大正十三年度末現在児童一〇、四三二名に付きて見れば次表の如く三歳以上六歳未滿の者大半を占め、一歳未滿の者は僅かに總數の約二分を占むるに過ぎない。

一歳未滿	101
一歳以上三歳未滿	1,161
三歳以上六歳未滿	6,655
六歳以上	2,414
計	10,431

(五) 保育狀況—前掲の如く現在保育所の大部分は三歳以上七、八歳迄の児童を受託保育するを主眼とし、保育時間は季節によりて異なるも午前七時乃至九時より午後四時乃至五時に至るを普通とす。幼兒には適當の間食を與へ、晝食は辨當を持參せしめ、保育料として一日一錢以上五錢以内の範圍にて徴收し、間食料(辨當を支給する所にては辨當料)の補充に充つるを一般とす。衛生治療の設備は大都市の比較的進歩せる保育所の外は概ね未だ完備せず。又児童の家庭に對する調査、聯絡等も不充分のもの多く、幼稚園と異なる保育所固有の任務を自覺せるもの尠きやうである。

## 二、農繁期託兒所

農繁期託兒所は農村に於ける社會事業施設の尤なるもので極く新しい施設の一である。而して農家繁忙の際に於ける能率を増進せしむると、他方幼兒保護の上から最近各府縣に於ては頻りにこれが設置を奨勵してゐる。

本年度の該施設に對する主たる事項及開設地方は次の如くである。

イ、福岡縣農繁期託兒所設置獎勵 福岡縣に於ては農繁期託兒の設置に關し兩三年來、獎勵金の交付或は參考書の配布其の他の方法により獎勵をして來たが、本年六月農繁期兒童保護獎勵金交付標準を制定して市長村長宛通牒を發した。其の獎勵金交付標準は下の如し。一、市町村若くは其の他の團體又は個人にして農繁期に於ける兒童保護の目的を以て臨時に一個所若くは數個所に託兒所を設置し其の期間五日以上にして受託兒童延數五十人を超え、成績優良なるものに對し毎年度豫算の範圍内に於て補助金を交付す。二、前項の補助金は事業費精算額の二分の一以内に於て之を定む。

ロ、北海道の季節的託兒所設置要項 一、設置の目的—農漁村の繁忙なる季節に於て足手纏となる子供を預り家族の者に安心して業務に従事せしめ能率の増進を圖ると共に之を保育して農漁村振興の一助たらしむるを以て目的とす。二、經營主體—町村の施設として町村農會、小學校、婦人會、寺院、篤志家の援助協力に依る事を適當と認むるも是等團體篤志家に於て設置するも亦可なりとす。三、設置の範圍及其の個所數—町村數個所（大字、部落）に之を設け子供を託する者の便宜を圖ること。町村内數ヶ所を設くとするも最初に於ては一ヶ所乃至二ヶ所に止め漸次全町村に普及の方針を執るをよしとす。四、設置の場所—小學校、寺院、集會所、篤志家の家等便宜の場所を選定すること。五、設備—保育室、休養室（晝寢せしむ）及遊戯運動場を必要とす。六、主體及保母—小學校長、職員各種團體長、寺院住職、篤志家等の内より適任者を選定し託兒所主任として盡力せしむること、保母は親に代る役目を爲すものなるを以て親切且忠實によく氣の付くものにして奉仕的に盡力する婦人たること。三歳以上の子供を收容する場

合は一人の保母にて十人乃至二十人位迄の世話をなし得べし。七、開設の日數及託兒時間—農漁村の最も繁忙なる季節に於て一二週間乃至一二ヶ月又は數ヶ月間を地方の實情に依り定むる事、收容時間は毎日日の出より日没の間に於て適宜定むること。八、收容する子供の年齢—最初の内は三歳より學齡までの子供を收容し、乳兒は託兒所の經驗と設備の完全を俟つてすること。九、保健衛生—醫師を囑託して入所前子供の健康診断を行ひ託兒所開設中保健衛生につき援助指導を依頼すること。十、晝食及間食—晝は各自辨當を持參せしむるを普通とするも場合に依りては豫め家庭より米を徴收し託兒所に於て之が準備をなすも可なりとす。間食は午前午後の二回に與へたし。十一、經費—設備を充分ならしむる時は相當の經費を要すべきも最初は可成少額を以て計畫すること、保育料の如きも町村の施設とする場合は無料とするも事情によりては一般の自尊心を傷けざる爲相當徴收すること。

ハ、農繁期託兒所保母養成講習會 大阪社會事業聯盟は農村社會施設の一として農繁期に於ける託兒所開設の必要なるに鑑み、保育上の智識を有する有資格の保母養成の目的を以て會員五十名を限り九月十七日より十日間大阪市に於て保母養成講習會を開催した。前半五日は教科目の講習、後半五日間は愛染園及弘濟會保育所に於て實習をなした。講習科目—母性及小兒保健施設の大勢、我國乳幼兒の保健狀態、小兒の發育、小兒の育て方、小兒の疾病、遺傳、託兒所運営方法、保育の心得、兒童保護に於ける婦人の地位。

ニ 千葉縣主催農繁期託兒所、晝間託兒所保母協議會 縣下に於ける幼兒保育者の連絡提携を圖り殊に農繁期託兒所との接觸を密にし之が指導をなし、更に一般家庭に育兒教養の知識を徹底せしむる目的を以

て十月協議會を開催した。

ホ、農繁期託児所開設地—▲北海道五▲青森三、收容兒二一九人▲山形一▲秋田二〇ヶ町村、開所日延一九二日、收容兒延一三、九二六人、保姆九三人、經費總額七九一、九五圓▲宮城三〇▲茨城四五▲神奈川九▲新潟七〇▲福井六▲愛知六二▲岐阜九四▲滋賀二、收容兒一〇〇人▲京都一、收容兒五〇人▲兵庫三二四、收容兒一〇、五〇〇人▲岡山二七五▲廣島一▲山口五二市町村、内縣費を以て獎勵金を交付せるもの三〇市町村▲島根二、收容兒五一人▲高知二收容兒一九人▲佐賀一四町村

## 八 乳幼児愛護デー

一、第二回乳幼児愛護デー—五月五日全国的に開催された。趣意書、我國に於ける乳幼児死亡率の著しく高いことは識者の深く憂ひつゝある所であります。又近時下層階級に於て乳幼児の保育が甚だしく閑却されつゝある實狀は眞に遺憾に堪へないものがあります。就きましては之が對策として先づ輿論に訴へ妊産婦並に乳幼児保護に就ての一般知識の向上と之に添ふ適當なる社會施設の普及徹底を計りますことは實に我國民將來の健全なる發達の上に必須の緊要事であると信じます。乃ち毎年五月五日を期し全國相呼應して乳幼児愛護デーを催す所以であります。

二、第二回大阪乳幼児保護週間—十二月一日より一週間、大阪乳幼児保護協會の主催で大阪市に於て舉行された。舉行趣旨は前項と同様であつて、會期中市内の各デパートに於ては乳幼児健康相談が實施され（相談者數六一二名）、其他乳質検査及牛乳検査等がなされた。

## 第四部第三篇 兒童保護事業

## 九 兒童研究所の設立

### 一、大阪府中央兒童研究所の設立

大阪府社會課では御大典記念事業として中央兒童研究所の設立を計畫中であつたが、一月廿三日の協議會により先づ第一段の計畫として十萬圓を基本とし今年度内に此花區上福島の府立保嬰館の建物を擴張し同館を離れて研究及圖書並に參考室、保健、教育の各部を設け、社會的調査、保健婦養成、牛乳配給等の事業を行ひ、之と同時に醫師藥劑師及職員十數名を置き、保嬰館と或方面に於ては便宜聯絡をとりてその目的完成を期することに決定し、右計畫に要する經費十萬圓は追加豫算として府參事會に計り今秋迄でに着手することに決定した。

### 二、女子高等文化研究所の開設

異常兒に對する醫學的及教育的處置を行ふ特殊機關に關する設備は現在の我國に於ては極めて不備であるところから、曩に三田谷啓博士は大阪市東區今橋三丁目三田谷治療教育院を設け、これ等の異常兒の醫學的心理學的治療に努力しつゝあつたが、今度更に同所に女子高等文化研究所が創設された。其主旨は異常兒の教育に對しては母性の教育が根本的必要であるといふ見地から、理論的方面よりも、實際的方面を徹底せしむる目的を以て、學科は育兒、看護、兒童心理等を主なるものとして總數二十六科目に亘り、其外科外として裁縫、音樂、兒童畫、童話、手工、遊戯、玩具の如き兒童を中心として必要な項目を研究することとし、必要によつては各種兒童保護團體其他に於て研究することになつてゐる。四月十六日から開所され、月、水、金の三日を研究日に當ててゐる。

三、笠原小兒保健研究所の設立

大阪醫科大學教授笠原道夫氏に依つて設立された笠原小兒保健研究所は、十一月一日から大阪市西淀川區大仁本町一丁目に開所された。同研究所の目的は兒童保護事業施設の指導機關として、乳幼兒の生理的、心理的或は環境、榮養の各方面から醫學的研究をなすにある。

四、門司兒童研究所の設立

十一月二十三日門司兒童研究所の開所式が舉行された。同研究所は門司市井上龜三郎氏の私費によりて設立されたもので、兒童保護の研究調査を目的とし、職業相談、健康相談、人事相談の三部に分たれてゐる。

第二章 貧兒保護事業

一 不就學兒童數

昭和二年三月三十一日現在學齡兒童總數九、四〇一、九〇六名中就學兒童は九、三四八、八六五名、不就學兒童は五三三、〇四一名で、學齡兒童百中不就學兒童は〇・五六に當り、大正十四年三月末現在よりも〇・〇五を減少した。

三 兒童就學獎勵助成

各府縣の特別奨學資金による兒童就學獎勵費支出狀況(昭和二年度文部省普通學務局調査)

教科書 學用品 被服 食料 生活費 二種以上供給 計

今不就學兒童を就學の猶豫及免除に分てば次の如く、就學の猶豫は全不就學兒童の五五・七九%に當る。

不就學兒童調(昭和二年三月末現在、文部省統計摘要による)

計	男	一三、三六	就學猶豫	一三、三六	就學免除	二、八四	計	二五、二〇
	女	一六、二七	一六、二七	二、六四	二七、八二			
計	二九、五九	二九、五九	二四、〇〇	五、五九				
不就學兒童百中	五五・七九	四四・三二	一〇〇・					

備考 一、就學猶豫は病弱、發育不完全及貧窮のため就學せしむべき時期に就學すること能はずと認められたるもの

二、就學の免除は瘋癲白痴、不具癱疾及貧窮のため就學すること能はずと認められたるもの(小學校令第三十三條)

二 就學保護事業施設數

昭和元年	施設數	保護延人員	經費
備考	七	一五、二七	三四、八三
	第四十一回内務省統計報告による		



第六條 地方長官ハ本規程實施上必要ナル規程ヲ定メ文部大臣ニ開申スベシ

附則 第二條規定ノ前々年度三月一日現在ニ於ケル學齡兒童數ハ昭和三年及四年度ノ交付金ニ限り前々年度末現在ニ於ケル學齡兒童數トス

## 第三章 少年職業紹介並に指導

少年職業紹介並に指導に關しては、近年著しく識者の注意を喚起するに至つたが、小學校と職業紹介所とが聯絡提携して、少年の職業紹介乃至職業の指導に就て全國的に且つ組織的に努力するに至つたのは、大正十四年七月社會局部長、文部省普通學務局長より地方長官及中央職業紹介事務局長への「少年職業紹介に關する通牒」を以て初めとする。爾來この通牒により各種の施設がなされて既に三年を経過した。

文部省訓令「兒童生徒の個性尊重及職業指導に關する件」(昭和二年十一月)、少年職業紹介に關する施設要領(大正十四年七月)、少年職業紹介事業改善施設要綱(昭和二年三月)、少年求人口調査要領(大正十四年十月)、少年求人求職者取扱並就職後の指導保護に關する要領(大正十五年二月)、少年職業紹介事業施設に關する通牒(昭和二年九月)。是等の訓令、通牒、改善施設要綱、要領等に依つて、本年度は益々この施設の普及徹底に努力の拂はれた年であるが、

特に目新しい施設はなされなかつたやうである。左に本年の少年職業紹介並に指導に關する概要を記述する。

### 一 職業紹介協議會に於ける中央職業紹介事務局長の訓示

(一)、八月一日開催の地方職業紹介事務局長會議に於ける少年職業紹介に關する訓示——少年職業指導乃至紹介の事業は、教育機關に於ては、頃來専ら意を之に注ぎ施設經營を怠らざる状態でありまして、最初より此の事業に關係せる職業紹介機關の活動は動もすれば之に伴はず、反つて進歩極めて遅れたるの憾があります……各位は宜しく茲に反省され、……時運の趣向に鑑み、研鑽工夫を凝らし、從來の弊習を打破刷新することに努め、協力一致して職業紹介事業の指導監督を勵行し聯絡を圓滑にし、銳意斯業の實績を擧ぐること盡瘁し、國家社會の期待に背かざらんことを望むでやまぬ次第であります。

(二)、十月十日開催の東京地方職業紹介事務局長會議に於ける訓示——我が職業紹介機關が教育的使命を果しつゝあります少年職業紹介事業は既に四ヶ年の經驗を有することになつたのであります……殊に國民全體に對し職業選擇の如何に重要なかを知らしめたこと、並に教育機關をして其の社會的使命を自覺せしめるに至らしめたことは實に各位の御努力の結果と考へらるゝのであります……然しながら本事業の效果は數の多寡を以てせず、就職兒童將來の進展の如何を俟つて之を論ずべきものと考へらるゝのであります……各位は從來の御經驗に鑑みて尙幾多の施設改善を講ぜられんことを望む次第であります。就中少年職業紹介委員會は今後益々増置するの必要あり、且つ該委員に對しては適當なる訓練と斯業に關する根本的



精神を培ひ地方の實情に即したる職業兒童の保護指導者たるやう考慮せられたいと思ふのであります。

## 二、少年求人求職者の取扱並就職後の指導保護

少年の職業選擇乃至紹介は、最も之を慎重にし、苟も少年の前途を過らしむるが如きことなきを期せねばならぬ、故に求人者に對する周到なる調査を爲すと共に、尙就職後の指導保護に努め、遺憾なからしむるは、少年職業指導上極めて緊要なることである。従つて各地方職業紹介事務局は管下道府縣の市町村を督勵して、是れが最善の施設を行はしめつゝあるが、更に中央職業紹介事務局は各地方職業紹介事務局宛五月十一日通牒を發して少年就職後の保護指導施設の全國的徹底を促進せしむることとした。

## 三、文部省主催學校衛生技師會議の個性尊重及職業指導に關する答申

文部大臣の諮問事項「個性尊重及職業指導に關し學校衛生上留意すべき事項如何」

答申 個性尊重及職業指導に關し學校衛生上留意すべき事項多々ありと雖特に重要と認むる事項概ね左の如し。

(一)、身體検査を一層精密に行ふの外體力検査、精神検査及特殊性能検査等に依り努めて生徒兒童心身の特徴を明にすること。(二)、個性調査の結果長所は益々之を助長し短所は之を改善する爲左の方法を講じ以て生徒兒童の日常養護を適切ならしむること。イ、要監察兒童の監察を一層合理的ならしむること。ロ、健康相談學校診療學校給食其

他個性改善に必要な衛生施設の普及發達を圖ること。ハ、精神薄弱兒童に對し促進學級、補助學校、身體虛弱兒に對し養護學級、開放學級等其他諸種の疾病異常者に對する特殊の施設を奨勵すること。ニ、學級兒童數の減少を圖り教授の方法を一層個別的にし教授衛生の徹底を圖ること。ホ、机、腰掛、運動用具等をして生徒兒童の身體發育に一層適合せしむること。(三)、上級學校又は職業の選擇其他職業指導の計劃には必ず學校醫を參加せしめ生徒兒童の身體狀況を基礎とし本人及び保護者に對し夫々適切なる助言と指導とを爲さしむること。(四)、教師及び學校看護婦の活動を促し平素生徒兒童の個性觀察を十分ならしむると共に家庭の狀況環境の影響等の調査をなさしむること。(五)、體育運動の指導に就ては生徒兒童の個性に適應せしめ過勞其他有害影響を避けしむること。(六)、教師及生徒兒童に對し職業に關する衛生知識の向上を圖ること。(七)、中央及地方に個性調査及職業指導に關する研究指導機關を設けること。

## 四、個性指導講習會

文部省主催個性指導講習會は四月十六日より東京日本大學に於て開催された。會期一ヶ年。その開催の目的は、文部省訓令第二十號の趣旨に基き、講習員をして教育指導、職業指導及び婚姻指導の理論と實際を學習せしめ、以て兒童生徒の個性に應じ、各種の指導をなす適格者を養成するにある。講習員の資格は専門學校入學資格を有し、初等教育以上の學校教育に従事し居るもの、或は各種紹介所、若くは各官廳、會社、工場等の人事に關係あるものたるを要する。而して講習員には考査の上個性指導員適格證書が授與される。講習科目(一)理論—心理學、遺傳學及び優生學、生理學及び衛生學、精神病學、社會調査

法、劣等兒低能兒研究、不良少年研究、高能兒研究、職業指導史。

(二)方法—心理學實驗法、心理統計法、精神検査法、教育的測定法。

(三)法規—わが國學校教育組織と教育法規、社會教育系統と職業指導職業關係法規、婚姻の法律上の要件について、現代社會組織の解剖。

(四)實際—教育指導、職業指導、婚姻指導。

五、各職業紹介所の施設概況及取扱成績

(イ)聯絡小學校及卒業兒童—少年職業紹介事務所を取扱ひたる職業紹介所は一四二(紹介所總數二二六)、聯絡小學校數二八四〇校。昭和三年三月聯絡小學校の卒業兒童四五九、五七五人(内女二〇八、四六二人)。(ロ)聯絡小學校に於ける施設—常に職業紹介所と提携協力して該施設の徹底を圖り、少年職業紹介指導の講演、就職少年の保護指導等。(ハ)少年職業

紹介事業の各種の宣傳。

(ニ)取扱成績

昭和三年三月小學校卒業兒童希望別調(聯絡小學校二八四〇校分)

	男	女	計	卒業生一〇〇に付
上級學校入學希望者數	一四八、六〇〇人	一二七、二二五	二六五、八二五	五七・八四
家事に従事希望者數	五三、八二八	六五、三六三	一一九、一九〇	二五・七三
職業従事希望者數	四九、六七五	二五、八八五	七五、五六〇	一六・四四
計	二五二、一二三	二〇八、四三三	四六〇、五五五	一〇〇・〇

尙卒業後直に職業従事希望者にして、職業紹介所に求職の申込をなしたる者は三八、五八八人即ち職業従事希望者の五一・〇%に當る。而してこれが紹介成績は次の如くである。

少年職業紹介成績 (昭和三年三月小學校卒業兒童)

職業別	求人數		求職者數		紹介人員數		就職者數					
	男	女	男	女	男	女	男	女				
事務員見習	九九	六五	一、六〇四	二、五四	一、七三	四、二九七	一、〇三五	八〇六	一、八四一	四七二	四三四	八九五
給仕	二、三三八	一、一六〇	三、五〇八	五、二〇二	二、五六〇	七、七六一	三、〇七三	九八〇	四、〇五三	一、五四〇	四九四	二、〇三四
小商店員	二五、六七三	二、四二六	二八、〇八八	六、四八七	二、八四五	九、三三三	五、四六八	二、三六七	七、八五五	三、二〇九	八三一	四、〇四〇
見習工	二〇、二六六	四、四〇七	二四、六七三	九、二〇五	二、〇六九	一一、二七四	七、二八七	一、七七〇	九、〇五七	四、一七二	一一五四	五、三三六
其他	三、七五〇	六、七七九	一〇、五二九	二、三六七	三、五五七	五、九二四	一、三九〇	二、九四八	四、三三八	九二八	一一九七	二、八三五
合計	五三、九五五	一五、四四七	六九、四〇二	二五、七七四	一三、八二四	六六、五六八	一八、二五三	八、八九一	二七、一四四	一〇、三〇〇	四、八二〇	一五、一三〇

備考 一、取扱職業紹介所一四二。

二、求人數一〇〇に對する求職率五六・四%、求職者に對する就職率三九・二%、紹介人員に對する就職率五五・七%

## 六、少年職業紹介委員會の設置

地方長官、中央職業紹介事務局長よりの督勵により、昭和三年には四十二ヶ所設置され、その委員は小學校教員、職業紹介所職員、醫師、雇傭主、社會事業關係職員其他學識經驗ある人々に依つて組織されてゐる。

## 七、職業現場の見學

職業に關する概念を與へ自己に適當なる職業發見の機會を與ふる爲に卒業後直に就職せんとする兒童に對し、本年度に各種の工場、銀行、會社、商店其他の現場を見學せしめた職業紹介所は四十八ヶ所である。

## 八、適性検査に關する施設

少年の性能を検査し、且希望、境遇上の事情等を考察し、適當なる職業を選択又は指導し、その少年の性能に適し、趣味に合致する職業に就かしむる所謂適性検査の設備を有する職業紹介所は昭和三年に四十四ヶ所である。

## 九、就職後の指導及保護

(一)職業紹介所職員の訪問、(二)教員、雇傭主及父兄等と協力指導、(三)通信に依る指導及保護、(四)其他の指導及保護施設。

# 第四章 不良兒保護事業

## 一、少年審判所の保護處分

官報に依り東京及大阪兩少年審判所に於ける本年中の審判の結果を見るに、受理件數一三、四九八に對し終結したるも

の一三、〇三九件、この中審判不開始八、四〇五件、保護處分に附したるもの四、六〇五件、即ち受理總數の六一・三%は審判不開始であり、保護處分は三四・一%である。而して保護處分の内譯を示せば次の如くである。刑罰法令に觸れたるもの若くは虞あるもの、別及男女別に就いては第四部統計第七表參照。

保護處分件數	訓誡	保護者引渡し	保護團委託	少年保護司觀察	感化院送致	矯正院送致	其他	計
四、〇七	九	一五	一	三	二五	四、六〇		一〇〇
分一〇〇・六・三	一・三	四・三	一	〇・六	一・三	四・四		一〇〇

## 二、全國感化院現況

感化教育會調査に依れば昭和三年三月末日に於ける全國感化院の現況は次の如くである。

施設の概況を窺ふに、官立三、道府縣立三五、市立並に私立にして代用たるもの一二、代用以外の私立八で、總數五八、外に回答を得なかつた代用二、私立二の四あるが故に本邦の感化院の總數は六二に及び、昨年よりも數を増してゐる。又昨年迄代用たりしものにして、本年度より新に縣に移管されたるものに、岡山縣三門學園、福岡縣福岡學園がある。

院生を收容するに如何なる制度を採用するかを一瞥するに大多數は家族制度にして其數四二、家族制度と寄宿制度の兩

者を併用するもの八、其他は寄宿制又は折衷制である。又昨年新設された武田塾の如きは普通の家族制度よりも一層家庭的なりとの理由により、新に純家庭式と呼ばれてゐる例もあるが之は家族制度の中に加算した。更に一つ、以上の制度を採らざるものに、薫風院の隔離制と稱する新例がある。昨年の調査の際は同院は家族制度であつたが、本年は此の隔離制を採られたのである。

家族制度について其の收容定員を検するに、一室に五人乃至九人を收容して一舎に四〇名を容るゝ札幌報恩學園の如き大家族舎もあり。之に次いで、家庭學校の甲號家族舎、井之頭學校、山陰慈育家庭學院の男子部の三〇名、埼玉學園の丙號家庭舎、成田學園乙號家族舎、那須學園乙號家族舎等の五名が最小にして、一〇名乃至一五名の家族舎が最も多い。全院收容總數も昨年より増加して百名以上となれるもの八にして、就中修德館は前年の定員一七〇名より更に増員して一八〇名に及んでゐる。家庭學校も亦一〇名を増して土山學園と同數の一〇名に達し、井之頭學校は一三〇名である。

前年の調査に於ける總收容定員は二、四七三名なりしに、本年は二、六六九名にして一九六名を増してゐる。是等生徒の訓育指導に直接關係する教諭の定數は、全國を通じて一九一名、外に獎德學校と育成學校の若干名あるも、今は之を加算せずして前記の教諭定員と生徒收容定員との關係を看るに

教諭一人にて生徒十四名を訓育する割合である。其他の書記は教諭の兼務として、別に定員を設けざる院二二に及び、男職員のみにて、保姆を採用せざる院一一に達す。

院生を性別に觀ると、男生のみを收容するもの大多數にして、女生のみを收容するは、横濱家庭學園、靜修女學校、武庫の里の三にして、院内の一部に相當數の、或は若干の女生を收容するは、札幌報恩學園、修德館、武田塾、土山學園、埼玉學園、生實學校、愛知學園、波多學院、山陰慈育家庭學院等である。更に女生收容人員若干名を豫定して之を他の院に委託入院せしむる途を講じあるものに新潟學園等がある。實科を擔任する職員、囑託院醫等は大部分が他職員の部に含まれて居り、本官として擔任されてゐる所は極めて僅少である。

最後に院的施設に就いて之を市街地と郡部邊僻の地とに分けて觀察するに、市郡に在るもの二四院、郡市に在るもの三四院にして、後者は前者に比して一〇多きも、仔細に之を検すれば、其中には井之頭學校、埼玉學園等の如く、周圍の状況全く市街地に等きものあり。市街地に屬するもの、内、環境自ら仙境に似たるものありて、何れが多少なりやは判じ難き觀あるも、概して市街地にあるものは、其他にあるものより稍少きが如し。而して市街地に在る施設と、郡部に在る施設とを其の實科種別の上より概觀するに兩者の間にはさ

したる差異を認め得ぬのである。

### 三、少年保護協議會

(一)、感化院長會議—本年は四地方の感化院長會議が開催された。第十三回九州沖繩各縣感化院長會議、四月佐賀市に於て。第三回北信五縣感化教育事業協議會、五月福井市に於て。關東、東北、北海道感化院長會議、七月札幌市に於て。愛知以西二府十六縣感化院長會議、十一月京都市に於て。

(二)、全國教育大會—十一月京都市教育會主催の下に京都市に於て開會されたが、感化教育に關する問題は、特殊教育部第二分科會に於て審議された。同部會に提出された特殊兒童保護に關する内務省及文部省の諮問案及これに對する部會の答申は次の如くである。

内務省諮問案 精神薄弱兒及び不具兒童の保護施設の發達を促進する方案如何。答申 (1)兒童保護局を設置し指導官を置くこと。(2)兒童保護法を速かに制定すること。(3)國及び各道廳府縣に各種の兒童保護機關を新設又は増設し若くは設備の完成を期すること。(4)従業者の養成及び修養に關する機關を設置し並に充實を計ること。(5)従業者の待遇を高め資質の向上を計ること。(6)各種保護事業に對し國庫の補助を増加すること。(7)各府縣に兒童鑑別の機關を設け保護方法の徹底を期すること。(8)各種保護事業に對する助成機關の設置又は活動を奨励すること。(9)職業指導徹底のため授業機關を普及すること。(10)兒童保護の精神を一般に理解せしむる方法を講ずること。

文部省諮問案 異常兒教育をして一層有效ならしむる方法如何。答申 (1)異常兒教育に關する國立の研究機關を設けること。(2)文部省に特殊教育局を設け専任の督學官を置くこと。(3)異常兒に關する教育令

を制定すること。(4)各府縣及び都市に特殊教育課を設け専任の視學並に鑑別機關を置くこと。(5)各府縣師範學校及び國立感化院において異常兒教育を擔任する教員を養成すること。(6)小學校に必ず異常兒の特別學級を設け左の教育方針に據ること、但し土地の情況により補助學校を設けること。(イ)個性に適應する作業に重きを置き職業的基礎教育を施すこと。(ロ)精神薄弱兒に對しては教科課程の程度を下げ成るべく合科的取扱により彼らの現在及び將來の生活に必須缺くべからざる實用的の教授をなすこと。(ハ)日常生活の訓練殊に團體的社會的生活の訓練に重きを置くこと。(7)異常兒特別診療所を設けること。(8)學校において異常兒の疾病を治療しまた必要に應じ給食をなすこと。(9)小學校を卒業したる異常兒を教育する補習學校を設置し主として職業教育を施すこと。(10)國費を以て異常兒を保護治療する機關を設けること。(11)家庭に於ける兒童の養護を援助する機關を設けること。(12)異常兒教育に關する職員を特に優遇すること。(13)異常兒教育に關する公私の施設に對しては國庫より適當の補助金を交付すること。

### 四、第一回感化教育講習會

感化教育會主催感化教育講習會の第一回は昨年東京に於て開催されたが、本年五月十四日より十九日まで六日間第二回講習會が大阪に於て舉行された。出席者全國より百九十名、講習證書を授與された者百三十名であつた。講習科目は次の如くであつた。社會事業概論、感化教育總論、感化教育の心理學的基礎、感化教育の醫學的基礎、感化教育の教育學的基礎、感化教育の實際、精神検査、精神検査實地調査、少年職業指導、大阪府社會事業趨勢、感化院管理法。

### 五、少年保護團體聯盟創立

東京少年審判所所屬の少年保護團體は、東京少年審判所少年保護團體聯盟を組織して六月二十四日總會式を舉行した。同聯盟加盟團體は下の十八團體である。日本少年指導會、六踏會、六華園、横濱少年保護所、筑波學園、娘の家、服業治産會、光雲寮、錦華學院、矯風會婦人ホーム、少年信愛會、至誠學會少年職業學院、自強會、城東學院、平井學院、星華學校、淺草施無畏學園。

#### 六、財團法人日本少年保護協會の成立

大正十三年東京少年審判所關係者の發企に係る少年保護協會は、今回財團法人の認可を得て財團法人日本少年保護協會と改稱し、本部を東東府豊多摩郡千駄ヶ谷町千駄ヶ谷字新屋敷八番の六に置き、各地に支部を設置して少年法に依る保護事業の改善發達を圖ることとなり五月三十日第一回總會を開催した。同協會の事業は次の如くである。少年保護に必要なる制度、施設に關する學理及實務の研究、少年保護事業の助成、指導改善及統一、講演出版及機關雜誌の刊行、少年保護事業に干與すべき職員の養成及訓練、少年保護事業に功績ある者の表彰、前各號の外少年保護事業に關し必要と認むる各種の事業。

#### 七、少年保護デー

財團法人日本少年保護協會は、少年保護の趣旨を宣傳するために、四月十七日の少年法公布の日を記念して、東京、大阪少年審判所管内に於て少年保護デーを舉行した。

## 第五章 病弱兒保護事業

### 一 病弱兒保護施設數

昭和元年	施設數	保護人員	經費
	三	三七	二九七、八三
備考	一、保護人員の他に給食のみもの六一、一七八人がある。		
	二、第四十一回内務省統計報告による。		

### 二 日本赤十字社夏季兒童保養所

昭和三年度に於ける日本赤十字社夏季兒童保養所は、本社支部單獨施設のもの二十八支部三十七ヶ所、其の收容兒童三、七七五名、他の團體と共同施設のもの四支部十四ヶ所、其の收容兒童三、〇八二名、更に他の團體施設の保養所事業に對し經費の一部若くは人員材料等を以て各種の援助を與へたるもの四支部二十ヶ所に達し、其の收容兒童一、二五九名、之を總合するときは實に三十四支部七十一ヶ所にして、其の收容兒童數八、一一六名。前年度に比するときは、支部單獨施設に於て三支部三ヶ所を増加し、他の團體との共同施設にありては一ヶ所を増し、他團體施設に對し援助せるもの十九ヶ所を減少した。收容兒童數にあつては支部單獨施設の保養所に於て、一、五九八名の増加を示してゐる。

支部單獨施設の三十七ヶ所を場所により大別するときは、林間十ヶ所海濱二十七ヶ所であるが、更に細別すれば高原の林間に温泉を伴ふもの二ヶ所、湖畔を伴ふもの一ヶ所。海濱にありては殆んど林間を併有してゐる。

二十八支部三十七ヶ所の開設に要したる經費は次の如くである。

單獨開設	諸給與	兒童一日 一人當り	需要費	兒童一日 一人當り	兒 直接費	兒童一日 一人當り	其他諸費	兒童一日 一人當り	計	總經費に對する 兒童一人一日當
七	三、七四・六	〇・五	一、〇七五・九	〇・七	四、九二・三	〇・五九	一、二七〇・九	〇・七	一、〇一七・三	一・四五
備考	開設期間最長は二十三日、最短十日、平均一ヶ所十九日。兒童一人に付き徴收額最高三十五圓、最小五圓。									

### 三 東京市學校醫會の常設林間學校設置 建議

九月十日開催された東京市學校衛生技師會議に於て、御大典記念事業として常設林間學校の設置を東京市長へ宛て建議することに決定した。其の趣旨の中に曰く、……本市小學校の兒童保健の狀態を觀るに約二十萬餘名中、發育概評丙なる者實に四萬九千餘名、榮養丙なる者五千三百餘名、腺病質なる者四百餘名の多きに達し而かも之等の虚弱兒童は逐年増加の傾向を示しつつあれば、延いて身體虚弱精神薄弱なる青年即ち柔弱なる第二國民の増加を見る次第にして寔に本市否國家の重大問題なりと思惟す」

## 第四篇 社會教化事業

### 第一章 總 說

從來社會教化事業は其範圍が判明せず、從つて其内容も區々であつたが、社會事業調査會の決議になる「社會教化事業に關する體系要綱」に依り其の範圍並に事業内容乃至運營の

形態が確立されたこと、これまで内務並に文部兩省に於て所管されてゐた社會教育に屬すべき青年團、所謂狹義の社會教化事業主體たる教化團體の事務が本年十月一日以降全く文部省に於て統一されることになつたこと、は、本年の社會教化事業にとつて主要なる事項であるが、更に個々の事業に就いて言へば、社會教育に於ては文部大臣の諮問「輒近我が國に於ける思想の趨向に鑑み圖書館に於て特に留意すべき事項如何」に對する圖書館大會の答申、教化事業に於ては教化團體聯合會の組織改正及文部大臣の諮問に對する全國教化團體の答申、融和事業に於ては内務省の訓令及内務大臣の諮問に對する融和團體聯合大會の答申等も注意すべき事項として擧ぐべきであらう。

#### 社會事業調査會の決議

同調査會は「社會教化事業に關する體系」に關して下の如く決議した。

救貧、防貧等に關する各種社會施設は社會教化施設と相俟ち始めて能く社會事業の使命を達成し得べきなり、而して社會教化の事たる其の基調を社會民衆の精神的向上に置く、從

て之が手段は他の社會事業の各部門と自ら其の趣を異にし之が目的の達成に一層の困難あるを免れず、而して從來に於ける社會教化施設の状況を見るに其の施設の内容運営の形態等區々に分れ之が統制組織の上に於て完備せざるものあるを以て左の要綱に依り社會教化事業に關する體系を確立するを要す。

第一、隣保事業 隣保事業は隣保相扶の精神に基き環境の改善、近隣居住者の教化指導を爲すを主眼とするものなるを以て民間篤志家の力に俟つべきもの極めて多きは固より其の所なりと雖も會館其の他の設備並に之が經營に相當多額の經費を要する關係よりして、單に之を私人の經營に委するのみならず、公的經營も亦時に其の必要あるを認む、而して本事業經營の適不適は近隣居住者の精神上に及ぼす影響頗る大なるを以て公私何れたるを問はず、人格的要素を主とすべきは勿論常に克く他社會事業との聯絡を圖り、更に之が助成誘掖に十分の力を用うると共に其の創設並に經營に要する經費に對しては國庫に於て相當の補助を爲し其の所要資金に對しては低利資金融通等の方法を講ずること。

第二、矯風事業 矯風事業は禁酒、廢娼其他社會風紀の維持改善を目的とする精神運動なるを以て民間團體又は篤志家の努力に俟つべきもの多しと雖も一面時代の趨勢に顧み關係法制の徹底並に完備を圖ると共に教育方面との連絡を一層緊密

ならしめ之に關する施設に對しては國庫に於て相當補助をなし之を助成すること。

第三、餘暇指導事業 労働者、使用人等に對する餘暇指導に關しては從來施設の見るべきもの甚だ少しと雖も此の種施設の充實完備は民衆教化の上に最も緊要なるものに屬するを以て關係法規の完備と相俟ち娛樂施設、休養施設兒童遊園等の普及改善を圖り之が指導獎勵に努むること。

第四、融和事業 融和事業の基調は國民多年の因襲に由る差別觀念の芟除に在り從て民間團體及篤志者の國民教化に俟つべきもの多しと雖も、一面環境の整理、文化の向上等相當多額の經費を要する施設を講ずる必要あると共に所謂差別は地方に依り趣を異にするものあるを以て必ずしも劃一的方法を以て臨み得ざるの實狀に在り即ち茲に本調査會に於て審議決定せる融和促進に關する施設要綱（日本労働年鑑昭和三年版五二〇頁參照）に準據し國に於ては主として經費を要すること大にして且つ比較的普遍的に施設せらるべき事項並に公私の諸施設に對する補助又は低利資金の融通等の助成を行ひ公共團體に於ては其の地方的必要に應ずべき諸施設を講ずること。

第五、教化事業 以上の外各種教化事業中社會事業として經營せらるゝ施設に對しては公費を以て補助を爲し、之が助成に努むると共に官公の方面に於ても社會の實情と民心の歸向



とに周到なる注意を拂ひ必要なる経費を支辨して適切有效なる施設を講ずること。

## 第二章 社會教育

### 一 學務部長並社會教育主事會議

七月二日から開催された學務部長會議に於ける文部大臣の社會教育に關する訓示の概要並七月十二日から三日間開催された社會教育主事會議の諮問事項及協議事項は次の如くである。

#### 一、學務部長會議

【文部大臣訓示概要】……青年訓練所、男女青年團體等ノ社會教育ニ於テモ諸般ノ施設ヲ講シ、健全ナル國民精神ノ涵養ニカムルト同時ニ現代思想ニ對シテハ嚴正ナル批判ヲ與ヘテ其ノ取捨ヲ誤ラザラシムルヤウ善導スベキデアリマス。……尙成人教育ニ就テモ之ガ普及ヲ圖リ一般成人ニ對シテ公民的訓練ヲ施スノ外前述ノ趣旨ニ依リ國體觀念ノ養成ニカメ中正穩健ノ見解ヲ抱持セシムルヤウ指導スルコトガ緊要デアリマス。尙又思想善導ノ手段トシテモ一般ニ體育運動ヲ奨励シタイト思ヒマスガ、之ト同時ニ適切ナル指導ヲ行ヒ之ニ耽溺シテ學業ヲ放擲スル等ノ弊ナカラシムルヤウ諸君ノ御留意ヲ請ヒマス。右ノ外思想善導ノ爲ニ宗教家、教化團體等ノ熱心ナル助力ヲ要スルコト、思ヒマスカラ、コレ亦諸君ニ於テ適當ニ處理セラレンコトヲ望ミマス。

二、社會教育主事會議

【文部大臣諮問事項】 現下の情勢に鑑み男女青年の思想並に生活の指

導に關し適切なる方案如何。【文部省提出協議事項】一、御大禮に際し社會教育の振興上適切なる施設事項、二、青年訓練の實績に鑑み一層改善を要すべき事項。【道府縣提出協議題】一、社會教育職制に關する件。一、市町村社會教育主事養成機關設置の要なきか、ありとせば該機關實現上並に施設上の具體方案如何。一、青年訓練所國庫補助金を増額し尙青年訓練所視察授導費についても國庫より各道府縣に對し補助の途を開きたき件。一、各府縣及各都市に於ける兒童に對する映畫的對策如何。一、勞務者教育に關し最も適切なる方案如何。一、各府縣一齊に進行を圖るべき社會教育施設項目及其の内容の大體を協定する必要なきや。一、成人教育に於て農村民の實際生活の指導に關し適切なる方案如何。一、女子青年團教育施設に關する適切なる方策如何。一、本省主催の講習又は會議等にて同一資格者の出席すべきものは引續き開催せられたき事。一、壯丁教育成績調査科目並に程度表示改正の件。

### 二 文部省主催成人教育講座

昭和二年度に於ける文部省主催成人教育講座の成績は次の如くである。

▲講座開設地、市五八、町二五、村一、合計八四。▲講座數二二三、延回数二、一三三、延時間四、六二四。▲聽講者一七、二八五人（内女二、七四六人）、修了者一一、二五三人（内女一、九一六人）。▲講座科目。公民、農業、工業、商業、經濟、家庭、文學、社會、自然科學、地理歴史、美術、醫學衛生の

一二科目。▲聴講者年齢別二十歳迄二一、五五〇、二十五歳迄五、八〇九、三十歳迄三、二一五、三十五歳迄一、九八〇、四十歳迄一、三二四、五十歳迄一、四一八、六十歳迄四一七、六十歳以上九九、調査外四八三、計一七、二八五。▲聴講者學歷別。不就學一四、尋常小學校中途退學一〇九、同卒業一、九五〇、高等小學校卒業五、一〇一、實業補習學校卒業一、七五六、中等學校中途退學九三一、同卒業五、七三一、専門學校中途退學一六二、同卒業九二二、不明六一九、合計一七、二八五。▲聴講者職業別。農三、〇九〇、商二、〇六六、工一、五七三、會社銀行員一、九九六、官公吏二、九九〇、神職僧侶八四、醫師、藥劑師六六、軍人一六七、學校教員二、四一〇、無職一、四六八、其他八六九、不明五〇六、合計一七、二八五

### 三 圖書館

#### 一、圖書館統計

千葉縣圖書館の調査に依れば昭和三年三月末現在の全國圖書館數は五、四七六であつて大正十五年三月末に比較すれば四〇・二%を増加してゐる。

昭和三年三月末全國圖書館經營主體別(千葉縣圖書館調)

公 立		私 立		合 計
道府縣立	市立	町村立	計	
一	四七	六	二、九三六	三、〇六一
				二、四四
				五、四七六

經營主體別圖書館藏書冊數及び閱覽人員に關しては、文部省普通學務局の調により昭和二年四月現在の狀態を次に掲げる。府縣別統計に就ては第四部統計第八表參照。

經營主體別圖書館藏書冊數及閱覽人員表(文部省調)

官 立	昭和二年		年 計
	四月現在	藏書冊數	
縣 立	四七	一、五八、一九二	六、四九、三三六
市 立	六九	一、〇三六、八八六	五、六三、六五五
町村立	二四	六四〇、三四六	一、五九〇、九五三
私 立	一六	一、七六、六三四	二、五八二、七四四
計	四七	五、六三、六五五	一六、六四〇、二四六
備考			四八、八九六・三

備考 學校附屬圖書館及經費年五百圓以下の小圖書館は省略

#### 二、圖書館協議會並に職員養成

圖書館に關する全國的大會、地方的協議會の開催は毎年の例であつて、本年の全國的大會は第二十二回全國圖書館大會、地方的協議會中比較的大なる會合は第一回關東北圖書館大會(四月二十九、三十日仙臺市に於て)、第十九回近畿圖書館協議會(五月二十六日、大阪市に於て)、全國高等諸學校圖書館協議會(十月十四、十五、十六日金澤市に於て)等であつた。

第二十二回全國圖書館大會 十二月三日から四日間京都市に於て開催された。出席者二百四名。▲文部省諮問案、輒近我が國に於ける思想の趨向に鑑み圖書館に於て特に留意すべき事項如何。答申案―輒近

我が國に於ける思想の趨向に鑑み圖書館に於て留意すべき事項多々ありと雖も左記事項を以て特に緊要なるものと認む。各圖書館は思想善導上必要なる良書を選定し之か閱讀を一層奨励すること、良書閱讀に就ては單に圖書館内に於ける指導に止らず進んで目錄、館報の頒布、新聞、雜誌、ラヂオ等により若しくは講演會展覽會を開催し又學校青年團其他各種團體と提携し極力之か普及に力むること。(副申書)

右答申の趣旨を貫徹するため文部省に於て權威ある良書委員會を設け其選定にかゝる圖書を周知せしめられんことを望む、圖書館當事者は讀書の指導に關して不斷に努力しつゝありと雖も他方に於て思想風教上有害と認めらるゝ圖書の刊行尠からずと信ずるを以て其の檢閲に就きて今後一層御考慮あらんことを望む。

▲協議題可決されたるものを擧ぐれば、(一)、文部省に圖書館課を設け全國圖書館の統一指導に任せられたきこと、右文部省に建議せられたし。(二)、児童生徒指導の爲め全國小學校中等學校に適當の圖書館の設置を奨励せらるゝ様主務省へ建議の件。(三)、道廳府縣立圖書館經營要項を制定せらるゝ様主務省に建議の件。(四)、圖書館週間の効果を一層適切ならしむるが爲め左の方法を講ぜられたし。イ、毎年の圖書館週間に先ち文部省より各地方長官宛之か奨励に關し通牒を發せらるゝ様建議せられたし。ロ、日本圖書館協會に於て數組の講演班及映畫班を組織し之か派遣を希望する地方に派遣せられたし、この費用は希望地の負擔とす。ハ、日本圖書館協會加入の圖書館は徒に奇を衒ひ又他館の爲さざるところをなし以て誇となすが如き獨善主義を捨て本運動を全國的に統一するが爲め協會の計畫に參畫し利用せられたし。(五)、御大禮記念事業として日本圖書集成の編纂刊行をなすの件。(六)、

國勢調査に準じ五年毎に帝國版圖内の圖書館を精確に調査するの件。尙大會の開會に當つて圖書館勤績二十五年表彰式が舉行され十名の表彰者に對し表彰狀並に記念品目錄が授與された。

職員養成に關しては文部省圖書館講習所に於て四月二十日に第八回の講習が開始された。講習生は二十二名(内五名は女子)、講習期間一ケ年。この外に圖書館員の知識向上のため各地に短期講習會が例年の通り開催された。

### 三、圖書館週間

毎年十一月初旬に舉行されるのであるが、本年は御大禮の時期に接近してはその効果が減殺される惧れがあるとの見地から時期を早めて十月十五日から二十一日迄の一週間をこれに宛てることになつた。

圖書館協會本部に於ては週間ポスターの作製、讀書に關する調査發表並に圖書館雜誌特輯號の増刷を以て全國に對する宣傳を行つた。即ち週間ポスターは三千五百枚を印刷して地方各圖書館、全國諸學校、書店等に配布し、圖書館雜誌は別刷千二百部を増刷し各地圖書館、新聞社等に配布した。

## 四 青年團

### 一、青年團統計

文部省の調査に依れば、昭和二年三月末現在に於て全國青年團の團體數及團員數は二五、七六六團體、三、八一、七三七人であつて、社會局調の前年三月末現在に比ぶれば團體數に於ては三、七二三團體を減少し、團員數に於ては八〇、五〇六人を増してゐる。(第四部統計第九表參照)

年次	團體數		計	員數		計
	男子	女子		男子	女子	
昭和二年三月末現在(文部省調)	一四、九五	一〇、八五二	二五、七六六	二、五七〇、四五五	一、三四一、三三三	三、八一、七七七
大正十五年三月末現在(社會局調)	一六、〇九四	一三、三六五	二九、四七九	二、四五二、七三三	一、三七八、五〇八	三、七三一、二三三
昭和二年の増	△二、一三九	△三、五〇四	△三、七三三	一、八八三	△三、三三六	△〇、五〇六
備考	△印は減少					

二、全國青年團第四回大會

毎年四月に開くことになつてゐる全國青年團大會は、本年は御大典を奉祝するために十一月十七日から三日間京都市に於て開催された。參會者六百餘名。日程第一日、開會式、會議(奉祝文決議)、講演會、提灯行列。第二日秩父宮殿下御台臨、青年意見發表會、御大禮講話。第三日、兩陛下奉迎、桃山御陵參拜。

三、青年團指導講習會

大日本聯合青年團主催の各種指導講習會を挙げれば次の如くである。▲第一回青年團水泳指導講習會―七月一日から十日まで、千葉縣興津海岸に於て舉行、講習員は青年團指導者又は幹部約二五〇名。▲第一回青年團登山講習―七月二十一日より五日間長野縣上高地に於て舉行、講習人員約五〇名。▲第三回青年團體育指導講習―青年團指導上最も必要と認むる團體的體操競技遊戲を普及徹底せしむるを以て目的とし、七月二十九日より七日間日本青年館に於て舉行、講習人員は現に青年團の指導に従事する者約一五〇名。▲第三回青年團指導者養成講習會―八月八日より八日間神奈川縣箱根仙石原村に於て舉行、講習

員は身心強健年齢十八歳以上、將來又は現在青年團に於て指導者たるもの約百名、講習科目は青年團の理論及實際、青年心理、農村研究。▲第一回青年團産業講習會―地方青年團として産業に對する自覺と趣味とを喚起せしむるを以て目的とし、八月二十日より六日間北海道社名淵家庭學校に於て舉行、講習員は成るべく生産實務に従事する青年團指導者又は幹部約一五〇名。講習科目は副業概論、産業組合、各種副業の狀況、諸外國に於ける副業の狀況及獎勵施設、畜産關係副業の狀況、農業經營、農家經濟、農民美術等。▲全國青年團指導者講習會―十月十五日より七日間日本青年館に於て舉行、講習科目は思想問題(團體並に國民思想、社會と個人、共產主義に走らんとする青年の思想的過程)、青年團問題(青年指導者に望む、講習會管理法、農村青年團と都市青年團、外國の青年團運動)、農村社會研究(村落社會の研究、産業組合)、體操遊戲競技。音樂。課外(國際事情、經濟事情、民謡の研究)。

これ等の講習會以外に女子青年團指導者に對する講習會を開催した府縣があつた。▲名古屋社會教育課主催女子青年團指導者養成講習會

(二月三月に亘つて三回)。▲大日本女子聯合青年團主催岡山縣女子青年團指導者並に幹部講習會(三月二十七日より五日間)。▲奈良縣主催女子青年團幹部講習會(四月五日より四日間)。▲岡山縣主催女子青年團幹部講習會(九月二十七日より五日間)。

## 第三章 教化事業

### 一、第五回全國教化事業關係代表者大會

十二月十四日、京都市に於て開催された第五回全國教化事業關係代表者會の文部大臣の諮問に對す答申及決議事項を擧れば次の如くである。

【文部大臣諮問事項】 輓近我が國に於ける思想の傾向に鑑み教化上特に留意すべき事項如何。

答申：輓近世態の變移に伴ひ往々にして、國體に背き、國情に悖るの思想を懷抱するものあるの傾向を見るは、洵に憂慮に堪へず、曩に即位禮當日紫宸殿の御儀に於て賜はりたる勅語の 聖旨を奉體し、益々國民教化の醇厚を期せむが爲、特に左記事項に留意するの要ありと認む。一、惟神の大道を恪遵し、健全なる國家觀念を養成すること。二、君臣一體の國風を顯揚し、億兆一心の實を擧ぐることに。三、國民的意識を明確にし、帝國の使命を自覺せしむること。四、物質的偏重の弊を矯め、益々人格尊重の風を興すこと。五、宗教的信念の涵養に努め、確乎たる人生觀を樹立せしむること。六、公共的精神を啓培し社會生活の進歩向上を圖ること。

【協議題】 道府縣教化事業聯合團體に於て實行を要すべき緊切なる施

設事項如何。

決議—道府縣教化事業聯合團體に於ては普く全國に教化網を完成せしむるの趣旨に基き、一層其の内容を充實せしめ、事業の振興を圖らむが爲加盟各團體並關係者相互の聯絡提携を密にし特に左記事項の實行を期するを以て緊切なりと認む。一、團體のみを以て組織せる聯合團體にありては、可成教化に關係ある個人をも加盟せしむるやうに改むること。二、管内市町村長其他有志者との聯絡を執り各市町村單位の教化團の設置を促進せしめ教化網の完成を圖ること。三、中央教化團體聯合會との聯絡を緊密にし其の施設事項を常時報告すること、並同會を通じて他府縣聯合會との聯絡を保つこと。四、加盟各團體にして獨自主張主張に則り旺盛なる活動をなさしむると共に、又一定の目標のもとに各團體協心戮力して時期を定め一齊に活動を起すこと。五、公私各機關との連絡を保ち管内に於ける各般の情勢に就き常時調査研究をなすこと。六、管内に於ける教化事業従事者の養成及幹部修養の爲め時々講習會を開催すること。七、政府、地方廳並中央教化團體聯合會に於て一層助成獎勵の方途を講ぜらるるやう要望すると共に、各聯合團體に於ても、其の財政的基礎を確立する方法を樹立すること。八、市町村費豫算中に教化事業費を計上せらるるやう努むること。希望事項、府縣單位の教化事業聯合團體未設の地方に於て速に之が設置を促進せられ度きこと。

### 二、教化團體聯合會の組織改正

社會局内に事務所を有する教化團體聯合會は、五月一日よりその組織を改正し、中央教化團體聯合會と改稱した。而して從來の加盟團體は道府縣に於ける教化事業聯合團體及教化事業連絡機關を除く外は、

脱會したるものと見做し、新たに本會の承認を受けて加盟しなければならなくなつた。本會は聖訓を奉體し國民精神の作興を圖るを目的とし、この目的を達する爲に教化事業の聯絡提携、教化事業に關する調査研究、教化事業の奨勵助成、教化に關する印刷物の發行、教化事業振興施設等の事業をなすことになつてゐる。

役員—會長山川健次郎、理事齋藤實。加盟團體名（昭和三年四月二十日現在）—富山縣教化團體聯盟、北海道精神作興會、島根縣社會教化團體聯合會、岐阜縣教化團體聯合會、京都府教化團體聯合會、大阪府教化團體聯合會、群馬縣教化團體聯合會、山梨縣教化事業協會、福島縣教化團體聯合會、三重縣新民會、山口縣教化事業聯合會、教化團體兵庫縣聯合會、埼玉縣教化團體聯合會、宮崎縣教化事業協會、石川縣教化事業協會、福岡縣社會教育協會、大分縣教化團、廣島縣教化事業聯合會、東京府教化團體聯合會、和歌山縣教化聯盟、愛知縣教化事業協會、高知縣社會事業協會社會教化部、宮城縣教化事業聯合會（以上二十三團體）。

### 三、教化事業團體の設立

イ、愛知縣教化事業協會設立—愛知縣では縣下の各聯絡統一を圖る目的を以て四月十三日愛知縣教化事業協會を設立した。當日の發會式に於ける決議は次の如くである。「我國内外の情勢と時代思想の趨勢とに鑑み、此際特に左記事項の強調に努む。一、建國の理想に則り、世界の大勢に鑑み國民精神を振作更張して益々團體の精華を發揚すること。一、社會連帶の責務を明かにし、協調偕和の精神を高調し以て共存共榮の實を擧ぐる。一、物質至上の觀念を打破し退嬰模擬を戒

め中正の大道を踏み月新日進の氣風を養成すること」。

ロ、栃木縣教化事業聯合會設立—栃木縣に於ては縣内に於ける教化事業の聯絡に因り社會教化事業の調査研究並實施をなし、之が改善發達を圖る目的を以て十月二十六日栃木縣教化事業聯合會を設立した。その事業として協議會の開催、教化事業に關する方針並に各般の調査研究、講習會講演會の開催、其他本會の目的を達成するに必要な事項を行ふことになつてゐる。會長栃木縣知事、副會長栃木縣學務部長、事務所栃木縣社會課内。

### 四、埼玉縣教化團體聯合會の綱領及申合

五月二十日の理事評議員會に於て決議された埼玉縣教化團體聯合會の綱領及申合は次の如くである。

【綱領】 時弊匡正上本會關係者の努力すべき事項は多々ありと雖も先づ自ら世運の趨向を洞察して智徳の修養に努むると共に確固たる信念を養ひ有效適切なる方途を講じ同志相提携して率先躬行に努め特に左記各項の徹底を期すること。一、團體觀念を闡明し敬神崇祖の念を涵養すること。一、質實剛健の美風を振作し勤儉力行の習性を養ふこと。一、立憲思想の徹底と公共心の涵養に努め以て共存同榮の實績を擧ぐる。一、人格尊重の觀念を養ひ以て國民偕和の實を擧ぐる。一、加盟各團體は相互の聯契を密にし時勢の推移に鑑み縣下の實情を洞察し以て適切なる事業の遂行を期す。

### 五、教化事業講習會

本年開催された教化事業講習會は山口縣（三月）、教化團體聯合會（三月）、徳島縣（九月）等に依つて主催されたがその一例として東京日本青年館に開催された教化團體聯合會主催教化事業講習會の講習科

目を擧ぐれば、御大典に就いて、天皇の本質、教化事業家に望む、世界の大勢と國民の使命、昭和の精神と教化運動、世界文化と各民族の消長、經濟生活の研究法、支那の現状、普選法と其運用、移植民問題について、融和問題について、やまとばたらき、自彊術、國民體操と團體遊戯、國民歌。

## 第四章 融和事業

### 一、内務省訓令「融和事業大成の方途留意事項」

政府は四月二十九日天長の佳節に當り、内務大臣の名に依り訓令第六號を以て廳府縣宛、左記融和事業大成の方途留意事項の訓令を發した。

融和事業の基調は差別の偏見を絶つに在り。其要旨は曩に訓令を發して之を明にし各位一層の奮勵を期待する所ありたり。爾來公私の施設年と共に進み實績漸く見るべきものあるを致せりと雖、多年の因襲容易に除き難く、不合理なる差別事象今尙其跡を絶たざるは洵に聖代の恨事と謂はざるべからず。今や昭和の盛世を迎へ近く即位の禮及大嘗祭を行はせられむとす、是れ正に舉國一致更始一新を策すべきの秋なり。乃ち維新の洪謨に邁ひ拮据盡瘁各自其最善の力を致し以て建國の大義を恢弘する所なかるべからず、地方當局者亦能く此の機運に察し國民融和の實現に一段の努力を加へ益々國體の精華を發揚せむことを期すべし、之が大成の方途素より多岐なりと雖左の各項の如きは特に留意を要する所なり。一、建國の大義を闡明し一視同仁の叡旨を宣揚すること。一、國民の自覺を促し融和觀念

の徹底を圖ること。一、融和の障礙たるべき事象は速に之を除去すること。一、差別の言動は嚴に之を爲さしめざるを期すること。一、社會生活に於て機會均等の實を擧ぐることを。念ふに差別の事たる條理に悖り人道に反するや言を須たず之を芟除して其の弊竇を絶つは我國民共同の責務にして又國運進展の要諦たり、各位克く此の意を體し更に有效適切なる施設を講じ共存共榮の成果を收むるに於て萬遺憾なからむことを望む。

### 二、融和事業功勞者の表彰

御大典に際し内務省は十一月十七日表彰狀に銀牌一個を添へて十九名を表彰し、中央融和事業協會は十一月十日感謝狀並記念品を贈つて十一名を選奨した。

内務省により表彰されたる功勞者——▲京都府藤岡圓次郎▲大阪府森寛▲神奈川縣長島重三郎▲兵庫縣古倉仙之助今出茂吉▲奈良縣東清吉、吉川吉次郎、松井庄五郎▲滋賀縣橋本市平▲岐阜縣種藏十郎▲福井縣德本達雄▲鳥取縣福井眞太郎▲岡山縣岡崎能吉▲廣島縣河野龜市▲山口縣河野諦圓▲愛媛縣德平憲彰▲福岡縣百武吉兵衛▲大分縣園田鎮平▲佐賀縣諸岡豐治

中央融和事業協會より選奨されたる功勞者——▲大阪府福原正雄▲兵庫縣村上藤隆▲埼玉縣井上梧堂▲奈良縣東清吉▲靜岡縣日向島吉▲鳥取縣田中萬壽造▲鳥根縣會田達圓▲廣島縣平野繁雄▲香川縣藤川萬太郎▲高知縣岩内久次▲熊本縣伊藤平八

### 三、差別言動取締に關する請願

埼玉縣社會事業協會は、四月評議員會に於て決議されたる差別言動取締に關する請願書を内務大臣宛提出すると同時に各府縣融和團體

にも賛同を求めた。

尙岡山縣法律制定期成同盟會では第五十議會以來差別言動取締法の制定の請願をなして來たが、同會に於ける取締法の具體案は次の如くである。第一案——以下に掲ぐるものを處罰するの案。(一)因襲的偏見に基き一部同胞に對し故らに取引を拒絶し又は檀家祭典の加入を拒否したる者。(二)湯屋床屋髮結旅館料亭其他公衆の出入する揚屋を経營せるもの因襲的偏見に基き故らに一部同胞の入場を拒否するとき。(三)濫りに因襲的賤視觀念を喚起し又は助長するが如き差別的言動をなしたる者。(四)官吏公吏教職員職務の遂行にあたり因襲的偏見に基き一部同胞の差別的取扱をなしたるとき。(五)前二條の罪を犯し因つて人の名譽を毀損し又は業務を妨害したる者。第二案——(一)人種國籍の相違又は家系血族を指摘し、若くは因襲的偏見に基き他人を侮辱し又は名譽を毀損したる者。(二)家系血族に付出生地の故を以て若くは因襲的偏見に基き賤視的差別意識を表示すべき言動を爲したる者。(三)前條の行爲をなし及びその事實を指摘することによつて人の生活に脅威を與へたる者。

#### 四、融和事業會議

イ、中央融和事業協會第二回評議員會——三月二十日社會局に於いて開催。御大典記念事業實施方法に付き協議したがその主なるものは(一)融和問題に關する文献の記念出版、其他各種の簡單なる印刷物を發行すること。(二)地方團體が形式的差別事相根絶に對して適當の施設を爲す場合に於ては協會に於ても相當の援助をすること。

ロ、全國融和事業協議會——四月三十日社會局に於て、融和事業協議會主催全國融和事業協議會が開催された。出席者道府縣の主務職員、

融和團體代表者等八十名。御大典記念事業としての適切なる「融和促進施設に關して協議をなしたが下の申合をなして具體的な施設事項は決定しなかつた。吾等は御大典を迎ふるに當り因襲による不當なる差別を撤廢するため融和運動をして愈々積極的ならしめ以て國民偕和の完成を期す。」

ハ、御大禮記念全國融和團體聯合大會——融和團體代表者會の決議に基き十二月十五、十六日の二日間、京都市知恩院に於て開會、出席者五百餘名。會期中奉祝文捧呈、桃山御陵參拜、協議會、故人功勞者追悼會等が舉行された。宣言、決議、内務大臣の諮問に對する答申及協議事項は次の如くである。

【宣言】 恭しく惟るに 天皇陛下御即位の大禮を擧げさせらるゝに方り優渥なる勅語を賜はる。聖旨宏遠、殊に「教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ与普ク人類ノ福祉ヲ益サンコトヲ」と宣へさせ給ふ大御心に對し奉り衷に自ら顧るとき果して聖旨に副ひ奉り得たであらうか。相倚り相扶くべき國民の間に於ける不合理の差別が全く撤去し盡されてゐるであらうか。我等はこの社會的禍根を除き總ての人々が相睦み相親み愉悅と榮光とに耀き得る偕和の世界顯現の爲に從來あらゆる力を竭し來つた。而も社會の現状を觀るとき遺憾ながら國民の自覺に缺ぐる所尙多く、人心の奥底に潜在する差別觀念は我同胞に對し精神的にも又經濟的にも甚しき痛苦を與へてゐるではないか。殊に近來の現象とも云ふべき、内秘的敬遠的差別の擡頭に對しては更に大に戒心せねばならない。今や昭和の盛世に遇ひ優渥なる聖勅を拜し全國民の齊しく恐懼感激に堪へざる所、須らく更始一新を劃すべきの秋である。この時この際我等は益々結束を鞏くし更に一段の奮勵を加へこの國民的



運動を擴充し以て不合理なる同胞差別の絶滅に努め國家社會の暗影を一掃せねば已まない。茲に御大禮記念融和團體聯合大會を開催するに方り我等の所言を披瀝して普くこれを天下に宣す。

【決議】 一、社會の現狀に顧み益々融和觀念の普及徹底を期す、一、融和の實現に關し純正なる全國民的運動を擴充し積極的施設の完成を期す。

【内務大臣詰問】 現下の社會事情に鑑み融和問題解決上融和團體の執るべき最も適切なる方策如何。答申——融和問題の解決は、其の方途固より多岐なりと雖も、左の事項は現下の社會事情に鑑み融和團體として執るべき最も適切なる方策なりと認む。(一)差別事相の絶滅を期すること。(二)一般民衆をして融和問題の重大性を自覺せしむるため融和宣傳期間の實施其他民衆啓蒙に資すべき施設を講ずること。(三)融和觀念の普及徹底を期する爲特に児童、婦人、男女青年等に對し適切なる施設を講ずること。(四)府縣融和團體以外に更に市町村融和團體相互間の聯絡提携を密にし國民運動としての功績を顯著ならしむること。(五)差別事件未發生の地方に對して、凡ゆる積極的施設を講じ絶えず融和觀念の涵養に努むること。(六)融和の完成を計る爲め一層内部の自覺向上を期すること。

【協議事項】 (一)児童に對し融和思想を普及せしむるの件。(二)小學児童の差別意識を撤去せしむる具體的方法如何。(三)融和問題を小學児童に對して取扱ふべき方策如何。(四)融和思想を教育界に振作せしむるの具體的方法の件(以上は尙審議の餘地ありとして、後日中央融和事業協會より各團體の意見を徴し發表に決定)。(五)婦人に對し融和思想を徹底せしむべき方策如何。(六)婦人間の融和促進上有效適切な

る方策如何。(七)普遍的に融和問題の重要性を認識せしむる方法如何(八)問題を惹起せざる地方の融和運動に關する件。(九)差別事象の比較的顯著ならざる地方に於ける融和促進の具體的方法如何(後日意見を徴することに決定)。(十)融和觀念を涵養し之が徹底を期する爲教科書の改訂を加へ之に關する徳目を加へられんことを望む(可決)。(十一)差別言動取締に關する請願の件(否決)。(十二)太政官布告第六十一號を廢すると同時に、刑法中適當の條項を設け差別言動に對し刑罰を科する様請願すること(可決)。(十三)地方改善費國費増額方を政府に對し請願書提出に關する件(可決)。(十四)全國融和事業團體に對する國庫補助金を増額せられむことを其筋へ建議の件(可決)。

二、地方融和事業協議會——愛媛縣主催四國四縣融和事業協議會三月二十七日道後溫泉に於て開催、出席者二十三名、協議事項は下の如くである。融和促進方法として町村單位の融和會設立に關する件、少數同胞の職業轉換の可否、部落の内容充實を圖るため有益なる職業選擇及經濟的指導方法如何、中央並地方各府縣に於て融和事業に關し其の聯絡を緊密ならしむる方法、融和の障害となるべき事象を調査し且つ之が除去に關する方法に就て。尙ほ本協議會は融和事業に關する協議、調査、研究をなし事業の促進を圖る目的を以て四國融和聯盟を組織し、毎年一回以上當番を定めて協議會を開催することになった。▲第六回近畿府縣融和團體協議會、四月十三日當番縣たる三重縣津市に於て開催。出席者四十二名。協議事項の重なるものは下の如くである。婦人に對する啓蒙運動の方法如何、御大典を機として全國的に融和デモを實行する様中央融和事業協會へ建議の件、形式的差別事象撤廢に關する件。▲第七回近畿府縣融和團體協議會、九月二十一日滋賀縣に

於て開催。協議事項の重なるものは融和の障害となるべき事象の徹底的改善方策如何。融和事業従事者養成長期講習會開催方を協會へ建議の件。融和思想を教育界に振作せしむる具體的方法如何。融和事業協會支部を關西に設置するの件。等であつたが長期講習會並中央融和事業協會支部の關西設置に關しては、十一月京都府親和會外八團體の名を以て中央融和事業協會々長宛に左の理由書を添へて建議された。建議理由——(一)融和事業の完成を期せむとせば先づ事業従事者が本事業に就て十分なる理解と確信とを有せざるべからず、然るに現今地方に於ける融和事業従事者は本問題に對する十分の理解と確信とを持せざるもの尠からずして組織的事業の完成を期する能はざる憾なしとせず、故に之が對策として三ヶ月乃至六ヶ月程度の長期講習會を開催し以て堅實なる従事者を養成し斯業の基礎を確立せられむことを望む。(二)近畿地方は融和事業の中心とも謂ふべく重要なる位置を占むるものなるを以て貴協會支部を設置せられ以て事務の簡捷と一面事業の進展を期せられむことを望む。

#### 五、融和事業講習會並講習會

中央融和事業協會の融和事業講演會開催——中央融和事業協會は、今後教育家として國民教育の任に當らむとする師範學校生徒、並に民衆保護に直面する警察官に對し、特に融和問題に對する理解を得る爲一月十二日より三月末まで全國の男女師範學校及巡查教習所に於て融和思想普及講演會を開催した。

第四回融和事業従事員講習會開催——六月二十五日から六日間、中央融和事業協會主催第四回融和事業従事員講習會が鶴見の總持寺に於て開催された、講習員は大部分府縣廳若くは地方團體に於ける従事員

六十四名。講習科目は下の如くである。融和事業家に望む、融和問題概観、融和運動史、御大典と建國の精神、融和運動の基本問題、政治より觀たる融和問題、部落問題と犯罪、教育と融和問題、社會と正義、社會教化の實際的方面、融和運動の承認と實行程度。

#### 六、御大典記念事業計畫

全國融和事業協議會の申合により計畫された御大典記念事業は次の如くである。【御大典記念事業計畫説明書】今秋御大典を迎ふるに際し、全國融和團體は相聯繫し全國的協力の下に御大典記念事業として顯現的差別を撤廢し國民融和の促進に努め尙將來の融和事業の進捗を圖らんが爲左記の事業を行はんとす。(一)顯現的差別撤廢運動——因襲の久しき未だ一部國民に對する差別觀念除去せられず、殊に神社、青年團、婦人會、消防組其他の所謂顯現的差別にして撤廢せられざるもの尠からざるは最も遺憾とする所なり、右は融和促進上の一大支障たるに鑑み、御大典記念事業として特に之が徹底的解決を期すべく調査員を設け全國的に右差別事項を調査し之が解決の方策を定め關係官廳並諸團體相協力し以て所期の目的を達せんとす。右經費内譯別紙豫算の通り。(二)全國的融和宣傳——御大典を迎ふるに際し國民偕和の觀念の普及徹底を期することは最も適當の方策たるに鑑み本年十一月三日の明治節を卜し全國一齊に講演會、新聞宣傳、ラヂオ放送、ポスター、標語の配布等諸種の方法を講じ以て所期の目的を達せんとす、尙本事業の準備行爲として各府縣に於て講師養成講習會を開催す。右經費内譯別紙豫算の通り。(三)全國融和事業大會——御大典記念事業の意義を全うし且つ將來融和事業の進捗を圖らんが爲め本年十二月中旬京都市に於て全國融和團體合同主催の下に二日間に亘り全國融和事業大

會を開催し、融和事業に關する重要事項を協議すると共に其の間講演會懇談會並印刷物配布等をなし以て所期の目的を達せんとす。

右に要する經費歳入歳出豫算表

歳入	一、國庫獎勵金	七〇、〇〇〇	獎勵見込額
	二、融和團體負擔金	四五、〇〇〇	一團體、一、五〇〇圓宛 三〇團體分
計		一一五、〇〇〇	
歳出	一、差別撤廢運動費	五四、〇〇〇	
	二、全國融和宣傳費	五六、〇〇〇	
	三、全國融和事業大會費	五、〇〇〇	
計		一一五、〇〇〇	

尙御大典記念事業聯絡委員は六月十二日御大典記念事業費補助として金七萬圓を政府より下附されたき旨の請願書を携へて大藏省並に社會局を訪問した。

### 七、國民融和日

御大典記念事業として十一月三日をトし全國的に夫々實施された。その方法の概要は次の如くである。(一)講演宣傳——大道演説、公會堂公演、ラヂオ放送、官廳、學校等に於ける訓示講話、寺院教會等に於ての説教講話、工場等に於ての講話。(二)文書宣傳——ポスター。電車の乗換切符の裏に融和宣傳文を印刷すること。リーフレット配布、新聞宣傳、雜誌宣傳、回覽手紙、繪はがき宣傳。(三)その他——活動寫真利用故人功勞者表彰、一分間默想、提燈行列、ラツパ行進。

### 八、解放令發布記念ラヂオ放送講演

明治四年の大政官布告第六十一號四民平等令發布を記念するために御大典記念事業の一として國民借和に關するラヂオ放送が八月二十八

日に舉行された。即ち當日東京放送局よりは社會局長官、大阪、名古屋、廣島、熊本の各放送局よりは地方長官によつて一齊に講演放送がなされた。

### 九、中央融和事業協會の昭和三年度事業計畫概要及豫算

昭和三年度事業計畫概要、(一)調査——部落の現状、融和運動の變遷、差別の現状、融和の事績、部落に關する史實、其他の調査研究を爲し以て融和促進の資料と爲すこと。(二)講師派遣——地方廳又は地方融和團體等の要求に應じ本協會職員中より又は他より適當の講師を選擧派遣し以て融和事業の促進に努むること。(三)講習會——本協會の單獨主催を以て各府縣の主務職員及地方融和團體の職員又は將來融和事業に従事せんとする者に對し講習會を開き融和事業の發達を圖ると、全國適當の地に於て府縣又は地方融和團體と共同し主として町村吏員教育者、宗教家、其他地方の中堅青壯年を集め講習會を開き融和の促進に資すること。(四)協議會——適當の機會に中央又は地方に於て府縣の主務職員並に融和團體の幹部職員を會同し融和促進に關する協議を爲すこと。(五)懇談會——前項其他適當の機會に於て融和事業關係者の懇談會を開き互に隔意なき意見の交換を爲すこと。(六)講演會——全國の師範學校中等學校巡查教習所、工場其他に於て融和に關する講演會を開催すること。(七)功勞者選奨——融和事業功勞者の事績を調査し他の模範と爲るべき者を表彰すること。(八)御大典記念事業——今秋舉げさせらるべき御大典の記念事業として記念出版並に地方に於ける形式的差別事相芟除に關する援助を爲すこと。(九)産業獎勵——生業に必要な資金の低利貸付をなすこと、國內又は國外に移住し就業せんとする者を獎勵助成すること。(一〇)教育獎勵——高等小學

徒弟教育補習教育等に關する地方融和團體の施設を奨勵助成し其志望を達成せしむること。(一一)會報及小冊子——月刊融和時報を發行すること、融和促進に關し適切と認むる小冊子を隨時刊行すること、融和事業年鑑(昭和三年版)及融和事業上適當なる參考資料を刊行すること。(一二)映畫備付——前年度に於て募集したる融和促進活動寫眞筋書に依り作成せる映畫を購入し一般に利用せしむること。(一三)融和歌作曲並宣傳——前年度に於て募集したる融和歌を作曲すると共に印刷頒布すること。(一四)圖書購入——前年度に引續き融和促進上參考と爲るべき圖書を蒐集すること。

豫算(昭和三年度) 經常部總額 七八、三〇〇圓

(内譯) 歳入—國庫補助金 六五、〇〇〇圓、寄附金 一、〇〇〇圓

雜收入 四、三〇〇圓、繰越金 八、〇〇〇圓

歳出—事務費 二四、三六〇圓、事業費 五〇、五八〇圓、

特別會計繰入金 三、〇〇〇圓、豫備費 三六〇圓

特別會計總額 一四、九〇四圓

(内譯) 歳入—經常部より繰入金 三、〇〇〇圓、事業収入 六、四

二八圓、前年度繰越金 五、四七六圓

歳出—貸付金 一四、九〇四圓

### 一〇、融和事業團體の創立

本年中に府縣を單位とする融和事業團體の創立されたものは次の如くである。

- ▲大阪府公道會、二月二十九日創立
- ▲熊本縣昭和會、八月一日創立
- ▲滋賀縣昭和會、九月四日創立
- ▲福岡縣親善會、九月創立。

## 第五篇 社會事業に關する調査

社會事業に關する調査研究の主なるものは下の如くである。

私生子の統計的研究——森健次氏(統計集誌五六八、九號)  
我内地に於ける自殺の一般的永續傾向に關する研究 井上謙二氏(統計集誌五六五、六號)

救貧資料調査——社會局(社會事業研究三年七月號調査)

愛知縣下極貧者調査——愛知縣社會課調査發表

細民調査——東京市社會局調査

東京府郡部不良住宅地區調査——東京府社會課調査發表

東京市内貧困生活調査 賛育會竹中氏(都市問題六の一)

大阪谷町方面に於ける居住者の生活狀況調査——大阪市民館

調査發表

泉尾三軒家方面の居住者の生活狀況調——大阪府社會部調査

發表

密住地區調査——大阪府社會部調査發表

浴風會收容者に關する調査——浴風會發表

神戸市内浮浪者調査——神戸市社會課調査

浮浪者に關する調査——東京市社會局調査發表

殘飯貰ひと立ん坊の研究——工藤英一氏（社會政策時報第九九號）

盲啞學校生徒原因調査——埼玉川越盲啞學校調査發表

愛知縣兒童研究所紀要第三輯——同上

乳幼兒の死因と其養護——大阪府衛生課調査發表

神戸市に於ける乳幼兒死亡調査——神戸市社會課調査發表

教育映畫業者調査概要——文部省社會教育課調査發表

青少年の映畫興行觀察狀況調査——文部省社會教育課調査發表

朝鮮の犯罪と環境——朝鮮總督府調査發表



# 第四部(社會事業)統計表

## 第一表 社會事業費統計

第一表(其一) 內務省關係社會事業費豫算調(第四七回日本帝國統計年鑑による)

(經 常 部) 昭和三年度(單位千圓) 同 二年度(同) 同 元年度(同) 大正十四年度(同)

社會局費	五四	五五七	四一〇	二五
國立感化院費	五	五四	五	五
撥兵院費	一一	一一	一一	一一
職業紹介事務局費	一七〇	一七	一四〇	一四〇
軍事救護費	一,〇一〇	一,〇一〇	一,一五三	一,〇〇九
地方感化院	一一三	一一三	一〇九	一一三
補助費	一五	一五	一六	一六
職業紹介所	一五	一五	一六	一六
精神病院	二〇八	二〇八	二六〇	二六七
計	一,一〇四	一,一四五	一,一三一	一,一三五
(臨時部)				
保健衛生調査及獎勵諸費	六七	六八	六八	六八
社會事業調査及獎勵諸費	一一〇	一一〇	一一九	一一九
教化事業調査及獎勵諸費	五〇	五〇	五〇	五〇
地方改善費	六七	六七	五八四	五五二
勤儉獎勵費	二〇〇	二〇〇	二四二	二四二
失業勞働者救濟事業費補助	—	—	七九〇	七三
公益質屋建設費補助	一〇〇	一〇〇	—	—

不良住宅地區改善費補助

計	二五八	—	—	—
道府縣費	一、四三二	—	—	—
市費	—	—	—	—
町村費	—	—	—	—
計	一、四三二	—	—	—
合計	三、八二六	三、五八〇	四、二七四	三、八八九

【備考】昭和二、三年度は豫算、昭和元年及大正十四年度は決算

第一表(其二) 昭和三年度地方費社會事業費豫算調(社會事業第十三卷第一號による)

	道府縣費	市費	町村費	計	總額を一〇〇としたる割合
行政機關費	五九五、三五四	五二八、九七四	一、八二四、四五三	二、九二八、七八一	六・三
窮民救助費	一、五五六、七六七	一、三七九、三三六	五九六、一九七	三、五〇五、一九〇	七・五
軍事救助費	九一、一六一	一五、一二七	三三、五一〇	一三八、七八八	〇・三
醫療的保護費	三、三三三、二五	三、一四九、八五四	八六九、六〇三	七、二八一、五七二	一五・六
經濟的保護費	九三五、一五三	九、一三一、三三八	一、八六一、八二一	一一、九一八、二八一	二五・五
社會教化費	一、二二三、一二三	一、〇〇五、八二七	三、〇五六、九九二	五、二七四、九三二	一一・三
兒童保護費	一、二四一、八〇〇	一、一四四、九三三	五二八、〇二二	二、九〇四、七六四	六・二
其他	一〇、五六六、六八五	八三二、七九八	一、三三六、七八八	一二、七三五、二七一	二七・三
計	一九、四五二、一四六	一七、二七七、〇五六	一〇、〇四九、三六六	四六、六七七、五六八	一〇〇

第二表 職業紹介統計

第二表(其一) 職業紹介所經營主體別一覽表(中央職業紹介事務局調)

	公立				私立		合計
	市立	町立	村立	計	法人	其他	
(昭和三年末現在)	七	五	—	三	—	—	一三
北海道	—	—	—	—	—	—	—
東京	一六	八	—	二四	九	六	三〇



方地阪大

内管局務事介紹業職方地京東

第四部  
統  
計  
表

島 滋 奈 兵 京 大

秋 山 青 岩 福 宮 新 長 山 枳 茨 千 群 埼 神

計

奈

根 賀 良 庫 都 阪

田 形 森 手 島 城 潟 野 梨 木 城 葉 馬 玉 川

市立	一	一	一	九	二	一四	五	一	三	二	一	三	一	三	三	一	二	一	一	三	一	八
町立				一	二		三	六	一	一	一	一	一	三		一		三		二	二	一
村立							一						一									
計	一	一	一	一〇	四	一四	九	七	四	三	二	四	二	七	三	二	二	四	一	五	三	九

法人						四	〇															
其他						一	八						二									
計						五	八						二									

合計	一	一	一	一〇	四	一九	二	七	四	三	二	四	二	九	三	二	二	四	一	五	三	九
----	---	---	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

五四五

方地岡福	介紹業職方地屋古名 內管局務事								內管局務事介紹業職														
	長	福	山	計	富	石	福	岐	三	靜	愛	計	高	愛	香	德	和	廣	岡	鳥			
崎	岡	口			山	川	井	阜	重	岡	知		知	媛	川	鳥	山	島	山	取			
二	七	二	市立 公 立	三	二	一	一	二	三	四	八	市立 公 立	三	一	三	一	一	一	五	二	一		
	一			八	一	三			三	一			六		三								
															一		一						
二	八	二	計	元	三	四	一	二	六	五	八	計	五	一	七	一	一	一	五	二	一		
	一	一	法人 私 立	一							一	法人 私 立	八	一	一				一	一			
				三					一		二		三			一				一			
	一	一		四					一		三		二	一	一	一				一	二		
二	九	三	合計	三	三	四	一	二	七	五	二	合計	六	二	八	二	一	一	六	四	一		

四 地 方 管 内 合 計	職業紹介事務所管内				
	計	大 分	鹿 島	宮 崎	佐 賀
一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九
十	十	十	十	十	十
十一	十一	十一	十一	十一	十一
十二	十二	十二	十二	十二	十二
合 計	一 三 六	一 三 六	一 三 六	一 三 六	一 三 六

第二表(其二) 昭和三年中職業紹介所紹介数月別表(職業紹介公報に據る)

一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	合 計
一 九 六	一 九 八	一 九 九	二 〇 三	二 〇 一	二 〇 六	二 〇 八	二 一 〇	二 一 一	二 一 一	二 一 四	二 一 四	六 九 〇、三 二〇
五 〇、六 一	五 五、二 三	七 一、三 九〇	六 五、八 一四	六 一、七 〇三	五 二、〇 五	五 四、〇 〇六	五 八、三 六二	六 五、七 三	六 五、三 六八	四 七、〇 九	四 二、九 五	七 五〇、七 九一
一 四、六 八	一 七、〇 四	二 〇、四 三	二 一、二 四	七 一、六 〇	六 二、六 〇	六 〇、九 七	五 九、一 三	六 七、〇 六	六 三、九 七	五 三、〇 四	四 五、八 七	二 五、七 二
八、一 四	八、九 七	五、三	五、七 八	九、九 三	一〇、五 五	六、九 六	七、七 三	一、三 三	一、三 三	五、九 四	二、七 四	六〇、二 九
二 六	二 六	一〇 一	一〇 九	二 六	二 〇	二 三	一〇 一	一〇 一	九 八	一 三	一〇 七	一 〇九
二 五	二 七	二 六	二 〇	二 六	二 七	二 九	二 九	三 〇	三 一	三 〇	三 三	二 九

第四部 統計表

五四七

第二表(其三) 昭和三年中職業紹介所業態別紹介数(職業紹介公報に據る)

業態	求人数	求職者数	就職者数	求人対求職者割合(%)	求職者対就職者割合(%)
工、鑛業	一六二、三三五	二二一、〇九二	五〇、六六元	—	—
土木建築	七四、三七三	五四、二九三	二八、九四三	—	—
商業	一八三、二七	一五七、八八七	四六、九一六	—	—
農林業	四、四九六	四、九三三	二、三二六	—	—
水産業	一、二〇七	一、〇三一	七四	—	—
通信運輸	一六、三八八	一七、七三三	六、三三五	—	—
戸内使用人	一三六、二八	一三八、七三〇	四四、三九七	—	—
雑業	二二四、一八七	一五二、五九五	三五、五四七	—	—
無希望	—	一三、四七	—	—	—
合計	六九〇、三三〇	七五〇、七九一	二二五、七二七	—	—

第二表(其四) 昭和三年中俸給生活者職業紹介所紹介数月別表(職業紹介公報による)

月	紹介所数	求人数	求職者数	就職者数	求人対求職者割合(%)	求職者対就職者割合(%)
一	五	一九三	六七六	二二	二八九	二七
二	五	一八八	六三三	一一〇	三五〇	二七
三	五	一九九	八七一	一二五	四四〇	一四
四	六	二二五	一、〇八五	一一八	四六三	二
五	七	二六三	一、二三四	一五二	一九五	三
六	七	二六八	七六二	一三三	二八四	七
七	七	二二六	一、二三三	一五五	五三三	三
八	七	二六八	九二九	一四一	三四七	一五
九	八	六八一	一、三三九	五〇六	一九七	八
十	八	二七〇	九八八	一八六	三六六	一九
十一	九	四八	七五六	一四〇	一八一	一九
十二	九	二四三	七〇五	二〇五	二九〇	二九
合計	—	三、八三一	二一、〇八〇	二、〇八三	二八九	一九

第二表(其五) 昭和三年中日傭労働紹介月別表(職業紹介公報による)

月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十	合
計	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
紹介所數	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三〇
求人數	三六、三五	三八二、七二九	三九〇、〇三三	一八〇、五九七	二〇四、六五一	一八八、二一一	二〇二、三四〇	二二三、五二八	二二九、五八五	二二七、七二五	一九一、六五二	二、九七六、七四六
求職者數	三六六、四七三	四三二、四八九	四三七、五五八	二二二、八三五	二三〇、六二九	二〇九、九七二	三三一、四四六	三三五、九八三	二二六、五八五	二四三、五七八	二三三、二三〇	三、三七四、〇六七
紹介件數	三六、〇四三	三八二、〇〇八	三八九、六〇八	一八〇、一八五	二〇四、四〇三	一八八、〇三二	二〇二、九七五	二二三、三三七	二二九、二四七	二二六、八五九	一九一、五六五	二、九七三、二三七
求人數ニ對スル求職者數	一〇六	一一〇	一一三	一一八	一一三	一一三	一一九	一一一	一〇七	一一三	一一一	一一三
求職者數ニ對スル紹介件數	八六	九〇	八九	八五	八九	九〇	九二	九〇	九三	八九	八二	八八

### 第三表 住宅統計

第三表(其一) 住宅組合調(昭和四年三月末現在、社會局調)

組合數	組合員數	住宅建設費	組合數	組合員數	住宅建設費
北海道	空	七九七 <sup>人</sup>	東京	四六一	一五、二六七、九七〇 <sup>円</sup>
京都	一一〇	二、五三五	大阪	一一六	三、六五六、〇七〇
神奈川	三三五	二、三三一	兵庫	一七一	四、〇一七、四九四
長崎	五〇	四四九	新潟	三三	六七五、一〇〇
埼玉	三	一九六	群馬	二八	五三五、四八四

千	葉	三六	三九三	五六一、五〇〇	二六	二七	三六八、五〇〇
枋	木	三二	三四	六六二、七二〇	三	二四	四四三、七〇〇
三	重	三二	三八八	七一九、五二四	八	八四	一、六三六、七〇〇
靜	岡	四八	五一九	九六三、六三三	八	一四	二六三、二四〇
滋	賀	一〇	一七一	三三二、二四〇	四	四九	七〇五、九八〇
長	野	五	四九九	一、〇〇三、〇八〇	三	三九二	一、〇四九、八〇〇
福	島	六	六〇二	六七一、三七五	三	四二	六三三、八八〇
青	森	二六	二五八	五二四、〇五二	一〇	二九	二〇三、九三〇
秋	田	一〇	三四八	五六二、九五六	〇	二七〇	五〇二、〇〇〇
石	川	五	三〇二	六四三、六〇〇	〇	三三一	四六九、八三〇
鳥	取	八	二九八	五八四、九二〇	三	二七二	五九七、七〇〇
岡	山	四	二二〇	七五四、一七〇	〇	五三	一、二七九、八五〇
山	口	三七	四六八	七六〇、三二七	一	三〇	五七七、二〇〇
德	島	一〇	九八	二〇八、〇五二	六	八〇	二〇九、四〇〇
愛	媛	三	二九二	五五二、七五六	四	二九三	四八三、一九〇
福	岡	七	八〇一	一、七六九、一五〇	六	一八七	四五六、九〇〇
佐	賀	二七	一七四	四七七、五二〇	七	二五三	六二六、九六〇
宮	崎	二九	三三五	五五四、三〇〇	七	二五三	六二六、九六〇
沖	繩	一五	二二〇	二四六、六〇〇	八	二九七	八八〇、四五〇
計		二、三〇八	二六、八八九	六二、二〇〇、五三八			

第三表(其二) 共同宿泊所調(社會局調)

北海道

昭和二年

公設  
—  
私設  
—  
計

施設數

宿泊延人員

一〇、三六八

一ヶ月平均  
宿泊延人員

八五五

第四部 統計表

東 京	京 都	大 阪	神 奈 川	兵 庫	長 崎	埼 玉	群 馬	茨 城	三 重	愛 知	靜 岡	山 梨	岐 阜	長 野	宮 城	岩 手	福 井	岡 山	廣 島	山 口	和 歌 山	愛 知	計
二	二	五	四	一	二	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四
三	一	七	四	二	一	一	一	一	一	五	一	一	四	一	三	一	一	四	五	二	一	一	空
三	二	三	八	二	二	一	一	一	一	五	四	一	一	一	四	一	一	四	五	二	一	一	八九
九八六、三六三	一九、四九九	六二、九二六	三〇三、五二三	一三六、八七五	六四八	二五九	二四八	四四四	七、七九五	九一、二六	七、七三三	八、四八一	一一、五九三	一、九二九	三三、二一〇	九二〇	二、一六一	七五〇	一九、七四四	一一、二〇〇	三	三三	二、二五七、二一六
八二、一九七	一、六二五	五二、〇七六	二五、二〇九	一一、四〇六	五四	二一	二〇	三七	六五〇	七、六〇一	六四三	七〇七	九六六	一六一	一、九三五	七一	一八〇	六二	一、六四三	九三三	三	一八	一八八、〇九三

第三表(其三) 借地借家調停件數月別表(官報による)

(昭和三年)	受理總數			既濟			未濟
	舊受	新受	計	調	不調	其他	
一	八六六	六六〇	一、五二六	四三四	一八	一一〇	五三二
二	九六四	七九七	一、七六一	七〇七	七九	一〇五	八九一
三	八七〇	九四九	一、八一九	七三九	六二	一〇四	九〇四
四	九二五	八二〇	一、七四五	六七六	三四	九六	八〇六
五	九三九	九四六	一、八八五	七六〇	八二	一二七	九五九
六	九一六	八四七	一、七六三	七五八	五三	一〇〇	九二一
七	八五三	八三三	一、六八六	五九三	二四	七〇	六八七
八	九六七	六七二	一、六三八	三九〇	三三	五二	四六四
九	一、一九四	九四九	二、一四三	七九二	四二	一四五	九七九
十	一、二六四	九〇八	二、一七二	九一五	七三	一七六	一、一六四
十一	九〇八	七二二	一、六三〇	六三二	五九	八六	七七四
十二	八五五	七〇四	一、五五九	六六六	三三	一〇一	八〇〇
合計	八六六	九、七九四	一〇、六六〇	八、〇六二	五七七	一、二六三	九、九〇一

第四表 公益質屋調(昭和三年十月末現在、社會局調)

市	町	村	私	計	貸付資金
北海	道	二	一	二	四、〇〇〇
東京	都	一	九	一〇	七二、〇〇〇
大阪	市	一	三	四	四、〇〇〇
合計					四〇〇,〇〇〇





日本勞働年鑑

昭和二年

道	經營主體別施設數			賣上高			一ヶ月平均賣上高		
	市府縣營	町村營	其他	計	上半期	下半年期	計	上半期	下半年期
北海道	五	一	一	六	一、〇二九、〇七一	一、一八九、一九六	二、二二八、二六七	一七二、五三二	一九八、一九九
東京都	五	一	三	五	七、〇四三、六一九	七、三八〇、五三一	一四、四三四、一五〇	一、一七三、九三七	一、三三〇、〇八九
大阪府	七	一	三	一〇	一、三三九、一〇三	一、七三二、二三三	三、〇五〇、三三六	二一九、八五一	二八八、五三七
神奈川	九	二	一	一二	一七、六一一、五三〇	二〇、三五二、八八五	三四、九六四、四二五	二、九三五、二五五	三、三九二、一四八
兵庫	八	二	一	一二	四三三、九三三	八八三、八九八	一、三〇六、八三〇	七〇、四八九	一四七、三二六
長崎	三	一	一	五	二、二七、一七五	二、一七四、五四六	四、三〇一、七二二	三九四、五三九	三六二、四三四
三重	一	一	一	三	一、〇六〇、九六九	一、〇〇五、三四六	二、〇六六、二五	一七六、八二八	一六七、五四一
愛知	六	七	二	一五	三三、七七四	三七、二一七	七一、八九一	五、七九六	六、一八六
静岡県	六	一	二	九	二、五四四、二六三	二、八四四、九二四	五、三八九、一七七	四三四、〇四四	四七四、一五二
山梨	一	一	一	三	三九六、二〇六	三八八、〇五八	七八四、二六四	六六、〇三四	六四、六七六
滋賀	一	四	一	六	一五六、三〇六	一八〇、六七二	三三六、九七七	二六、〇五一	三〇、一一三
岐阜	一	一	一	三	三七、八九〇	四〇、二二二	七八、一〇二	六、三二五	六、七〇二
長野	一	一	二	四	九〇、二八七	二二〇、六三五	三三〇、九三三	一五、〇四八	三八、四九九
宮城	一	一	四	六	七六、五九三	八八、七七八	一六五、三七二	一二、七六六	一四、七九六
福島	一	一	一	三	二二、六九八	二四、一八一	四六、六七九	三、七八三	四、〇三〇
岩手	一	一	一	三	一八、七三二	二〇、四五九	三九、一九〇	三、一三二	三、四一〇
新潟	一	一	一	三	五三、六一三	五七、五七七	一一一、一九〇	八、九三六	九、五九六
埼玉	一	一	一	三	一四、三七二	一三、八四四	二八、二二六	二、三九五	二、三〇七
群馬	一	一	一	三	二四、〇三七	三〇、七三三	一四、七七〇	四、〇〇六	五、二二三
千葉	一	一	一	三	九九、三三一	一二五、六五八	二二四、八八九	一六、五三九	一九、二七六
茨城	一	一	一	三	九九、三三一	一二五、六五八	二二四、八八九	一六、五三九	一九、二七六



第六表 簡易食堂統計 (社會局調)

道	支	市	町	村	分	昭和二年 食堂數		入 堂 延 人 員		一ヶ月平均入堂人員		賣 上		計
						上半期	下半年期	計	上半期	下半年期	計	上半期	下半年期	
北	海	道	二				一四、七五四	二九、六三六	二五四、三八〇	三、四九九	一九、九三六	一四、六七七	一四、七九五	二九、四八二
東	京	都	三				三、一四五、三八一	二、九九〇、二三三	六、〇九五、六〇四	五四、二三〇	四九一、七〇四	三七六、九三三	三五六、六五三	七三三、五八六
大	阪	府	二				三五三、六九一	二八八、七九一	六四二、四八二	五八、九四九	四八、一三三	五六、九〇六	四六、七三六	一〇三、六四四
神	奈	川	二				六六六、〇〇五	七六二、七四〇	一、三七八、七四五	一〇二、六六八	一七、一三三	九三、七八〇	一一〇、五五〇	二二四、三三一
兵	庫	市	六				三九四、八三三	三八〇、六一九	七七五、四四一	六五、八〇四	六三、四三七	五九、〇三三	五九、二六〇	一一八、二七三
長	崎	市	二				七八四、七三三	七七〇、一八七	一、五五四、九二〇	一三〇、七八九	一三、三六五	一〇二、〇五五	一一〇、七二〇	二二二、七三五
長	崎	市	二				七八、一七一	八六、七七八	一六四、九九九	一三、〇二九	一四、四六三	一四、八八一	一五、九四三	三〇、八二四
茨	城	市	一				二〇、四七九	三三、二六五	四一、七四四	三、四三三	三、五四四	三、〇八七	三、二三三	六、三〇〇
愛	知	市	六				一一八、八〇七	一六二、八二四	二八一、五三一	一九、八〇一	二七、一三七	一七、二七八	三一、一六〇	四八、四三九
靜	岡	市	四				一六五、七三二	一六三、四六一	三三九、一九三	二七、六三三	二七、二四四	二四、四五八	二三、五七九	四七、九七六
長	野	市	二				一五、〇二五	二二、三三〇	三八、三四五	二、五〇四	三、八八七	二、三九四	三、九四九	六、三四三
宮	城	市	一				一〇、一九一	一一、二二六	二二、四一七	一、六九九	二、〇三九	一、三三一	一、六四〇	二、九七一
岩	手	市	一				七、五六一	六、九六〇	一四、五二一	一、三六〇	一、一六〇	一、二〇八	一、四三六	二、六四七
福	井	市	一				三一、四三六	二八、〇九三	一九、五二九	五、二九九	四、六八二	三、九二六	四、一七二	八、〇八八
富	山	市	二				一三〇、〇八二	一三三、九六二	二六四、〇四四	二二、六八〇	三三、三二七	一四、七五〇	一四、八〇六	二九、五五六
鳥	取	市	一				四、二〇三	四、六四一	八、八四四	七〇一	七七一	八四一	九二八	一、七六九
廣	島	市	一				二四九、九三八	二九一、三三三	五四二、二六〇	四一、六五六	四八、五五四	二一、八五三	二八、〇五一	四九、九〇四
和	山	市	二				一二四、四三五	一三〇、八三三	二五五、二九八	二〇、七三九	二二、八〇四	一五、七二八	一六、五八七	三三、三三五
福	岡	市	三				一二六、六九八	一四八、二九三	二七六、九九一	二二、四五〇	二四、七二六	二七、八五八	三四、五六六	六三、四三四
大	分	市	一				一一、三六一	一二、一九二	二二、五五二	一、八九四	二、〇三二	二、九二七	三、七二八	六、六五五

計 六、五五、五〇五 六、四九八、三五六 一三、〇三三、八六一 一、〇八七、五八四 一、〇八三、〇五九 八五五、八四九、八二 八九二、四二六、〇一 一、七四八、二六五、八三

【備考】 食堂数は昭和二年末現在

第七表 少年審判所保護處分統計 (官報による)

昭和三年中	受理 件数	審判 不開始	訓誡	保護處分							合計	未済	
				保護者 引渡シ	保護團體 ニ委託	少年保護 司觀察	感化院 送致	矯正院 送致	其他	計			
刑罰 たる もの に あ る	男 一三、一六四	七、七三二	三、五九七	△二、四〇三	△七〇八	△九七七	△	△四二	△一七六	四、〇六一	二元	一一、八二一	三三
令 あ れ る	女 九七四	五四七	三四二	△二八七	△五三	△九三	△	△	△二五	三九三	—	九四〇	三四
觸 も る	計 一三、一三八	八、二七二	三、九三九	△二、七〇九	△七六〇	△一、〇六九	△	△四二	△二〇三	四、四〇四	二元	一二、七六一	三七
刑罰 たる もの に あ ら ず	男 三三九	一一〇	一一九	△五四	△四三	△四二	△	△三	△三二	一一三	—	二四九	八〇
令 あ れ る	女 三三	一七	一〇	△五	△四	△六	△	△	△	一一五	—	二元	二
觸 も る	計 三六〇	一二七	一二九	△五九	△四七	△四七	△	△三	△二二	一二六	—	二七八	八二
合計	男 一二、四九三	七、八四二	三、七二六	△二、五五六	△七五一	△一、〇一八	△	△四三	△一八〇	四、二〇〇	二元	一一、〇七〇	四三
合計	女 一、〇〇六	五六四	三五二	△三九二	△五六	△九八	△	△	△二五	四〇五	—	九六九	三六
合計	計 一三、四九八	八、四〇五	四、〇六七	△二、八九九	△八三七	△一、二一六	△	△四三	△二〇五	四、六〇五	二元	一二、〇三九	四九

【備考】 一、△印は他の處分を併科したるものにして外敷なり。

二、保護處分中其他とあるは校長訓誡書面誓約を、又終結中其他とあるは病院送致又は委託を含む。

第八表 圖書館統計

第八表(其一) 圖書館累年表 (文部省調)

昭和二年四月末現在	大正十五年三月末現在	同十四年三月末現在	同十三年三月末現在	同十二年三月末現在
館數 400	館數 3,904	館數 3,404	館數 2,937	館數 2,390
圖書冊數 5,255 <small>千冊</small>	圖書冊數 7,191	圖書冊數 7,038	圖書冊數 6,169	圖書冊數 5,940
閱覽人員 16,640 <small>千人</small>	閱覽人員 22,059	閱覽人員 19,209	閱覽人員 16,887	閱覽人員 14,826
平均閱覽人員 1.3	平均閱覽人員 2.2	平均閱覽人員 2.5	平均閱覽人員 2.4	平均閱覽人員 2.5

【備考】 閱覽人員は一年累計。昭和二年分は學校附屬圖書館及經費年五百圓以下の小圖書館を省く。

第八表(其二) 圖書館府縣別表 (昭和二年四月末現在文部省調)

道府縣	館數	藏書冊數	閱覽人員
北海道	10	86,121	210,908
青森	6	70,133	23,786
岩手	5	55,825	17,004
宮城	4	138,705	27,336
秋田	3	150,697	56,266
山形	3	133,379	21,897
福島	5	70,355	69,849
茨城	1	85,920	59,846

島 島 和 奈 兵 大 京 滋 三 愛 靜 岐 長 山 福 石 富 新 神 千 東 埼 群 枋

歌

奈

根 取 山 良 庫 阪 都 賀 重 知 岡 阜 野 梨 井 川 山 湯 川 葉 京 玉 馬 木

三 三 六 九 一 一 五 一 六 七 七 三 二 一 八 二 三 二 七 二 八 二 三 二 七 二 八 〇 三 二 一 七 九

二〇七、八〇六  
七二、〇八六  
五〇、六五四  
一五六、九六六  
一六八、三三八  
二四六、七三〇  
一三三、八二四  
一七五、六七二  
九七、一八三  
三〇〇、二五  
三五、四三五  
二二、七二八  
一一四、六五〇  
一四、八〇二  
三四、六九五  
一一九、九三二  
一一三、九九四  
一六七、一〇七  
四〇、七六七  
一四三、三一九  
九四一、七九六  
五八、六〇七  
二〇〇、一五三  
六五、四四六

八八、五五二  
四九、一九五  
七一、二三七  
一二七、九五三  
三三〇、一七八  
一、〇三四、七三六  
一四〇、一八六  
七二、〇六六  
二〇七、六五八  
六六八、二八七  
三三一、一八四  
三五、八〇一  
一七七、〇二  
一七、〇八四  
六六、七九四  
四九五、二六六  
二〇三、八九七  
一、二五七、八九四  
七五、八五五  
二七七、三八六  
二、六六六、五三九  
三〇六、六三二  
一八六、七六五  
七八、二二〇

第四部 統計表

五五九

沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	大分	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	徳島	香川	山口	廣島	岡山
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
四〇七	一九	九五	一五	八四	五八	八四	四四	五五	四七	三三	三八	六六	一五七、四四五	一、三二一、七二一
五、六三五、三五一	一五、二二九	五四、五五九	五〇、三〇八	七九、五三一	七五、七四一	七九、四二五	四一、八九九	一〇一、八八四	七七、二〇八	七五、一八四	四五、四八〇	九八、三二八	二四二、七四三	二九五、三四三
一六、六四〇、八八八	四八、二八三	七七八、三〇四	五八四、〇〇三	八六九、八四五	一四七、八五二	四七八、〇三〇	一一〇、二二七	六三五、一一〇	二一九、五八五	一八四、二二三	二五〇、四二四	一六八、九九九	四二七、七二〇	二、二二一、七二一

【備考】

一、學校附屬圖書館は省く。  
 二、經費年計五百圓未滿の小圖書館は省く。

第九表 地方青年團一覽表 (昭年二年三月末現在文部省調)

青森	北海	道	計	團	員	數
三六	一、三三七	男	一、八九八	計	三、二四〇	一三三、八二九
一五〇	五三	女	三、六八〇	計	一三、二九二	四六、九七二



第四部 統計表

岩	宮	秋	山	福	茨	栃	群	埼	千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	靜	愛	三	滋	京
手	城	田	形	島	城	木	馬	玉	葉	京	川	湯	山	川	井	梨	野	阜	岡	知	重	賀	都
二七三	二二七	二五八	二二九	四〇八	三八七	一八三	二二八	三七一	三五一	七三二	三三三	四六〇	二六九	二二二	一八九	二三八	四二六	三四四	三八六	三六三	三三七	二〇四	三九五
一五九	二二七	二二二	二二九	三四九	三七六	二三八	二二三	三七一	三七〇	四一	一九〇	一八七	二六七	二二六	一三〇	二二七	一六八	三七二	二八九	二七三	二九三	二〇六	三三八
四三二	四五四	四七〇	四七八	七五七	七六三	四二一	四三一	七四二	七三三	七五三	五二三	六四七	五三六	四九九	三一九	四六五	五八四	七二六	六七五	六三五	六三九	四一〇	七三三
四九、二八五	四〇、九〇四	五三、三五〇	五〇、四五三	五九、七八三	五四、二二二	三八、三三五	四一、七八四	五五、八〇六	五六、一九七	一〇三、二八四	五六、一六四	一一七、三五五	五六、九一九	三四、五九三	二五、四五五	二九、〇九〇	九一、〇七六	四二、九一四	六九、七七七	七六、七六四	五四、六一七	三九、一三三	五一、八五六
一三、八一九	二三、七六九	二二、二〇九	三〇、一九四	二九、一七五	三二、九七七	二三、四四五	三四、二六四	四六、〇七〇	三四、六七九	六、二七八	二〇、四六七	二七、四四八	八九、五二八	二三、五五三	一〇、六八二	二二、五五〇	三二、九七五	三二、四七八	三三、三四三	四〇、九五九	三三、七六一	二六、四五五	二八、一七七
六三、一〇四	六四、六七三	七五、五五九	八〇、六四七	八八、九五八	八七、一八九	六一、七八〇	七六、〇四八	一〇一、八七六	九〇、八七六	一〇九、五六二	七六、六三一	一四四、八〇三	一四六、四四七	五八、一四六	三六、一三七	五一、六四〇	一三四、〇五一	七五、三九二	一〇二、一一〇	一一七、七三三	八八、三七八	五五、五八八	八〇、〇三三

總計	沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	德島	山形	廣島	岡山	島根	鳥取	島山	和歌山	奈良	兵庫	大阪
14,915	56	14	137	267	345	322	136	409	197	338	196	126	24	457	443	281	193	258	153	405	49	
10,851	48	38	9	254	350	161	140	349	181	289	189	85	261	—	346	285	193	173	72	253	123	
25,766	104	432	231	531	695	473	276	758	378	627	385	221	505	457	789	566	384	430	235	668	621	
11,570,455	28,748	76,875	31,261	53,227	62,755	50,461	28,625	67,259	30,934	97,148	30,765	24,886	41,763	62,927	66,751	37,063	18,877	34,464	26,266	123,747	110,178	
1,241,282	15,001	23,471	7,275	19,999	34,491	22,092	19,460	41,579	18,074	61,790	17,243	9,648	23,138	—	33,546	19,235	12,036	33,110	8,777	34,602	25,077	
3,811,737	4,730	101,346	38,536	73,226	97,246	71,553	48,075	108,838	49,008	158,938	48,008	34,534	64,908	61,937	100,297	56,288	50,913	67,584	35,023	148,349	145,255	